

昭和十四年法律第七十三号

証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム）の認証業務に関する法律（平成十四年法律第二百五十三条号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法その他の厚生労働省令で定める方法により、被保険者又は被扶養者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、協会から回答を受けて当該情報を当該保険医療機関若しくは保険薬局又は指定訪問看護事業者に提供し、当該保険医療機関若しくは保険薬局又は指定訪問看護事業者から被保険者又は被扶養者であることの確認を受けることをいう。

（船舶所有者に関する規定の適用）

第三条 この法律及びこの法律に基づいて発する命令のうち船舶所有者に関する規定は、船舶共同の場合には船舶管理人に、船舶貸借の場合には船舶借入人に、船舶所有者、船舶管理人及び船舶借入人以外の者が船員を使用する場合にはその者に適用する。

第二章 保険者

（管掌）

第四条 船員保険は、協会が、管掌する。
2 前項の規定により協会が管掌する船員保険の事業に関する業務のうち、被保険者の資格の取得及び喪失の確認、標準報酬月額及び標準賞与額の決定並びに保険料の徴収（疾病任意継続被保険者に係るものを除く。）並びにこれらに附帯する業務は、厚生労働大臣が行う。（業務）

（第五条 協会は、船員保険事業に関する業務として、次に掲げる業務を行う。）

一 第四章の規定による保険給付に関する業務
二 第五章の規定による保健事業及び福祉事業に関する業務

三 前二号に掲げる業務のほか、船員保険事業に関する業務について前条第一項の規定により厚生労働大臣が行う業務以外のもの

四 第五百十三条の六の二第一項に規定する権限に係る事務に関する業務
五 前各号に掲げる業務に附帯する業務

（船員保険協議会）

第六条 船員保険事業に関する船舶所有者及び被保険者（その意見を代表する者を含む。以下この条において同じ。）の意見を聞き、当該事業

の円滑な運営を図るために、協会に船員保険協議会を置く。

2 船員保険協議会の委員は、十二人以内とし、かつ適正な運営に必要な学識経験を有する者の中から、厚生労働大臣が任命する。

3 前項の委員の任期は、一年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 船員保険協議会の委員は、再任されることができる。

（船員保険協議会の職務）

第七条 協会の理事長（以下「理事長」という。）は、次に掲げる事項の立案をしようとするときは、あらかじめ、船員保険協議会の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない一定款（船員保険事業に係る部分に限る。）の変更

2 健康保険法第七条の二十二第二項に規定する運営規則（船員保険事業に係る部分に限りある。）の変更

3 協会の毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算（船員保険事業に係る部分に限る。）

4 協会の重要な財産の処分又は重大な債務の負担（船員保険事業に係るものに限る。）

5 その他船員保険事業に関する重要な事項として厚生労働省令で定めるもの

6 理事長は、前項各号に掲げる事項については、協会における船員保険事業に係る業務の円滑な運営を確保する観点から、健康保険法第七条の十九第一項の規定により運営委員会（同法第七条の十八第一項に規定する運営委員会をいう。以下同じ。）の議を経なければならぬ。ただし、前項第二号の運営規則の変更のうち厚生労働省令で定める軽微なものについては、理事長は、運営委員会の議を経ないで行うことができる。

7 第一項各号に規定する事項のほか、船員保険協議会は、船員保険事業に関し、理事長の諮問に応じ、又は必要と認める事項について、理事長に建議することができる。

（第五章 協会は、船員保険事業に関する業務として、次に掲げる業務を行つた。）

一 第四章の規定による保険給付に関する業務

二 第五章の規定による保健事業及び福祉事業に関する業務

三 前二号に掲げる業務のほか、船員保険事業に関する業務について前条第一項の規定により厚生労働大臣が行う業務以外のもの

四 第五百十三条の六の二第一項に規定する権限に係る事務に関する業務

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務

（定款）

第六条 協会の定款には、健康保険法第七条の六第一項各号に掲げる事項のほか、船員保険協議会に関する事項を定めなければならない。

（区分経理）

第九条 協会は、船員保険事業に関する業務に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

2 第二条第二項の申出をした者が、初めて納付する業務を行う場合には、健康保険法第七条の十九第一項第二号中「変更」とあるのは「変更（船員保険事業に関する事項で船員保険法第七条第二項の厚生労働省令で定める軽微なもの）」とあるのは「運営委員会」とあるのは「運営委員会及び船員保険法第六条第一項に規定する船員保険協議会」と、同法第七条の二十一中「運営委員会」とあるのは「運営委員会及び船員保険法第六条第一項に規定する船員保険協議会」と、同法第七条の四十一中「この法律及び船員保険法第六条第一項に規定する船員保険協議会」と、同法第七条の三十七第一項「この法律及び船員保険法第十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。」（第七条の三十七第二項（同法第十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第二十二条の二において準用する場合を含む。）及び第二十二条の二において準用する場合を含む。）とする。

3 第七条の二中「第七条の三十七第七第一項（同法第二項及び第二十二条の二において準用する場合を含む。）」とあるのは「第七条の三十七第一項（同法第十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第二十二条の二において準用する場合を含む。）」とする。

（第六章 第三章 被保険者）

2 第二節 資格

（資格取得の時期）

3 第一項各号に規定する事項のほか、船員保険協議会は、船員保険事業に関し、理事長の諮問に応じ、又は必要と認める事項について、理事長に建議することができる。

2 第二節 資格

（資格喪失の時期）

3 第一項各号に規定する事項のほか、船員保険協議会は、船員として船舶所有者に使用されるに至った日から、被保険者の資格を取得する。

（資格喪失の時期）

2 第二節 資格

（資格喪失の時期）

3 第一項各号に規定する事項のほか、船員保険協議会は、船員として船舶所有者に使用されるに至った日から、被保険者の資格を取得する。

（資格喪失の時期）

2 第二節 資格

（資格喪失の時期）

3 第一項各号に規定する事項のほか、船員保険協議会は、船員として船舶所有者に使用されるに至った日から、被保険者の資格を取得する。

（資格喪失の時期）

2 第二節 資格

（資格喪失の時期）

3 第一項各号に規定する事項のほか、船員保険協議会は、船員として船舶所有者に使用されるに至った日から、被保険者の資格を取得する。

2 第二節 資格

3 第一項の確認については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

2 第二節 資格

3 第一項の確認については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

（第七章 第二節 標準報酬月額及び標準賞与額）

2 第二節 標準報酬月額及び標準賞与額

3 第一項の確認については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

（第八章 第二節 標準報酬月額及び標準賞与額）

2 第二節 標準報酬月額及び標準賞与額

3 第一項の確認については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

（第九章 第二節 標準報酬月額及び標準賞与額）

2 第二節 標準報酬月額及び標準賞与額

3 第一項の確認については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

（第十章 第二節 標準報酬月額及び標準賞与額）

2 第二節 標準報酬月額及び標準賞与額

3 第一項の確認については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

（第十一章 第二節 標準報酬月額及び標準賞与額）

2 第二節 標準報酬月額及び標準賞与額

3 第一項の確認については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

（第十二章 第二節 標準報酬月額及び標準賞与額）

2 第二節 標準報酬月額及び標準賞与額

3 第一項の確認については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

（第十三章 第二節 標準報酬月額及び標準賞与額）

2 第二節 標準報酬月額及び標準賞与額

3 第一項の確認については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

（第十四章 第二節 標準報酬月額及び標準賞与額）

2 第二節 標準報酬月額及び標準賞与額

3 第一項の確認については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

（第十五章 第二節 標準報酬月額及び標準賞与額）

2 第二節 標準報酬月額及び標準賞与額

3 第一項の確認については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

（第十六章 第二節 標準報酬月額及び標準賞与額）

2 第二節 標準報酬月額及び標準賞与額

3 第一項の確認については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

（第十七章 第二節 標準報酬月額及び標準賞与額）

2 第二節 標準報酬月額及び標準賞与額

3 第一項の確認については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

（第十八章 第二節 標準報酬月額及び標準賞与額）

2 第二節 標準報酬月額及び標準賞与額

3 第一項の確認については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

（第十九章 第二節 標準報酬月額及び標準賞与額）

2 第二節 標準報酬月額及び標準賞与額

3 第一項の確認については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

（第二十章 第二節 標準報酬月額及び標準賞与額）

2 第二節 標準報酬月額及び標準賞与額

3 第一項の確認については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

（第二十一章 第二節 標準報酬月額及び標準賞与額）

2 第二節 標準報酬月額及び標準賞与額

3 第一項の確認については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

（第二十二章 第二節 標準報酬月額及び標準賞与額）

2 第二節 標準報酬月額及び標準賞与額

3 第一項の確認については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

（第二十三章 第二節 標準報酬月額及び標準賞与額）

2 第二節 標準報酬月額及び標準賞与額

3 第一項の確認については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

（第二十四章 第二節 標準報酬月額及び標準賞与額）

2 第二節 標準報酬月額及び標準賞与額

3 第一項の確認については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

（第二十五章 第二節 標準報酬月額及び標準賞与額）

2 第二節 標準報酬月額及び標準賞与額

3 第一項の確認については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

（第二十六章 第二節 標準報酬月額及び標準賞与額）

2 第二節 標準報酬月額及び標準賞与額

3 第一項の確認については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

（第二十七章 第二節 標準報酬月額及び標準賞与額）

2 第二節 標準報酬月額及び標準賞与額

3 第一項の確認については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

（第二十八章 第二節 標準報酬月額及び標準賞与額）

2 第二節 標準報酬月額及び標準賞与額

3 第一項の確認については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

（第二十九章 第二節 標準報酬月額及び標準賞与額）

2 第二節 標準報酬月額及び標準賞与額

3 第一項の確認については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

（第三十章 第二節 標準報酬月額及び標準賞与額）

2 第二節 標準報酬月額及び標準賞与額

3 第一項の確認については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

（第三十一章 第二節 標準報酬月額及び標準賞与額）

2 第二節 標準報酬月額及び標準賞与額

3 第一項の確認については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

（第三十二章 第二節 標準報酬月額及び標準賞与額）

2 第二節 標準報酬月額及び標準賞与額

3 第一項の確認については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

（第三十三章 第二節 標準報酬月額及び標準賞与額）

2 第二節 標準報酬月額及び標準賞与額

3 第一項の確認については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

（第三十四章 第二節 標準報酬月額及び標準賞与額）

2 第二節 標準報酬月額及び標準賞与額

3 第一項の確認については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

（第三十五章 第二節 標準報酬月額及び標準賞与額）

2 第二節 標準報酬月額及び標準賞与額

3 第一項の確認については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

（第三十六章 第二節 標準報酬月額及び標準賞与額）

2 第二節 標準報酬月額及び標準賞与額

3 第一項の確認については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

（第三十七章 第二節 標準報酬月額及び標準賞与額）

2 第二節 標準報酬月額及び標準賞与額

3 第一項の確認については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

（第三十八章 第二節 標準報酬月額及び標準賞与額）

2 第二節 標準報酬月額及び標準賞与額

3 第一項の確認については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

（第三十九章 第二節 標準報酬月額及び標準賞与額）

2 第二節 標準報酬月額及び標準賞与額

3 第一項の確認については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

（第四十章 第二節 標準報酬月額及び標準賞与額）

2 第二節 標準報酬月額及び標準賞与額

3 第一項の確認については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

（第四十一章 第二節 標準報酬月額及び標準賞与額）

2 第二節 標準報酬月額及び標準賞与額

3 第一項の確認については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

（第四十二章 第二節 標準報酬月額及び標準賞与額）

2 第二節 標準報酬月額及び標準賞与額

3 第一項の確認については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

（第四十三章 第二節 標準報酬月額及び標準賞与額）

2 第二節 標準報酬月額及び標準賞与額

3 第一項の確認については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）

第十八条 厚生労働大臣は、被保険者の報酬（歩合により定める報酬を除く。）が、報酬に増減があつたことにより、従前の報酬月額に基づき定められた標準報酬月額に該当しなくなつた場合においては、報酬に増減があつた月の翌月（報酬に増減があつた日が月の初日の場合には、その月）からその標準報酬月額を改定する。

第十七条 厚生労働大臣は、被保険者の資格を取得した際の決定（被保険者の資格を取得した際の決定）得した者があるときは、標準報酬月額を決定する。

3
くなった場合は、変更があつた月の翌月（変更があつた日が月の初日の場合には、その月）からその標準報酬月額を改定する。
厚生労働大臣は、報酬が歩合によつて定められる被保険者については、前項の規定によるほか、毎年、九月一日（以下この項及び第二十条第一項において「基準日」という。）に報酬月額を算定し、従前の報酬月額に基づき定められた標準報酬月額に該当しない場合は、基準日の属する月からその標準報酬月額を改定する。ただし、次に掲げる被保険者については、この限りでない。

合により定める報酬を除く。)が、報酬に増減額があつたことにより、従前の報酬月額に基づき定められた標準報酬月額に該当しなくなった場合においては、報酬に増減があつた月の翌日(報酬に増減があつた日の初日の場合は、その月)からその標準報酬月額を改定する。

厚生労働大臣は、報酬が歩合による報酬の額の算出の基礎となる要素であつて厚生労働省会議で定めるものに変更があつたことにより、該当する被保険者に支払われるべき報酬が従前の報酬月額に基づき定められた標準報酬月額に該当しな

厚生労働大臣は、前項の規定により標準報酬月額が改定された被保険者については、第十八条の規定によるほか、被保険者の勤務時間その他の勤務条件に変更があつたことにより当該被保険者に支払われるべき報酬が従前の報酬月額に基づき定められた標準報酬月額に該当しなくなった場合においては、変更があつた月の翌月(変更があつた日が月の初日の場合には、その月)からその標準報酬月額を改定する。

(報酬月額の算定)

第二十条 被保険者の報酬月額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した額とする。

一 月、週その他一定期間によつて報酬が定められる場合 被保険者の資格を取得した日、

五 歩合により報酬が定められる場合 次に掲げる額を基準とし、厚生労働大臣が定める方法により算定した額イ 被保険者の資格を取得した日又は報酬額の算出の基礎となる要素に変更のあった日若しくは基準日前一年間において当該被保險者が乗り組む船舶の乗組員に対し支払われた歩合金（当該被保険者が漁船に乗り組むため使用される場合においては、当該漁船が採捕しようとする漁獲物と同種の漁獲物の採捕に従事した労務の対償として支払われたものに限る。）の一人歩（歩合金配分の基準単位をいう。以下この号において同じ。）当たりの額口 イに掲げる額を算定することが困難であるとき、又はイにより算定した額が著しく

第二十二条 報酬又は賞与の全部又は一部が、通常以外のもので支払われる場合においては、その額は、その地方の時価によつて、厚生労働大臣が定める。

(**疾病任意継続被保険者の標準報酬月額**)

第二十三条 疾病任意継続被保険者の標準報酬月額については、第十七条から第二十条までの規定にかかわらず、次に掲げる額のうちいずれか少ない額をもつて、その者の標準報酬月額とする。

一 当該疾病任意継続被保険者が被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額

二 前年(一月から三月までの標準報酬月額について、前々年)の九月三十日における全

第二十六条 厚生労働大臣は、第二十四条の規定による届出があつた場合において、その届出に係る事実がないと認めるときは、その旨をその届出をした船舶所有者に通知しなければならない。
第二十七条 前条第二項から第五項までの規定は、前項の通知について準用する。

四
五 一年を通じて船員として船舶所有者に使用される被保険者の報酬につき、基本となるべき固定給のほか、船舶に乗り組むこと、船舶の就航区域、船積貨物の種類により変動がある報酬が定められる場合、前三号の規定にかかわらず、第一号の規定により算定した基本となるべき固定給の額と変動がある報酬の額とを基準とし、厚生労働大臣が定める方法により算定した額
六 会社により報酬が定められる場合、次に掲

あるときは、これを切り捨て、その月における標準賞与額を決定する。ただし、その月に当該被保険者が受けた賞与によりその年度（毎年四月一日から翌年三月三十日までをいう。以下同じ。）における標準賞与額の累計額が五百七十三万円を超えることとなる場合には、当該累計額が五百七十三万円となるようその月の標準賞与額を決定し、その年度においてその月の翌月以降に受ける賞与の標準賞与額は零とする。

前条第二項の規定は、標準賞与額の算定につ

ならない。

厚生労働大臣は、前項の届出があつたときは、所在が明らかでない者について第一項の規定により船舶所有者に通知した事項を公告しなければならない。

厚生労働大臣は、船舶所有者の所在が明らかでない場合その他やむを得ない事情のため第一項の通知をすることができるない場合においては、同項の通知に代えて、その通知すべき事項を公告しなければならない。

第十九条の二 厚生労働大臣は、産前産後休業（船員法第八十七条第一項又は第二項の規定により職務に服さないことをいふ。以下同じ。）を終了した被保険者が、当該産前産後休業を終了した日（以下この条及び次条において「産前産後休業終了日」という。）において当該産前産後休業に係る手当を支給する場合において、その

ある場合（第五号に掲げる場合を除く。）被保険者の資格を取得した日、報酬に増減があつた日、育児休業等終了日の翌日、産前産後休業終了日の翌日又は勤務時間その他の勤務条件に変更があつた日前一月間に同様の船舶で、同様の労務に従事し、かつ、同様の報酬

により算定した額が著しく不适当であるときは、同項の規定にかかわらず、厚生労働大臣が算定する額を当該被保険者の報酬月額とする。
(標準賞与額の決定)

2 船舶所有者は、前項の通知があつたときは、速やかに、これを被保険者又は被保険者であつた者に通知しなければならない。

3 被保険者が被保険者の資格を喪失した場合において、その者の所在が明らかでないため前項の通知をすることができないときは、船舶所有者

2 日の属する月の翌月（育児休業等終了日の翌日）が月の初日の場合には、その月からその標準報酬月額を改定する。ただし、育児休業等終了日の翌日に次条第一項に規定する産前産後休業を開始している被保険者は、この限りでない。

厚生労働大臣は、前項の規定により標準報酬月額が改定された被保険者については、前条の規定によるほか、被保険者の勤務時間その他の勤務条件に変更があったことにより当該被保険者に支払われるべき報酬が従前の報酬月額に基づき定められた標準報酬月額に該当しなくなつた場合には、変更があつた月の翌月（変更があつた日が月の初日の場合には、その月）からその標準報酬月額を改定する。

（革前革後木業を終了した際の改定）

報酬に増減があつた日、育児休業等終了日の翌日、産前産後休業終了日の翌日又は勤務時間その他の勤務条件に変更があつた日の現在の報酬の額をその期間の総日数で除して得た額の三十倍に相当する額

六 前各号のうち二以上の号に掲げる場合に該当する場合 それぞれ當該各号の規定により算定した額の合算額

第二十五条 厚生労働大臣は、第十五条第一項の規定による確認又は標準報酬（標準報酬月額及び標準賞与額をいう。以下同じ。）の決定若しくは改定を行つときは、その旨を船舶所有者に通知しなければならない。

2 日の属する月の翌月（育児休業等終了日の翌日が月の初日の場合には、その月）からその標準報酬月額を改定する。ただし、育児休業等終了日の翌日に次条第一項に規定する産前産後休業を開始している被保険者は、この限りでない。

厚生労働大臣は、前項の規定により標準報酬月額が改定された被保険者については、前条の規定によるほか、被保険者の勤務時間その他の勤務条件に変更があったことにより当該被保険者に支払われる賃料が前項によ

報酬に増減があつた日、育児休業等終了日の翌日、産前産後休業終了日の翌日又は勤務時間その他勤務条件に変更があつた日の現在の報酬の額をその期間の総日数で除して得た額の三十倍に相当する額

二　日又は時間によつて報酬が定められる場合　被保険者の資格を取得した日、育児休業等終了日の翌日、産前産後休業終了日の翌日又は勤務時間その他勤務条件に変更があつ

不当なときは、同様の業務に従事する同様の船舶につきイの例により算定した額
被保険者が新たに船舶に乗り組んだ際
に、現に当該船舶に乗り組む他の被保険者
があるときは、イ及びロにかかるわらず、現
に乗り組む他の被保険者の報酬月額の算定
の基準となる一人歩当たりの歩合金額（当
該一人歩当たりの歩合金額が、引き続き現
に乗り組む他の被保険者の報酬月額の算定
の基準となることをもつて）

被保険者の標準報酬月額を平均した額を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額 第三節 届出等

第二十四条 船舶所有者は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格の取得及び喪失並びに報酬月額及び賞与額に関する事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

第三節 届出管

二 被保険者又は被保険者であつた者の死亡の時
当時その収入によつて生計を維持していた
子、父母、孫及び祖父母
三 前号に該当しない子、父母、孫及び祖父母
並びに兄弟姉妹

前項の一時金を受けるべき遺族の順位は、同
項各号の順序により、同項第二号及び第三号に
掲げる者のうちにあつては、それぞれ、当該各
号に掲げる順序による。

(同順位者が一人以上ある場合の給付)

第三十七条 前三条の規定により保険給付を受け
るべき被扶養者又は遺族に同順位者が二人以上
あるときは、その保険給付は、その人數によつ
て等分して支給する。

(未支給の保険給付)

第三十八条 保険給付を受ける権利を有する者が
死亡した場合において、その死亡した者に支給
すべき保険給付でまだその者に支給しなかつた
ものがあるときは、その者の配偶者、子、父
母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者
の死亡の当时その者と生計を同じくしていたも
の（遺族年金については、当該遺族年金を受け
ることができる他の遺族）は、自己の名で、そ
の未支給の保険給付の支給を請求することがで
きる。

2 前項の場合において、死亡した者が死亡前に
その保険給付を請求していなかつたときは、同
項に規定する者は、自己の名で、その保険給付
を請求することができる。

3 未支給の保険給付を受けるべき者の順位は、
第一項に規定する順序（遺族年金については、
第三十五条第三項に規定する順序）による。

4 未支給の保険給付を受けるべき同順位者が二
人以上あるときは、その人がした請求は、全
員のためその全額につきしたものとみなし、そ
の一人に対してした支給は、全員に対してした
ものとみなす。

(障害年金等の額の改定)

第三十九条 休業手当金、障害年金又は遺族年金
を受けることができる者の当該保険給付につい
ては、労働者災害補償保険法第八条の三第一項
第二号の規定による給付基礎日額の算定の方法
その他の事情を勘案して、厚生労働省令で定め
ることにより、その額を改定することができ
る。

2 障害手当金、障害差額一時金、障害年金差額
一時金、遺族一時金又は遺族年金差額一時金に
合つても、同様とする。

2 障害手当金、障害差額一時金、障害年金差額
一時金、遺族一時金又は遺族年金差額一時金に
合つても、同様とする。

二 ついで、労働者災害補償保険法第八条の四に
おいて準用する同法第八条の三第一項第二号の
規定による給付基礎日額の算定の方法その他の
事情を勘案して、厚生労働省令で定めるところ
により、その額を改定することができる。

第四十条 障害年金及び遺族年金の金額に五十円
未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円
十円以上百円未満の端数があるときは、これを
百円に切り上げるものとする。

(年金の支給期間及び支給期月)

第四十一条 障害年金及び遺族年金の支給は、支
給すべき事由が生じた月の翌月から始め、支給
を受ける権利が消滅した月で終わるものとする。
(死亡の推定)

第四十二条 船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若
しくは行方不明となつた際現にその船舶に乗つ
ていた被保険者若しくは被保険者であつた者若
しくは船舶に乗つていてその船舶の航行中に行
方不明となつた被保険者若しくは被保険者であ
つた者の生死が三月間分からない場合はこれ
らの者の死亡が三月以内に明らかとなり、か
つ、その死亡の時期が分からぬ場合には、葬
祭料、障害年金差額一時金、遺族年金、遺族一
時金及び遺族年金差額一時金の支給に関する規
定の適用については、その船舶が沈没し、転覆
し、滅失し、若しくは行方不明となつた日又は
その者が行方不明となつた日に、その者は、死
亡したものと推定する。航空機が墜落し、滅失
し、若しくは行方不明となつた際現にその航空
機に乗つていた被保険者若しくは被保険者であ
つた者若しくは航空機に乗つていてその航空機
の航行中に行方不明となつた被保険者若しくは
被保険者であつた者の生死が三月間分からない
場合又はこれらの者の死亡が三月以内に明らか
となり、かつ、その死亡の時期が分からぬ場合
にも、同様とする。

二 ついで、労働者災害補償保険法第八条の四に
おいて準用する同法第八条の三第一項第二号の
規定による給付基礎日額の算定の方法その他の
事情を勘案して、厚生労働省令で定めるところ
により、その額を改定することができる。

第四十三条 年金たる保険給付の支給を停止す
べき事由が生じたにもかかわらず、その停止す
べき期間の分として年金たる保険給付が支払われ
たときは、その支払われた年金たる保険給付を行つた
は、その後に支払うべき年金たる保険給付の内
払とみなすことができる。年金たる保険給付を
減額して改定すべき事由が生じたにもかかわら
ず、その事由が生じた月の翌月以後の分として
減額しない額の年金たる保険給付が支払われた
場合における当該年金たる保険給付の当該減額
すべきであつた部分についても同様とする。

2 同一の職務上の事由又は通勤による負傷又は
疾病（以下この条において「同一の傷病」とい
う。）に関し、障害年金（以下この条において「
乙年金」という。）を受ける権利を有する被保
険者又は被保険者であつた者が他の障害年金
(以下この項において「甲年金」という。)を受
ける権利を有することとなり、かつ、乙年金を受
ける権利が消滅した場合においてその期の年金
は、支払期月でない月であつても、支払うもの
とする。

2 障害年金及び遺族年金は、その支給を停止す
べき事由が生じたときは、その事由が生じた月
の翌月からその事由が消滅した月までの間は、
支給しない。

3 障害年金及び遺族年金は、毎年一月、四月、
六月、八月、十月及び十二月の六期に、それぞ
れの前月分までを支払う。ただし、支給を受
ける権利が消滅した場合におけるその期の年金
は、支払期月でない月であつても、支払うもの
とする。

2 前項の場合において、保険給付を受ける権利
を有する者が第三者から同一の事由について損
害賠償を受けたときは、協会は、その額の限
度において、保険給付を行ふ責めを免れる。
(災害補償相当給付の費用の徴収)

第四十六条 船舶所有者が故意又は重大な過失に
よつて第二十四条の規定による届出をしなかつた
場合において、その届出をしなかつた期間内に
生じた職務上の事由による疾病、負傷、行方不
明若しくは死亡又はその疾病若しくは負傷及び
これにより発した疾病による障害について、保
険給付を行つた場合には、協会は、当該船舶所
有者が船員法の規定により支給すべき災害補償
の額から労働基準法（昭和二十二年法律第四十
九号）の規定による災害補償に相当する額を控
除した額の限度において、その保険給付に要し
た費用を当該船舶所有者より徴収することがで
きる。ただし、被保険者の当該疾病、負傷、行
方不明又は死亡の生ずる前に、当該期間に係
る被保険者の資格の取得について、第二十七条规定
による確認の請求又は第十五条第一項の規定による
確認の請求があつたときは、この限り
でない。

2 前項の規定は、船舶所有者が故意又は重大な
過失によつて第二十四条の規定による届出をし
なかつた期間内に第四十二条の規定により被保
険者又は被保険者であつた者の死亡が推定され
る事由の生じた場合におけるその死亡について
保険給付が行われた場合について準用する。

(不正利得の徴収等)

第四十七条 偽りその他不正の行為によつて保
険給付を受けた者があるときは、協会は、その者
に返還金債権（以下この条において「
返還金債権」という。）に係る債務の弁済
をするべき者に支払うべき年金たる保険給付があ
るときは、厚生労働省令で定めるところによ
り、当該年金たる保険給付の支払金の金額を當
該過誤払による返還金債権の金額に充当するこ
とができる。

第四十五条 協会は、給付事由が第三者の行為に
よつて生じた場合において、保険給付を行つた
ときは、その給付の価額（当該保険給付が療養
の給付であつて一部負担金があるときは、当該
療養の給付に要する費用の額から当該療養の給
付に關し被保険者が負担しなければならない一
部負担金に相当する額を控除した額。第四十七
条第一項において同じ。）の限度において、保
険給付を受ける権利を有する者（当該給付事由
が被扶養者について生じた場合には、当該被扶
養者を含む。次項において同じ。）が第三者に
対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、保険給付を受ける権利
を有する者が第三者から同一の事由について損
害賠償を受けたときは、協会は、その額の限
度において、保険給付を行ふ責めを免れる。

2 前項の規定は、船舶所有者が故意又は重大な過失に
よつて第二十四条の規定による災害補償に相当する額を控
除した額の限度において、その保険給付に要し
た費用を当該船舶所有者より徴収することがで
きる。ただし、被保険者の当該疾病、負傷、行
方不明又は死亡の生ずる前に、当該期間に係
る被保険者の資格の取得について、第二十七条规定
による確認の請求又は第十五条第一項の規定による
確認の請求があつたときは、この限り
でない。

2 前項の規定は、船舶所有者が故意又は重大な
過失によつて第二十四条の規定による届出をし
なかつた期間内に第四十二条の規定により被保
険者又は被保険者であつた者の死亡が推定され
る事由の生じた場合におけるその死亡について
保険給付が行われた場合について準用する。

二 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。）百分の二十

三 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であつて、政令で定めるところにより算定した報酬の額が政令で定める額以上であるとき、百分の三十

2 保険医療機関又は保険薬局は、前項の一部負担金（第五十七条第一項第一号に掲げる措置が採られたときは、当該減額された一部負担金）の支払を受けるべきものとし、保険医療機関又は保険薬局が善良な管理者と同一の注意をもつてその支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお療養の給付を受けた者が当該一部負担金の全部又は一部を支払わないときは、協会は、当該保険医療機関又は保険薬局の請求に基づき、この法律の規定による徴収金の例によりこれを処分することができる。

第五十六条 前条第一項の規定により一部負担金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。

（一部負担金の額の特例）

第五十七条 協会は、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情がある被保険者又は被保険者であつた者であつて、保険医療機関又は保険薬局に第五十五条第一項の規定による一部負担金を支払う場合においては、同項の一部負担金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨てる場合における一部負担金を減額すること。

二 一部負担金を減額すること。

二 一部負担金の支払を免除すること。

三 保険医療機関又は保険薬局に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。

前項の措置を受けた被保険者又は被保険者であつた者は、第五十五条第一項の規定にかかるらず、前項第一号に掲げる措置を受けた被保険者又は被保険者であつた者にあつてはその減額された一部負担金を保険医療機関又は保険薬局に支払うをもつて足り、同項第二号又は第三項号に掲げる措置を受けた被保険者又は被保険者であつた者にあつては一部負担金を保険医療機関又は保険薬局に支払うことを要しない。

前項の規定は、前項の場合における一部負担金の支払について準用する。

（療養の給付に関する費用）

3 第五十八条 協会は、療養の給付に関する費用を

保険医療機関又は保険薬局が療養の給付に関し協会に請求することができる費用の額は、療養の給付に要する費用の額から、当該療養の給付に関し被保険者又は被保険者であつた者が当該保険医療機関又は保険薬局に対して支払わなければならぬ一部負担金に相当する額を控除した額とする。

2 前項の療養の給付に要する費用の額の算定については、健康保険法第七十六条第二項の規定による厚生労働大臣の定めの例によるものとし、これにより難いとき、又はよることが適当と認められないときは、その額を算定するものとする。

3 協会は、厚生労働大臣の認可を受けて、保険医療機関又は保険薬局との契約により、当該保険医療機関又は保険薬局において行われる療養の給付に関する第一項の療養の給付に要する費用の額につき、前項の規定により算定される額の範囲内において、別段の定めをすることができます。

(健康保険法の準用)

第五十九条 健康保険法第六十四条、第七十三条、第七十六条第四項から第六項まで、第七十七条及び第八十二条第一項の規定は、この法律による療養の給付について準用する。

(協会が指定する病院等における療養の給付)

第六十条 第五十三条第六項第二号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局において行われる療養の給付及び診療又は調剤に関する準則については、健康保険法第七十条第一項及び第七十二条第一項の規定による厚生労働省令の例によるものとし、これにより難いとき、又はよることが適當と認められないときは、第五十五条第一項の規定の例により算定した額を、一部負担金として当該病院若しくは診療所又は薬局に支払わなければならない。

(入院時食事療養費)

した費用の額を超えるときは、当該現に療養費に要した費用の額。次項において「保険外併用療養費算定額」という。」からその額に第五十五条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額（療養の給付に係る同項の一部負担金について第五十七条第一項各号に掲げる措置が採られるべきときは、当該措置が採られたものとした場合の額）を控除した額

二 当該食事療養につき入院時食事療養費算定額から食事療養標準負担額を控除した額

三 当該生活療養につき入院時生活療養費算定額から生活療養標準負担額を控除した額

前項の規定にかかわらず、下船後の療養補償に相当する保険外併用療養費の額については、保険外併用療養費算定額（当該療養に食事療養が含まれるときは当該保険外併用療養費算定額及び入院時生活療養費算定額の合算額。以下「算定費用額」という。）とする。

健康保険法第六十一条、第七十三条、第七十七条第四項から第六項まで及び第七十八条の規定並びに第五十三条第五項、第五十四条、第五十八条第三項、第六十条第一項及び第六十一条第四項から第六項までの規定は、保険医療機関等から受けた評価療養、患者申出療養及び選定期定並びに第五十三条第五項、第五十四条、第五十六条の規定は、前項の規定により準用する。

第六十一条第四項の場合において算定費用額から当該療養に要した費用について保険外併用療養費として支給される額に相当する額を控除した額の支払について準用する。

（療養費）

その額に第五十五条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を控除した額及び当該食事療養又は生活療養について算定した費用の額から食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を控除した額を基準として、協会が定める。

前項の規定にかかるわらず、下船後の療養補償に相当する療養費の額については、当該療養につき算定した費用の額を基準として、協会が定める。

前二項の費用の額の算定については、療養の給付を受けるべき場合においては第五十八条第三項に規定する給付対象傷病の額と二項の費用の額の算定、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合においては第六十一条第二項の費用の額の算定、入院時生活療養費の支給を受けるべき場合においては第六十二条第二項の費用の額の算定、保険外併用療養費の支給を受けるべき場合においては前条第二項の費用の額の算定の例による。ただし、その額は、現に療養に要した費用の額を超えることができない。

(訪問看護療養費)

第六十五条 被保険者又は被保険者であつた者が、第五十三条第三項に規定する給付対象傷病に關し、指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、その指定訪問看護に要した費用について、訪問看護療養費を支給する。

前項の訪問看護療養費は、厚生労働省令で定めるところにより、協会が必要と認める場合に限り、支給するものとする。

指定訪問看護を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、自己の選定する指定訪問看護事業者から、電子資格確認等により、被保険者又は被保険者であつた者であるとの確認を受け、当該指定訪問看護を受けるものとする。

訪問看護療養費の額は、当該指定訪問看護につき健康保険法第八十八条第四項の規定による厚生労働大臣の定めの例により算定した費用の額から、その額に第五十五条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額(療養の給付に係る同項の一部負担金について第五十五条第一項各号に掲げる措置が採られるべきときは、当該措置が採られたるものとした場合の額)を控除した額とする。

前項の規定にかかるわらず、下船後の療養補償に相当する訪問看護療養費の額については、同項の規定により算定した費用の額とする。

一 療養の給付 第五十五条第一項又は第六十一条第二項の規定により被保険者又は被保険者であった者が支払った一部負担金の額

二 入院時食事療養費の支給 入院時食事療養費算定額からその食事療養に要した費用につき入院時食事療養費として支給される額に相当する額を控除した額

三 入院時生活療養費の支給 入院時生活療養費算定額からその生活療養に要した費用につき入院時生活療養費として支給される額に相当する額を控除した額

四 保険外併用療養費の支給 算定費用額からその療養に要した費用につき保険外併用療養費として支給される額に相当する額を控除した額

五 療養費の支給 第六十四条第二項の規定により控除された額

六 訪問看護療養費の支給 前条第四項の規定により算定した費用の額からその指定訪問看護に要した費用につき訪問看護療養費として支給される額に相当する額を控除した額

(療養の給付等の支給停止)

第六十七条 被保険者であつた者が資格を喪失する前に発した疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関する療養の給付(第五十三条第四項の規定により行われる同条第一項第六号に掲げる給付を除く)又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費若しくは移送費の支給(以下この条において「療養の給付等」という。)は、被保険者の資格を喪失した日から起算して六ヶ月が経過したときは、行わない。ただし、雇入契約存続中の職務外の事由による疾病又は負傷につき下船後の一月の療養補償に相当する療養の給付等を受ける間においては、この限りでない。

一 療養の給付等(下船後の療養補償に相当する療養の給付等を除く。次項において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、行わない。

費、家族訪問看護療養費若しくは家族移送費の支給を受けることができるに至ったときは、高齢者の医療の確保に関する法律の規定により療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費若しくは移送費の支給を受けることができるに至ったとき。
 二、その者が、被保険者（疾病任意継続被保険者を除く。）若しくは健康保険の被保険者若しくはこれらの者の被扶養者、国民健康保険の被保険者又は後期高齢者医療の被保険者等となつたとき。
 療養の給付等は、当該疾病又は負傷につき健保法第五章の規定により特別療養費又は移送費若しくは家族移送費の支給を受けることができる間は、行わない。

第二款 傷病手当金及び葬祭料の支給（傷病手当金）

第六十九条 被保険者又は被保険者であつた者が療養の給付（保険外併用療養費に係る療養を含む。）を受けるため、病院又は診療所に移送されたときは、移送費として、厚生労働省令で定められたときは、これにより算定した金額を支給する。

前項の移送費は、厚生労働省令で定めるところにより、協会が必要であると認める場合に限り、支給するものとする。

第三款 傷病手当金の支給（傷病手当金）

第六十九条 被保険者又は被保険者であつた者が被保険者の資格を喪失する前に発した職務外の事故による疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき療養のため職務に服することができない期間、傷病手当金を支給する。

傷病手当金の額は、一日につき、傷病手当金の支給を始める日（被保険者であった者において同じ。）の属する月以前の直近の継続した十二月間の各月の標準報酬月額を平均した額の三十分の一に相当する額（その額に、五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）とする。ただし、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した期間において標準報酬月額が定められているときは、第三項又は第七十五条第一項に該当する期間において標準報酬月額が定められている

ときは、これを十円に切り上げるものとする。）、

一、その者が、被保険者又は被保険者であつた者

が、前項の規定により算定される額の三分の一に相当する額（その額に、五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）とする。ただし、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した期間において標準報酬月額が定められているときは、これを十円に切り上げるものとする。）、

二、その者が、被保険者（疾病任意継続被保

険者を除く。）若しくは健康保険の被保険者若

しくはこれらの者の被扶養者、国民健康保

険の被保険者又は後期高齢者医療の被保険者等

となつたとき。
 病院の支給を受けるべき者が、同一の

月が十二月に満たない場合にあつては、同日

属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬

月額を平均した額の三十分の一に相当する額（その額に、五円未満の端数があるときは、こ

れを切り捨て、五円以上十円未満の端数がある

ときは、これを十円に切り上げるものとする。）、

三、その者が、被保険者又は被保険者であつた者

が、前項の規定により算定される額の三分の一に相当する額（その額に、五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）、

四、その者が、被保険者（疾病任意継続被保

険者を除く。）若しくは健康保険の被保険者若

しくはこれらの者の被扶養者、国民健康保

険の被保険者又は後期高齢者医療の被保険者等

となつたとき。
 病院の支給を受けるべき者が、同一の

月が十二月に満たない場合にあつては、同日

属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬

月額を平均した額の三十分の一に相当する額（その額に、五円未満の端数があるときは、こ

れを切り捨て、五円以上十円未満の端数がある

ときは、これを十円に切り上げるものとする。）、

五、その者が、被保険者（疾病任意継続被保

険者を除く。）若しくは健康保険の被保険者若

しくはこれらの者の被扶養者、国民健康保

険の被保険者又は後期高齢者医療の被保険者等

となつたとき。
 病院の支給を受けるべき者が、同一の

月が十二月に満たない場合にあつては、同日

属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬

月額を平均した額の三十分の一に相当する額（その額に、五円未満の端数があるときは、こ

れを切り捨て、五円以上十円未満の端数がある

ときは、これを十円に切り上げるものとする。）、

六、その者が、被保険者（厚生労働大臣を除く。）

は、厚生労働大臣の同意を得て、前項の規定による資

料の提供の事務を厚生労働大臣に委託して行わ

せることができる。

第七十条 前項第一項から第三項までに規定す

る報酬の全部又は一部を受けることができる

場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受

けることができる場合、当該受けることが可

能の報酬の全部又は一部の額（当該額が前

条第二項の規定により算定される額を超える場

合にあつては、当該額）と障害厚生年金等の

額のいずれか多い額

三、報酬の全部又は一部を受けることができる

場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受

けることができる場合、当該受けることが可

能の報酬の全部又は一部の額（当該額が前

条第二項の規定により算定される額を超える場

合にあつては、当該額）と障害厚生年金等の

額のいずれか多い額

四、報酬の全部又は一部を受けることができる

場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受

けることができる場合、当該受けることが可

能の報酬の全部又は一部の額（当該額が前

条第二項の規定により算定される額を超える場

合にあつては、当該額）と障害厚生年金等の

額のいずれか多い額

五、協会は、前三項の規定により傷病手当金の

給を行ふにつき必要があると認めるときは、老

齢退職年金給付の支払をする者（次項において

「老齢退職年金給付」という。）に對し、第二項の障害

厚生年金若しくは障害基礎年金 第三項の障害

手当金又は前項の老齢退職年金給付の支給状況

につき、必要な資料の提供を求めることが可

能の場合は、前項の規定により算定される額

の額のいずれか多い額

六、年金保険者（厚生労働大臣を除く。）は、厚

生労働大臣の同意を得て、前項の規定による資

料の提供の事務を厚生労働大臣に委託して行わ

せることができる。

第七十一条 前項第一項から第三項までに規定す

る報酬の全部又は一部を受けることができる

場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受

けることができる場合、当該受けることが可

能の報酬の全部又は一部の額（当該額が前

条第二項の規定により算定される額を超える場

合にあつては、当該額）と障害厚生年金等の

額のいずれか多い額

七、傷病手当金の支給を受けるべき者が、同一の

疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき

受けられることができる報酬の額が、前条第一項の規

定により算定される額より少ないと（次項若

しくは第三項又は第七十五条第一項に該当する

ときを除く。）は、その差額を支給する。

八、傷病手当金の支給を受けるべき者が、同一の

疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき

受けられることができる報酬の額が、前条第一項の規

定により算定される額より少ないと（次項若

しくは第三項又は第七十五条第一項に該当する

ときを除く。）は、その差額を支給する。

九、傷病手当金の支給を受けるべき者が、同一の

疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき

受けられることができる報酬の額が、前条第一項の規

定により算定される額より少ないと（次項若

しくは第三項又は第七十五条第一項に該当する

ときを除く。）は、その差額を支給する。

十、傷病手当金の支給を受けるべき者が、同一の

疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき

受けられることができる報酬の額が、前条第一項の規

定により算定される額より少ないと（次項若

しくは第三項又は第七十五条第一項に該当する

ときを除く。）は、その差額を支給する。

十一、傷病手当金の支給を受けるべき者が、同一の

疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき

受けられることができる報酬の額が、前条第一項の規

定により算定される額より少ないと（次項若

しくは第三項又は第七十五条第一項に該当する

ときを除く。）は、その差額を支給する。

十二、傷病手当金の支給を受けるべき者が、同一の

疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき

受けられることができる報酬の額が、前条第一項の規

定により算定される額より少ないと（次項若

しくは第三項又は第七十五条第一項に該当する

ときを除く。）は、その差額を支給する。

十三、傷病手当金の支給を受けるべき者が、同一の

疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき

受けられることができる報酬の額が、前条第一項の規

定により算定される額より少ないと（次項若

しくは第三項又は第七十五条第一項に該当する

ときを除く。）は、その差額を支給する。

十四、傷病手当金の支給を受けるべき者が、同一の

疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき

受けられることができる報酬の額が、前条第一項の規

定により算定される額より少ないと（次項若

しくは第三項又は第七十五条第一項に該当する

ときを除く。）は、その差額を支給する。

十五、傷病手当金の支給を受けるべき者が、同一の

疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき

受けられることができる報酬の額が、前条第一項の規

定により算定される額より少ないと（次項若

しくは第三項又は第七十五条第一項に該当する

ときを除く。）は、その差額を支給する。

十六、傷病手当金の支給を受けるべき者が、同一の

疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき

受けられることができる報酬の額が、前条第一項の規

定により算定される額より少ないと（次項若

しくは第三項又は第七十五条第一項に該当する

ときを除く。）は、その差額を支給する。

十七、傷病手当金の支給を受けるべき者が、同一の

疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき

受けられることができる報酬の額が、前条第一項の規

定により算定される額より少ないと（次項若

しくは第三項又は第七十五条第一項に該当する

ときを除く。）は、その差額を支給する。

十八、傷病手当金の支給を受けるべき者が、同一の

疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき

受けられることができる報酬の額が、前条第一項の規

定により算定される額より少ないと（次項若

しくは第三項又は第七十五条第一項に該当する

ときを除く。）は、その差額を支給する。

十九、傷病手当金の支給を受けるべき者が、同一の

疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき

受けられることができる報酬の額が、前条第一項の規

定により算定される額より少ないと（次項若

しくは第三項又は第七十五条第一項に該当する

ときを除く。）は、その差額を支給する。

二十、傷病手当金の支給を受けるべき者が、同一の

疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき

受けられることができる報酬の額が、前条第一項の規

定により算定される額より少ないと（次項若

しくは第三項又は第七十五条第一項に該当する

ときを除く。）は、その差額を支給する。

二十一、傷病手当金の支給を受けるべき者が、同一の

疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき

受けられることができる報酬の額が、前条第一項の規

定により算定される額より少ないと（次項若

しくは第三項又は第七十五条第一項に該当する

ときを除く。）は、その差額を支給する。

二十二、傷病手当金の支給を受けるべき者が、同一の

疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき

受けられることができる報酬の額が、前条第一項の規

定により算定される額より少ないと（次項若

しくは第三項又は第七十五条第一項に該当する

ときを除く。）は、その差額を支給する。

二十三、傷病手当金の支給を受けるべき者が、同一の

疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき

受けられることができる報酬の額が、前条第一項の規

定により算定される額より少ないと（次項若

しくは第三項又は第七十五条第一項に該当する

ときを除く。）は、その差額を支給する。

二十四、傷病手当金の支給を受けるべき者が、同一の

疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき

受けられることができる報酬の額が、前条第一項の規

定により算定される額より少ないと（次項若

しくは第三項又は第七十五条第一項に該当する

ときを除く。）は、その差額を支給する。

二十五、傷病手当金の支給を受けるべき者が、同一の

疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき

受けられることができる報酬の額が、前条第一項の規

定により算定される額より少ないと（次項若

しくは第三項又は第七十五条第一項に該当する

ときを除く。）は、その差額を支給する。

二十六、傷病手当金の支給を受けるべき者が、同一の

疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき

受けられることができる報酬の額が、前条第一項の規

定により算定される額より少ないと（次項若

しくは第三項又は第七十五条第一項に該当する

ときを除く

スをいう。)若しくはこれらに相当するサービスのうち、療養に相当するものを受ける被扶養者が引き続き当該疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき療養又は移送を受けたときは、被保險者であった者に対し、家族療養費、家族訪問看護療養費又は家族移送費を支給する。

2 前項の規定による給付は、当該被保險者の資格を喪失した日から起算して六月を経過するまでの間(当該被保險者がその資格を喪失しなかつた場合にはその者の被扶養者となるべき事情が継続する間に限る。)限りこれを支給する。

3 第六十七条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による給付について準用する。

第五款 高額療養費及び高額介護合算療養費の支給

第八十三条 療養の給付について支払われた一部負担金の額又は療養(食事療養及び生活療養を除く。以下この条において同じ。)に要した費用の額からその療養に要した費用につけ保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費として支給される額に相当する額を控除した額(次条第一項において「一部負担金等の額」という。)が著しく高額であるときは、その療養の給付又はその保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた者に対し、高額療養費を支給する。

2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に関して必要な事項は、療養に必要な費用の負担の家計に与える影響及び療養に要した費用の額を考慮して、政令で定める。

(高額介護合算療養費)

第八十四条 一部負担金等の額(前条第一項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額)並びに介護保険法第五十一条第一項に規定する介護サービス使用者負担額(同項の高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額)の合計額が著しく高額であるときは、当該一部負担金等の額に係る療養の給付又は保険外併用療養等の額に係る療養の給付又は保険外併用療養

2 前条第二項の規定は、高額介護合算療養費の支給について準用する。

第三節 職務上の事由若しくは通勤による疾病、負傷、障害若しくは死亡又は職務上の事由による行方不明に関する保険給付

第一款 休業手当金の支給

(休業手当金)

第八十五条 休業手当金は、被保險者又は被保險者であった者が職務上の事由又は通勤による疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき療養のために労働することができないために報酬を受けない日について、支給する。

休業手当金の額は、次の各号に掲げる期間(第二号から第四号までに掲げる期間においては、同一の事由について労働者災害補償保険法の規定による休業補償給付又は休業給付の支給を受ける場合に限る。)の区分に応じ、一日につき、当該各号に定める金額とする。

一 療養のため労働することができないために報酬を受けない最初の日から療養のため労働することができないために報酬を受けない三日間 標準報酬日額(標準報酬月額(被保險者であった者については、その資格を喪失した月の標準報酬月額)の三十分の一に相当する額(その額に、五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする)をいう。以下同じ。)の全額

二 療養のため労働することができないために報酬を受けない四月以内の期間(前号及び第四号に掲げる期間を除く。) 標準報酬日額の百分の四十に相当する金額(同一の事由について労働者災害補償保険法第二十九条第一項第二号に掲げる事業として支給が行われる給付金であつて厚生労働省令で定めるものを受けることができるときは、当該給付の水準を勘案して、厚生労働省令で定める金額)

三 療養のため労働することができないために報酬を受けない期間であつて、療養を開始した日から起算して一年六月を経過した日以後の期間(第一号及び次号に掲げる期間を除き、労働者災害補償保険法第八条の二第二項第二号に定める額が標準報酬日額より少ない

四 療養のため労働することができないために報酬を受けない四月以内の期間であつて、療養を開始した日から起算して一年六ヶ月を経過した日以後の期間（第一号に掲げる期間を除き、標準報酬日額が労働者災害補償保険法第八条の二第二項第二号に定める額より多い場合に限る。）前二号に定める額の合算額

（休業手当金と報酬等との調整）

第八十六条 前条の規定にかかわらず、被保険者が職務上の事由又は通勤による疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき療養のため所定労働時間のうちその一部分についてのみ労働する目的に係る休業手当金の額は、次の各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前条第二項第一号に掲げる期間 同号に定める金額から当該労働に対する支払われる報酬の額を控除した金額

二 前条第二項第二号に掲げる期間 標準報酬 日額から当該労働に対して支払われる報酬の額を控除した額の百分の四十に相当する金額（同一の事由について労働者災害補償保険法第二十九条第一項第二号に掲げる事業として支給が行われる給付金であつて厚生労働省令で定めるものを受けることができるときは、当該給付の水準を勘案して、厚生労働省令で定める金額）

三 前条第二項第三号に掲げる期間（標準報酬 日額から当該労働に対し支払われる報酬の額を控除した額が労働者災害補償保険法第八条の二第三項第二号に定める額より多い場合に限る。）標準報酬日額から当該労働に対して支払われる報酬の額及び同法第八条の二第二項第二号に定める額の合算額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）の百分の六十に相当する金額

四 前条第二項第四号に掲げる期間 前二号に定める額の合算額

休業手当金の支給を受けるべき者が、同一の事由について厚生年金保険法の規定による障害厚生年金の支給を受けることができるときは、当該休業手当金の額に政令で定める率を乗じて得た額に相当する部分の支給を停止する。

おいて準用する場合を含む。)の規定による徴収金を納付しなければならない場合は協会、これら以外の場合は厚生労働大臣をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。)は、期限を指定して、これを督促しなければならない。ただし、前条の規定により保険料を徴収することは、この限りでない。

2 前項の規定によつて督促をしようとするときは、厚生労働大臣又は協会は、納付義務者に対して、督促状を発する。

3 前項の督促状により指定する期限は、督促状を発する日から起算して十日以上を経過した日でなければならない。ただし、前条第一項各号のいずれかに該当したとき、又は被保険者の乗り組み、若しくは乗り組むべき船舶につき船舶所有者の変更があつたとき若しくは被保険者の乗り組み、若しくは乗り組むべき船舶が滅失し、沈没し、若しくは全く運航に堪えなくなるに至つたときは、この限りでない。

4 厚生労働大臣又は協会は、納付義務者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、国税滞納処分の例によつてこれを処分し、又は納付義務者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村(特別区を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区とする。第六項において同じ。)に対して、その処分を請求することができる。

一 第一項の規定による督促を受けた者が、その指定の期限までに保険料等を納付しないとき。

二 前条第一項各号のいずれかに該当したことにより納期を繰り上げて保険料納入の告知を受けた者が、その指定の期限までに保険料を納付しないとき。

三 前項の規定により協会が国税滞納処分の例により処分を行う場合においては、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

四 市町村は、第四項の規定による処分の請求を受けたときは、市町村税の例によつてこれを処分することができる。この場合において、協会は、徴収金の百分の四に相当する額を当該市町村に交付しなければならない。

(延滞金)

五百三十三条 前条第一項の規定によつて督促をしたときは、厚生労働大臣又は協会は、徴収金額に、納期限の翌日から徴収金完納又は財産差

四・六パーセント（当該督促が保険料に係るものであるときは、当該納期限の翌日から三月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した延滞金を徵収する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合又は滞納につきやむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

一 徵収金額が千円未満であるとき。

二 納期を繰り上げて徵収するとき。

三 納付義務者の住所若しくは居所が国内にないため、又はその住所及び居所がいずれも明らかでないため、公示送達の方法によつて督促をしたとき。

4 前項の場合において、徵収金額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる徵収金は、その納付のあつた徵収金額を控除した金額による。

5 延滞金を計算するに当たり、徵収金額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

6 延滞金の金額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

第七百三十四条 協会は、その管掌する船員保険の事業の円滑な運営が図られるよう、当該事業の意義及び内容に関する広報を実施するとともに、保険料の納付の勧奨その他厚生労働大臣の行う保険料の徵収に係る業務に対する適切な協力をを行うものとする。

（協会による保険料の徵収）

第七百三十五条 厚生労働大臣は、協会と協議を行ひ、効果的な保険料の徵収を行うために必要があると認めるときは、協会に保険料の滞納者に関する情報その他必要な情報を提供するとともに、当該滞納者に係る保険料の徵収を行ふこととなる旨その他の厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。

3 第一項の規定により協会が保険料の徴収を行う場合においては、協会を厚生労働大臣とみなして、第一百三十二条及び第一百三十三条の規定を

請求に対する社会保険審査官の決定を経た後でなければ、提起することができない。

第

章
雜
記

3 第一項の規定により協会が保険料を徴収を行う場合においては、協会を厚生労働大臣とみなして、第一百三十二条及び第一百三十三条の規定を適用する。

4 第一百三十六条 保険料等の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
(徵収に関する通則)

第五百三十七条 保険料等は、この法律に別段の規定があるものを除き、国税徵収の例により徵収する。

第二章 不服申立て

(審査請求及び再審査請求)

第五百三十八条 被保険者の資格、標準報酬又は保険給付に関する処分に不服がある者は、社会保険審査官に対する審査請求をして、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対する再審査請求をすることができる。

2 審査請求をした日から二月以内に決定がないときは、審査請求人は、社会保険審査官が審査請求を棄却したものとみなすことができる。

3 第一項の審査請求及び再審査請求は、時効の完成猶予及び更新に関しては、裁判上の請求とみなす。

4 被保険者の資格又は標準報酬に関する処分が確定したときは、その処分についての不服を当該処分に基づく保険給付に関する処分についての不服の理由とすることができない。

第五百三十九条 保険料等の賦課若しくは徴収の処分又は第一百三十二条の規定による処分に不服がある者は、社会保険審査会に対して審査請求をすることができる。

(行政不服審査法の適用関係)

第一百四十条 前二条の審査請求及び第一百三十八条の規定の適用を受けることは、その他の規定によるものとする。

第一百四十二条 第一百三十八条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求をすることができる。

請求に対する社会保険審査官の決定を経た後でなければ、提起することができない。

借、雇用その他の契約（以下この項において「契約」という。）の申込みをしようとする者若しくは申込みをする者はその者と契約の締結をした者に対し、当該者又は当該者以外の者に係る被保険者等記号・番号等を告知することを求めてはならない。

一 厚生労働大臣等が、第一項に規定することを求めるとき。

二 厚生労働大臣等以外の者が、前項に規定する厚生労働省令で定める場合に、被保険者等記号・番号等を告知することを求めるとき。

三 厚生労働大臣等の記号・番号等を告知することを求めるとき。

四 厚生労働大臣等の記号・番号等を告知することを求めるとき。

五 厚生労働大臣等の記号・番号等を告知することを求めるとき。

六 厚生労働大臣等の記号・番号等を告知することを求めるとき。

七 厚生労働大臣等の記号・番号等を告知することを求めるとき。

八 厚生労働大臣等の記号・番号等を告知することを求めるとき。

九 厚生労働大臣等の記号・番号等を告知することを求めるとき。

十 厚生労働大臣等の記号・番号等を告知することを求めるとき。

十一 厚生労働大臣等の記号・番号等を告知することを求めるとき。

十二 厚生労働大臣等の記号・番号等を告知することを求めるとき。

十三 厚生労働大臣等の記号・番号等を告知することを求めるとき。

十四 厚生労働大臣等の記号・番号等を告知することを求めるとき。

十五 厚生労働大臣等の記号・番号等を告知することを求めるとき。

十六 厚生労働大臣等の記号・番号等を告知することを求めるとき。

十七 厚生労働大臣等の記号・番号等を告知することを求めるとき。

十八 厚生労働大臣等の記号・番号等を告知することを求めるとき。

十九 厚生労働大臣等の記号・番号等を告知することを求めるとき。

二十 厚生労働大臣等の記号・番号等を告知することを求めるとき。

二十一 厚生労働大臣等の記号・番号等を告知することを求めるとき。

立ち入つて質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。のとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。は、官公署に對し、船舶所有者の名稱、所在地その他必要な資料の提供を求めるこ

とができる。

（戸籍事項の無料証明）

第一百四十四条 市町村長（特別区の区長を含むも

のとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長と

する。は、官公署に對し、船舶所有者の名稱、所在地その他必要な資料の提供を求めるこ

とができる。

例で定めるところにより、被保険者又は被保険者があつた者の戸籍に關し、無料で證明を行う

ことができる。

二 前項の規定は、被扶養者に係る保険給付を行

う場合においては、被扶養者又は被扶養者であつた者の戸籍について準用する。

（報告等）

例で定めるところにより、被保険者又は被保険者があつた者の戸籍に關し、無料で證明を行う

ことができる。

二 前項の規定は、被扶養者に係る保険給付を行

う場合においては、被扶養者又は被扶養者であつた者の戸籍について準用する。

（報告等）

例で定めるところにより、被保険者又は被保険者があつた者の戸籍に關し、無料で證明を行う

ことができる。

二 前項の規定は、被扶養者に係る保険給付を行

う場合においては、被扶養者又は被扶養者であつた者の戸籍について準用する。

（報告及び検査）

（資料の提供）

第一百四十七条 厚生労働大臣は、被保険者の資格、標準報酬又は保険料に関し必要があると認めるとときは、官公署に對し、船舶所有者の名稱、所在地その他必要な資料の提供を求めるこ

とができる。

（厚生労働大臣と協会の連携）

第一百四十八条 厚生労働大臣及び協会は、この法

に基づく船員保険事業が、適正かつ円滑に行

われるよう、必要な情報交換を行う等、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

（共済組合に関する特例）

第一百四十九条 国家公務員共済組合法又は地方公

務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員（独立行政法人等職員被保険者を除く。以下この条及び次条において「組合員」という。）で

ある被保険者に対しては、この法律による保険給付は行わない。

二 組合員である被保険者であつた者に対する

も、前項と同様とする。ただし、組合員である被保険者が、組合員である資格を喪失した際

に、なお、この法律の適用を受ける場合においては、その者が再び被保険者である組合員となるまでの間は、この限りでない。

三 前項本文の規定は、組合員である被保険者であつた者が組合員である被保険者以外の被保険者を使用する者に關し、第二十四条に規定する事項以

外の事項について報告をさせ、又は文書を提示させ、その他この法律の施行に必要な事務を行わせることができる。

四 前項本文の規定によりこの法律による保険給付を受けることができない間に死亡した被保険者又は被保険者であつた者の遺族に対しては、この法律による保険給付は行わない。

（立入検査等）

二 協会は、厚生労働省令で定めるところによ

り、被保険者又は保険給付を受けるべき者に、協会又は船舶所有者に對して、この法律の施行に必要な申出若しくは届出をさせ、又は文書を提示させることができる。

（立入検査等）

掲げる保険給付を受ける権利の時効の完成猶予及び更新に關しては、裁判上の請求とみなす。

一 休業手当金 休業補償給付又は休業給付

二 損害年金 損害補償年金等、傷病補償年金又は傷病年金

三 遺族年金 遺族補償年金等

四 遺族一時金 遺族補償一時金又は遺族一時金

六 遺族年金差額一時金 遺族補償年金等

二 労働者災害補償保険法の審査請求等がされて

いる場合における前項各号に掲げる保険給付に

関する社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）第四条第一項及び第二項の審査請求期間又は同法第三十二条第一項の再審査請求期間の計算については、当該労働者災害補償保険法の審査請求等があつた日から決定若しくは裁決又は取下げの日までの日数は、算入しない。

三 第一項各号に掲げる保険給付に関する処分の取消しの訴えは、第百四十二条の規定にかかる

ことができる。この場合における行政事件訴訟及び第二項の審査請求期間又は同法第三十二条第一項の再審査請求期間の計算については、当該労働者災害補償保険法の審査請求等があつた日から決定若しくは裁決又は取下げの日までの日数は、算入しない。

四 第一項及び第二項の規定の適用については、これら

の規定中「取消訴訟」とあるのは「船員保険法（昭和三十七年法律第二百三十九号）第十四条第一項及び第二項の規定の適用について」は、

第一項及び第二項の規定の適用については、これら

の規定中「取消訴訟」とあるのは「船員保険法（昭和三十七年法律第二百三十九号）第十四条第一項及び第二項の規定の適用について」は、

第一項及び第二項の規定の適用については、これら

の規定中「取消訴訟」とあるのは「船員保険法（昭和三十七年法律第二百三十九号）第十四条第一項及び第二項の規定の適用について」は、

第一項及び第二項の規定の適用については、これら

の規定中「取消訴訟」とあるのは「船員保険法（昭和三十七年法律第二百三十九号）第十四条第一項及び第二項の規定の適用について」は、

第一項及び第二項の規定の適用については、これら

の規定中「取消訴訟」とあるのは「船員保険法（昭和三十七年法律第二百三十九号）第十四条第一項及び第二項の規定の適用について」は、

（資料の提供）

第一百四十六条 厚生労働大臣は、被保険者の資格、標準報酬又は保険料に関し必要があると認めるとときは、官公署に對し、船舶所有者の名稱、所在地その他必要な資料の提供を求めるこ

とができる。

（厚生労働大臣と協会の連携）

第一百四十八条 厚生労働大臣及び協会は、この法

に基づく船員保険事業が、適正かつ円滑に行

われるよう、必要な情報交換を行う等、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

（共済組合に関する特例）

第一百四十九条 国家公務員共済組合法又は地方公

務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員（独立行政法人等職員被保険者を除く。以下この条及び次条において「組合員」という。）で

ある被保険者に対しては、この法律による保険給付は行わない。

二 組合員である被保険者であつた者に対する

も、前項と同様とする。ただし、組合員である被保険者が、組合員である資格を喪失した際

に、なお、この法律の適用を受ける場合においては、その者が再び被保険者である組合員となるまでの間は、この限りでない。

三 前項本文の規定は、組合員である被保険者であつた者が組合員である被保険者以外の被保険者

に、なお、この法律の適用を受ける場合においては、その者が再び被保険者である組合員となるまでの間は、この限りでない。

四 前項本文の規定によりこの法律による保険給付を行

う場合においては、被扶養者又は被扶養者であつた者の戸籍について準用する。

（立入検査等）

二 協会は、厚生労働省令で定めるところによ

り、被保険者又は保険給付を受けるべき者に、協会又は船舶所有者に對して、この法律の施行に必要な申出若しくは届出をさせ、又は文書を提示させることができる。

（立入検査等）

掲げる保険給付を受ける権利の時効の完成猶予及び更新に關しては、裁判上の請求とみなす。

一 休業手当金 休業補償給付又は休業給付

二 損害年金 損害補償年金等、傷病補償年金又は傷病年金

三 遺族年金 遺族補償年金等

四 遺族一時金 遺族補償一時金又は遺族一時金

六 遺族年金差額一時金 遺族補償年金等

二 労働者災害補償保険法の審査請求等がされて

いる場合における前項各号に掲げる保険給付に

関する社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）第四条第一項及び第二項の審査請求期間又は同法第三十二条第一項の再審査請求期間については、当該労働者災害補償保険法の審査請求等があつた日から決定若しくは裁決又は取下げの日までの日数は、算入しない。

三 第一項各号に掲げる保険給付に関する処分の取消しの訴えは、第百四十二条の規定にかかる

ことができる。この場合における行政事件訴訟及び第二項の審査請求期間又は同法第三十二条第一項の再審査請求期間については、当該労働者災害補償保険法の審査請求等があつた日から決定若しくは裁決又は取下げの日までの日数は、算入しない。

四 第一項及び第二項の規定の適用については、

これら

の規定中「取消訴訟」とあるのは「船員保

険法（昭和三十七年法律第二百三十九号）第十四条第一項及び第二項の規定の適用について」は、

第一項及び第二項の規定の適用については、これら

の規定中「取消訴訟」とあるのは「船員保

険法（昭和三十七年法律第二百三十九号）第十四条第一項及び第二項の規定の適用について」は、

第一項及び第二項の規定の適用については、これら

の規定中「取消訴訟」とあるのは「船員保

険法（昭和三十七年法律第二百三十九号）第十四条第一項及び第二項の規定の適用について」は、

（資料の提供）

第一百四十六条 厚生労働大臣は、被保険者の資格、標準報酬又は保険料に関し必要があると認めるとときは、官公署に對し、船舶所有者の名稱、所在地その他必要な資料の提供を求めるこ

とができる。

（厚生労働大臣と協会の連携）

第一百四十八条 厚生労働大臣及び協会は、この法

に基づく船員保険事業が、適正かつ円滑に行

われるよう、必要な情報交換を行う等、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

（共済組合に関する特例）

第一百四十九条 国家公務員共済組合法又は地方公

務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員（独立行政法人等職員被保険者を除く。以下この条及び次条において「組合員」という。）で

ある被保険者に対しては、この法律による保険給付は行かない。

二 組合員である被保険者であつた者に対する

も、前項と同様とする。ただし、組合員である被保険者が、組合員である資格を喪失した際

に、なお、この法律の適用を受ける場合においては、その者が再び被保険者である組合員となるまでの間は、この限りでない。

三 前項本文の規定は、組合員である被保険者であつた者が組合員である被保険者以外の被保険者

に、なお、この法律の適用を受ける場合においては、その者が再び被保険者である組合員となるまでの間は、この限りでない。

四 前項本文の規定によりこの法律による保険給付を行

う場合においては、被扶養者又は被扶養者であつた者の戸籍について準用する。

（立入検査等）

二 協会は、厚生労働省令で定めるところによ

り、被保険者又は保険給付を受けるべき者に、協会又は船舶所有者に對して、この法律の施行に必要な申出若しくは届出をさせ、又は文書を提示させることができる。

（立入検査等）

金等の総額」と、「の合算額」とあるのは「及び同法の規定による障害補償年金前払一時金又は障害年金前払一時金の額の合算額」とするものとし、遺族年金を受けるべき者が、その権利を失った場合における第二条の規定の適用について、当分の間、同条中「遺族年金の総額、遺族補償年金等の総額及び遺族補償一時金等の額」とあるのは「遺族年金（第三十九条第一項の規定により改定されたものである場合に、その改定がなかつたものとみなして算定した場合のその遺族年金）の総額、遺族前払一時金の額、遺族補償年金等の総額、遺族補償一時金等の額及び労働者災害補償保険法の規定による遺族補償年金前払一時金又は遺族年金前払一時金の額」とする。

第六条 被保險者若しくは被保險者であつた者はその遺族（以下この条において「被保險者等」という。）が障害年金又は遺族年金（以下この条において「年金給付」という。）を受けうることができる場合（当該年金給付を受ける権利を有することとなつた時に、当該年金給付に係る障害前払一時金又は遺族前払一時金（以下この条において「前払一時金」という。）を請求することができる場合に限る。）であつて、同一の事由について、当該被保險者又は被保險者であつた者を使用している船舶所有者又は使用者で、同一の事由によつて填補される損害を填補するところによるものとする。

当該年金給付によつて填補される損害を填補する部分に限る。）を受けることができるときは、当該損害賠償については、当分の間、次に定めることとする。当該船舶所有者は、当該被保險者等の年金給付を受ける権利が消滅するまでの間、その損害の発生時から当該年金給付に係る前払一時金の限度額を受けるべきまでのその損害の発生時における法定利率により計算される額を合算した金等」とあるのは「後期高齢者支援金等」と、「病床転換支援金等」と、同条第十項中「第二項第二号」とあるのは「附則第七条の規定により読み替えられた第二項第一号」とする。

第八条 令和六年度及び令和七年度における健康保険法第一百十二条の二第二項において準用する健康保険法第二百五十二条の四及び第二百五十二条の五中「に同年度」とあるのは、「の二分の一に相当す

二 前号の規定により損害賠償の履行が猶予されている場合において、年金給付又は前払一時金の支給が行われたときは、船舶所有者は、その損害の発生時から当該支給が行われ

た時までのその損害の発生時における法定利率により計算される額を合算した場合における当該合算した額が当該年金給付又は前払一時金の額となるべき額の限度で、その損害賠償の責めを免れる。

（平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法の特例）

とあるのは「子ども手当拠出金」と読み替えるものとする。

第九条 協会は、雇用保険法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行日の属する月分以後の保険料に係る疾病保険料率について、当分の間、第一百二十五条第一項の規定にかかるわらず、第百二十四条に規定する準備金の額（船員保険事業に要する費用の支出に備えられたものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十三号。以下「旧児童手当法」という。）第十九条第一項の拠出金に関する規定を準用する。この場合において同法第一号）第二十条第一項の規定により適用されるべき額の合計額が厚生労働省令で定める算定方法に従い当該年金給付に係る前条第一項又は第二項に規定する前払一時金の限度額（当該前払一時金の支給を受けたことによる者あつては、当該支給を受けた額を控除した額とする。）に相当する額に達するまでの間にについての年金給付に限る。）

二 第九十二条、第九十三条又は第一百二条の規定による一時金

三 前払一時金

（病床転換支援金の経過措置）

第七条 高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定する政令で定める日までの間、第一百十二条第二項中「並びに同法」とあるのは「同法」と、「介護保険法」とあるのは「並びに同法」と、「介護保険法」とあるのは「並びに同法附則第七条第一項の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）」、「介護保険法」と、第一百四十四条第一項及び第一百四十五条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条第一項の拠出金に関する規定においては、第一百十九条の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十一年度等における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法の特例）

二十一 条第二項第二号中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」と、同条第十項中「第二項第二号」とあるのは「附則第七条の規定により読み替えられた第二項第一号」とする。

（令和六年度及び令和七年度の出産育児交付金の特例）

第八条 令和六年度及び令和七年度においては、前項の協会が定める期間及び控除率の決定及び変更について準用する。

（延滞金の割合の特例）

第十条 第百三十三条第一項に規定する延滞金の支給等に関する特別措置法（平成二十一年度法律第七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条第一項の拠出金に関する規定においては、第一百十九条の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十一年度等における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十一年度法律第七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十五号）第六十九条第一項」とあるのは「並びに平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）第二十条第一項」とあるのは「附則第七条の規定により読み替えられた第二項第一号」とする。

（平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法の特例）

第八条 令和六年度及び令和七年度においては、前項の協会が定める期間及び控除率の決定及び変更について準用する。

（延滞金の割合の特例）

第十条 第百三十三条第一項に規定する延滞金の支給等に関する特別措置法（平成二十一年度法律第七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条第一項の拠出金に関する規定においては、第一百十九条の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十一年度等における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十一年度法律第七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十五号）第六十九条第一項」とあるのは「並びに平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十四年法律第七号）第二十条第一項」とあるのは「附則第七条の規定により読み替えられた第二項第一号」とする。

（平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法の特例）

第八条 令和六年度及び令和七年度においては、前項の協会が定める期間及び控除率の決定及び変更について準用する。

（延滞税の割合の特例）

第十一条 第百三十三条第一項に規定する延滞金の支給等に関する特別措置法（平成二十一年度法律第七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条第一項の拠出金に関する規定においては、第一百十九条の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十五号）第六十九条第一項」とあるのは「並びに平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十四年法律第七号）第二十条第一項」とあるのは「附則第七条の規定により読み替えられた第二項第一号」とする。

（平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法の特例）

第八条 令和六年度及び令和七年度においては、前項の協会が定める期間及び控除率の決定及び変更について準用する。

（延滞税の割合の特例）

第十一条 第百三十三条第一項に規定する延滞金の支給等に関する特別措置法（平成二十一年度法律第七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条第一項の拠出金に関する規定においては、第一百十九条の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十五号）第六十九条第一項」とあるのは「並びに平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十四年法律第七号）第二十条第一項」とあるのは「附則第七条の規定により読み替えられた第二項第一号」とする。

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任等)

第十一條 雇用保険法等の一部を改正する法律附則第四十五条その他この法律の改正に伴う経過措置を定める規定であつて厚生労働省令で定められたものによる厚生労働大臣の権限については、日本年金機構法(平成十九年法律第百九号)附則第二十五条の規定による改正後の船員保険法(次項において「新船員保険法」という)第百五十三条から第五十三条の九までの規定の例により、当該権限に係る事務を機構に行わせるものとする。

前項の場合において、新船員保険法第百五十三条から第五十三条の九までの規定の適用についての技術的読替えその他これららの規定の適用に關し必要な事項は、厚生労働省令で定めること。

国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第三十四号)附則第八十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第五条の規定による改正前の船員保険法第四十五条の規定その他厚生労働省令で定める規定については、同条中「社会保険長官」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは厚生労働省令で定める。

前項の規定により読み替えられた厚生労働大臣の権限については、第一項及び第二項の規定を準用する。

附 則 (昭和一八年三月八日法律第二十七号) 抄

本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十二条ノ一ノ規定ハ昭和十六年十二月八日以後同条ノ船舶二乗組ミタル期間ニ之ヲ適用スルノ依ルベキ場合ニテハ療養ノ給付又ハ傷病手当金ノ支給若ハ同法第十七条若ハ第二十九条ノ規定ニ依ル手当ノ支給ノ始まり扶助又ハ傷病手当金ノ支給又ハ傷病手当金ノ支給ニ関シテハ第三十二条第一項及第三十三条ノ改正規定ニ拘ラズ仍從前ノ例ニ依ル

第一条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
四号 抄 (昭和一〇年二月一九日法律第二

第二条 第七十三条ノ規定ハ昭和十九年一月一日以後同条ノ船舶二乗組ミタル期間ニ之ヲ適用スル昭和十九年一月一日前ニ於ケル被保険者タリシ期間ノ加算及之ニ因り增加すべき保険給付ニ要スル費用ノ負担ニ関シテハ仍從前ノ例ニ依ル

第三条 第七十四条及第七十五条ノ規定ニ依ル障害年金又ハ遺族年金ハ第二十四条ノ規定ニ拘ラズ本法施行ノ日ヨリ之ヲ支給ス
第四条 本法施行ノ際障害年金ノ支給ヲ受クル者ニ對スル障害年金ノ支給及其ノ者ガ死亡シタル場合ニ於ケル第四十二条ノ改正規定又ハ第四十二条ノ二ノ規定ニ依ル一時金ノ支給ニ關シ必要ナル事項ハ主務大臣之ヲ定ム
附 則 (昭和二一年一月二六日勅令第四三号) 抄 (昭和二二年九月五日法律第一〇号) 抄

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和二二年九月五日法律第一〇号) 抄

第一条 この法律施行の期日は、政令でこれを定める。

第二条 この法律施行の日において、現に保険給付の支給を受ける権利を有する者に支給するものについては、なお従前の例による。

第三条 従前の第七十三条乃至第七十六条の規定による加算、保険給付及び国庫の負担すべき費用について、なお従前の例による。

第四条 前条の規定に該当することを証明する文書その他の必要な書類を船員職業紹介所又は公共職業安定所に提出すること。

第五条 関東州船員保険令は、これを廃止する。

第六条 船員として船舶所有者に使用されなくなつた後、政令の定めるところにより、船員職業紹介所又は公共職業安定所に出頭して求職の申込をした上、失業の認定を受けること。

第七条 失業手当金の支給を受ける期間は、受給資格者が最初に船員として船舶所有者に使用された日から起算して、一年間とする。

第八条 船員として船舶所有者に使用されなくなつた日の翌日から起算して、一年間とする。

第九条 受給資格者が第四条の規定により船員職業紹介所又は公共職業安定所に求職の申込をした日から起算し失業の日数が通算して三十日に満たない場合は、これを支給しない。但し、失業手当金の支給を受けた者が前条に規定する期間内に再び船員として船舶所有者に使用されたときは、これに充てるものとする。

第十一条 失業手当金の支給に要する出費は、国庫において全額これを負担し、第三条第一項の失業保険金の支給に要する費用については、その三分の一は国庫においてこれを負担し、その三分の二は、船員保険法の規定による保険料を以て、これに充てるものとする。

第十二条 失業手当金の支給を受ける権利は、一年を経過したときは、時効に因つて消滅する。

第十三条 失業手当金については、船員保険法第七条、第九条、第十一条、第二十六条、第二十七条、第三十三条ノ五、第三十三条ノ九、第五十五条、第六十三条、第六十三条ノ二及び第六十七条の規定を準用する。但し、第三十三条ノ五中「百分ノ八十」とあるのは、「百分ノ七十五」と読み替えるものとする。

第十四条 船舶所有者、船員保険法第九条ノ二に規定する関係者又は受給資格者が故なく左の各

いて、船員として船舶所有者に使用されなくなつた場合において、第三十三条ノ三第一項の規定に該当しないこと。

前項の規定によつて失業手当金(同項に規定する失業保険金を含む)第十一條の場合を除いて以下同じ。)の支給を受けることができる者が、第五条に規定する期間内に再び船員として船舶所有者に使用された後使用されなくなったときは、同項に該当しないときでも、前の資格に基く失業手当金を支給する。

被保険者が第一項の規定により失業手当金の支給を受けたときは、その支給について計算の基礎とされた期間は、改正後の第三十三条ノ三第一項に規定する被保険者であった期間に、これを算入しない。

第一項に規定する被保険者であつた期間に、二対スル障害年金又ハ遺族年金ハ第二十四条ノ規定ニ拘ラズ本法施行ノ日ヨリ之ヲ支給ス

第三条 第七十四条及第七十五条ノ規定ニ依ル障害年金又ハ遺族年金ハ第二十四条ノ規定ニ拘ラズ本法施行ノ日ヨリ之ヲ支給ス

第四条 本法施行ノ際障害年金ノ支給ヲ受クル者ニ對スル障害年金ノ支給及其ノ者ガ死亡シタル場合ニ於ケル第四十二条ノ改正規定又ハ第四十二条ノ二ノ規定ニ依ル一時金ノ支給ニ關シ必要ナル事項ハ主務大臣之ヲ定ム

附 則 (昭和二一年一月二六日勅令第四三号) 抄

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和二二年九月五日法律第一〇号) 抄

第一条 この法律施行の期日は、政令でこれを定める。

第二条 この法律施行の日において、現に保険給付の支給を受ける権利を有する者に支給するものについては、なお従前の例による。

第三条 従前の第七十三条乃至第七十六条の規定による加算、保険給付及び国庫の負担すべき費用について、なお従前の例による。

第四条 前条の規定に該当することを証明する文書その他の必要な書類を船員職業紹介所又は公共職業安定所に提出すること。

第五条 関東州船員保険令は、これを廃止する。

第六条 船員として船舶所有者に使用されなくなつた後、政令の定めるところにより、船員職業紹介所又は公共職業安定所に出頭して求職の申込をした上、失業の認定を受けること。

第七条 失業手当金の支給を受ける期間は、受給資格者が最初に船員として船舶所有者に使用された日から起算して、一年間とする。

第八条 船員として船舶所有者に使用されなくなつた日の翌日から起算して、一年間とする。

第九条 受給資格者が第四条の規定により船員職業紹介所又は公共職業安定所に求職の申込をした日から起算し失業の日数が通算して三十日に満たない場合は、これを支給しない。但し、失業手当金の支給を受けた者が前条に規定する期間内に再び船員として船舶所有者に使用されたときは、これに充てるものとする。

第十一条 失業手当金の支給に要する出費は、国庫において全額これを負担し、第三条第一項の失業保険金の支給に要する費用については、その三分の一は国庫においてこれを負担し、その三分の二は、船員保険法の規定による保険料を以て、これに充てるものとする。

第十二条 失業手当金の支給を受ける権利は、一年を経過したときは、時効に因つて消滅する。

第十三条 失業手当金については、船員保険法第七条、第九条、第十一条、第二十六条、第二十七条、第三十三条ノ五、第三十三条ノ九、第五十五条、第六十三条、第六十三条ノ二及び第六十七条の規定を準用する。但し、第三十三条ノ五中「百分ノ八十」とあるのは、「百分ノ七十五」と読み替えるものとする。

第十四条 船舶所有者、船員保険法第九条ノ二に規定する関係者又は受給資格者が故なく左の各

きは、失業手当金を支給しない。但し、左の各号の一に該当するときは、この限りでない。

一 紹介された職業又は補導を受けることを要する職業が第一項に規定する被保険者の能力からみて不適当と認められるとき。

二 就職するため、現在の住所又は居所を変更することを要する場合において、その変更が困難であると認められるとき。

三 就職先の報酬が、同種の業務及び技能について行われる一般的の報酬水準に比べて、不当に低いとき。

四 職業安定法第二十条の規定に違反して労働争議の発生している事務所に受給資格者を紹介したとき。

五 その他の正当の理由のあるとき。

船員職業紹介所又は公共職業安定所は、受給資格者について、前項各号の一に該当するかしないかを認定しようとするときは、厚生大臣が船員保険委員会の意見を聴いて定めた基準によらなければならない。

第六条 第三条第一項に該当する者が自己の責に帰すべき重大な事由に因り又はやむを得ない事由がないと認められるにもかかわらず自己の都合により船員として船舶所有者に使用されなくなつたときは、失業手当金を支給しない。

第七条 第三条第一項に該当する者が前項に規定する事由に因り船員として船舶所有者に使用されなくなつたときは、失業手当金を支給しない。

第八条 船員職業紹介所又は公共職業安定所は、第三条第一項に該当する者が前項に規定する事由に因り船員として船舶所有者に使用されなくなつたときは、失業手当金を支給しない。

第九条 船員職業紹介所又は公共職業安定所は、第三条第一項に該当する者が前項に規定する事由に因り船員として船舶所有者に使用されなくなつたときは、失業手当金を支給しない。

第十条 船員職業紹介所又は公共職業安定所は、第三条第一項に該当する者が前項に規定する事由に因り船員として船舶所有者に使用されなくなつたときは、失業手当金を支給しない。

第十二条 船員職業紹介所又は公共職業安定所は、第三条第一項に該当する者が前項に規定する事由に因り船員として船舶所有者に使用されなくなつたときは、失業手当金を支給しない。

第十三条 船員職業紹介所又は公共職業安定所は、第三条第一項に該当する者が前項に規定する事由に因り船員として船舶所有者に使用されなくなつたときは、失業手当金を支給しない。

第十四条 船員職業紹介所又は公共職業安定所は、第三条第一項に該当する者が前項に規定する事由に因り船員として船舶所有者に使用されなくなつたときは、失業手当金を支給しない。

第十五条 船員職業紹介所又は公共職業安定所は、第三条第一項に該当する者が前項に規定する事由に因り船員として船舶所有者に使用されなくなつたときは、失業手当金を支給しない。

第十六条 船員職業紹介所又は公共職業安定所は、第三条第一項に該当する者が前項に規定する事由に因り船員として船舶所有者に使用されなくなつたときは、失業手当金を支給しない。

第十七条 船員職業紹介所又は公共職業安定所は、第三条第一項に該当する者が前項に規定する事由に因り船員として船舶所有者に使用されなくなつたときは、失業手当金を支給しない。

第十八条 船員職業紹介所又は公共職業安定所は、第三条第一項に該当する者が前項に規定する事由に因り船員として船舶所有者に使用されなくなつたときは、失業手当金を支給しない。

第十九条 船員職業紹介所又は公共職業安定所は、第三条第一項に該当する者が前項に規定する事由に因り船員として船舶所有者に使用されなくなつたときは、失業手当金を支給しない。

第二十条 船員職業紹介所又は公共職業安定所は、第三条第一項に該当する者が前項に規定する事由に因り船員として船舶所有者に使用されなくなつたときは、失業手当金を支給しない。

第二十一条 船員職業紹介所又は公共職業安定所は、第三条第一項に該当する者が前項に規定する事由に因り船員として船舶所有者に使用されなくなつたときは、失業手当金を支給しない。

第二十二条 船員職業紹介所又は公共職業安定所は、第三条第一項に該当する者が前項に規定する事由に因り船員として船舶所有者に使用されなくなつたときは、失業手当金を支給しない。

号の一に該当するときは、これを一万円以下の罰金に処する。

一 第十三条において準用する船員保険法第九条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書を提示せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提示し、又は出頭しなかつたとき。

二 第十三条において準用する船員保険法第九条ノ二の規定による當該官吏の質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第十三条において準用する船員保険法第九条第二項の規定による証明を拒んだとき。

第十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則 (昭和二三年七月一〇日法律第一二八号) 抄

第一条 この法律は、昭和二十三年九月一日から施行する。

第三条 この法律施行の日において、職務上の事由に因る障害年金又は遺族年金の支給を受ける権利を有する者に支給する障害年金又は遺族年金の額は、第四十一条若しくは第五十条ノ二又は船員保険法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第百三号)附則第二条若しくは第三条の規定にかかわらず、従前の障害年金又は遺族年金の額の十倍に相当する額とする。但し、昭和二十二年十二月一日から、この法律施行の日までの間ににおいて、障害年金又は遺族年金の支給を受ける権利を有する者に支給する額については、この限りでない。

第七条 従来、船員保険法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第百三号)附則第三条の適用を受ける障害年金及び遺族年金であつて、前項の規定により増額されたものに関する国庫の負担すべき費用については、なお同条の規定によるものとする。

この法律施行の際、現に存する保険審査官、船員保険審査会及びその職員は、この法律に基づく相当の機関及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

附 則 (昭和二三年七月一〇日法律第一二九号) 抄

1 この法律施行の期日は、その公布の日から起算して百二十日を超えない期間において、政令でこれを定める。

附 則 (昭和二四年五月三一日法律第一五六号) 抄

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2 この法律施行の日前に被保険者の資格を取得して、この法律施行の日まで引き続いて被保険者の資格のある者の標準報酬については、第四条の改正規定の適用については、その者が同日において被保険者の資格を取得したものとみなす。

3 この法律施行前から引き続き失業保険金の支給を受けていた者の失業保険金の日額が、第三十三条ノ九第二項の失業保険金の日額より高いときは、この法律施行後から引き続き失業保険金の日額については、なお従前の例によるべき失業保険金の日額については、なお従前の例によるものとする。

4 この法律施行の日前に督促状を発した保険料に対する延滞金については、なお従前の例によるべき失業保険金の日額については、なお従前の例による。

5 この法律施行の日前に船員保険委員会の委員、幹事及び書記の職にある者は、それが船員保険審議会の委員、幹事及び書記を命ぜられたものとみなされ、その者が船員保険委員会の委員を命ぜられ、又は委嘱された時から起算する。

6 この法律施行の日前に督促状を発した保険料に対する延滞金については、なお従前の例によるべき失業保険金の日額については、なお従前の例による。

7 この法律施行の日前に督促手数料の徴収については、なお従前の例によるべき督促手数料の徴収について適用し、この法律施行前にした督促に係る督促手数料の徴収については、なお従前の例による。

8 この法律施行の日前に督促手数料の徴収については、この法律施行前にした督促に係る督促手数料の徴収については、なお従前の例による。

9 この法律施行の日前に督促手数料の徴収については、この法律施行前にした督促に係る督促手数料の徴収については、なお従前の例による。

10 この法律施行の日前に督促手数料の徴収については、この法律施行前にした督促に係る督促手数料の徴収については、なお従前の例による。

11 この法律施行の日前に督促手数料の徴収については、この法律施行前にした督促に係る督促手数料の徴収については、なお従前の例による。

12 この法律施行の日前に督促手数料の徴収については、この法律施行前にした督促に係る督促手数料の徴収については、なお従前の例による。

13 この法律施行の日前に督促手数料の徴収については、この法律施行前にした督促に係る督促手数料の徴収については、なお従前の例による。

14 この法律施行の日前に督促手数料の徴収については、この法律施行前にした督促に係る督促手数料の徴収については、なお従前の例による。

15 この法律施行の日前に督促手数料の徴収については、この法律施行前にした督促に係る督促手数料の徴収については、なお従前の例による。

16 この法律施行の日前に督促手数料の徴収については、この法律施行前にした督促に係る督促手数料の徴収については、なお従前の例による。

17 この法律施行の日前に督促手数料の徴収については、この法律施行前にした督促に係る督促手数料の徴収については、なお従前の例による。

18 この法律施行の日前に督促手数料の徴収については、この法律施行前にした督促に係る督促手数料の徴収については、なお従前の例による。

十円以上三千七百五十円未満の報酬月額とみなす。

3 職務外の事由による廃疾に係る障害年金について、船員保険法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第百三号)の施行の日(昭和二十二年十二月一日)前の標準報酬に基いてその額を計算したものとみなす。

4 四十一条第一項第二号の規定にかかわらず、従前の額の十倍に相当する額とする。

附 則 (昭和二七年八月一五日法律第三〇六号) 抄

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない期間内において政令で定める日から施行する。

2 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

3 この法律は、昭和二七年七月三一日法律第二七八号) 抄

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない期間内において政令で定める日から施行する。

2 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない期間内において政令で定める日から施行する。

3 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない期間内において政令で定める日から施行する。

4 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない期間内において政令で定める日から施行する。

5 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない期間内において政令で定める日から施行する。

6 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない期間内において政令で定める日から施行する。

7 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない期間内において政令で定める日から施行する。

8 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない期間内において政令で定める日から施行する。

9 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない期間内において政令で定める日から施行する。

10 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない期間内において政令で定める日から施行する。

11 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない期間内において政令で定める日から施行する。

1 この法律は、昭和二八年八月一日から施行する。

2 被保険者若しくは被扶養者であつた者の疾病又は扶養者若しくは被扶養者であつた者の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病であつて、療養の給付又は家族療養費の支給の開始の日から起算してこの法律の施行前に二年を経過したものに関する保険給付の支給については、第三十二条、第四十条第一項及び第四十二条ノ三第一項の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この法律の施行の日前に被保険者の資格を取得して、この法律施行の日まで引き続いて被保険者の資格のある者の標準報酬については、第四条の改正規定の適用については、その者が同日において被保険者の資格を取得したものとみなす。

4 この法律の施行の際に被保険者である者又はこの法律の施行において被保険者であつた者のうち、昭和二十六年四月一日以後船員として船舶所有者に使用せられた期間がこの法律による改正前の第三十三条ノ三第一項第三号の規定により同条第一項の被保険者たりし期間に算入せられた者で、この法律による改正後の同条第一項第三号によれば算入せられないこととなるべき者については、その者の申請により、昭和二十八年三月三十一日までは、同条同項同号

の改正規定を適用しないものとし、同日までにその者が第三十三条ノ二の規定に該当するに至った場合における失業保険金の支給については、なお従前の例によるものとする。

附 則 (昭和二七年七月三一日法律第三七八号) 抄

1 この法律は、昭和二十七年七月三一日から施行する。

2 この法律は、昭和二八年八月一日から施行する。

3 この法律は、昭和二八年八月一日から施行する。

4 この法律は、昭和二八年八月一日から施行する。

5 この法律は、昭和二八年八月一日から施行する。

6 この法律は、昭和二八年八月一日から施行する。

7 この法律は、昭和二八年八月一日から施行する。

8 この法律は、昭和二八年八月一日から施行する。

9 この法律は、昭和二八年八月一日から施行する。

10 この法律は、昭和二八年八月一日から施行する。

11 この法律は、昭和二八年八月一日から施行する。

12 この法律は、昭和二八年八月一日から施行する。

13 この法律は、昭和二八年八月一日から施行する。

14 この法律は、昭和二八年八月一日から施行する。

15 この法律は、昭和二八年八月一日から施行する。

16 この法律は、昭和二八年八月一日から施行する。

第一条 この法律は、昭和二十三年九月一日から施行する。

第三条 この法律施行の日において、職務上の事由に因る障害年金又は遺族年金の支給を受ける権利を有する者に支給する障害年金又は遺族年金の額は、第四十一条若しくは第五十条ノ二又は船員保険法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第百三号)附則第二条若しくは第三条の規定にかかわらず、従前の障害年金又は遺族年金の十倍に相当する額とする。但し、昭和二十二年十二月一日から、この法律施行の日までの間ににおいて、障害年金又は遺族年金の支給を受ける権利を有する者に支給する額については、この限りでない。

第四条 この法律施行の日前に督促状を発した保険料に対する延滞金については、なお従前の例によるべき失業保険金の日額については、なお従前の例による。

第五条 この法律施行の日前に督促手数料の徴収については、この法律施行前にした督促に係る督促手数料の徴収については、なお従前の例による。

第六条 この法律施行の日前に督促手数料の徴収については、この法律施行前にした督促に係る督促手数料の徴収については、なお従前の例による。

第七条 この法律施行の日前に督促手数料の徴収については、この法律施行前にした督促に係る督促手数料の徴収については、なお従前の例による。

第八条 この法律施行の日前に督促手数料の徴収については、この法律施行前にした督促に係る督促手数料の徴収については、なお従前の例による。

第九条 この法律施行の日前に督促手数料の徴収については、この法律施行前にした督促に係る督促手数料の徴収については、なお従前の例による。

第十条 この法律施行の日前に督促手数料の徴収については、この法律施行前にした督促に係る督促手数料の徴収については、なお従前の例による。

第十一条 この法律施行の日前に督促手数料の徴収については、この法律施行前にした督促に係る督促手数料の徴収については、なお従前の例による。

第十二条 この法律施行の日前に督促手数料の徴収については、この法律施行前にした督促に係る督促手数料の徴収については、なお従前の例による。

第十三条 この法律は、昭和二十三年九月一日から施行する。

第十四条 この法律施行の日において、職務上の事由に因る障害年金又は遺族年金の支給を受ける権利を有する者に支給する障害年金又は遺族年金の額は、第四十一条若しくは第五十条ノ二又は船員保険法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第百三号)附則第二条若しくは第三条の規定にかかわらず、従前の障害年金又は遺族年金の十倍に相当する額とする。但し、昭和二十二年十二月一日から、この法律施行の日までの間ににおいて、障害年金又は遺族年金の支給を受ける権利を有する者に支給する額については、この限りでない。

第十五条 この法律施行の日前に督促状を発した保険料に対する延滞金については、なお従前の例によるべき失業保険金の日額については、なお従前の例による。

第十六条 この法律施行の日前に督促手数料の徴収については、この法律施行前にした督促に係る督促手数料の徴収については、なお従前の例による。

第十七条 この法律施行の日前に督促手数料の徴収については、この法律施行前にした督促に係る督促手数料の徴収については、なお従前の例による。

第十八条 この法律施行の日前に督促手数料の徴収については、この法律施行前にした督促に係る督促手数料の徴収については、なお従前の例による。

第十九条 この法律施行の日前に督促手数料の徴収については、この法律施行前にした督促に係る督促手数料の徴収については、なお従前の例による。

第二十条 この法律施行の日前に督促手数料の徴収については、この法律施行前にした督促に係る督促手数料の徴収については、なお従前の例による。

第二十一条 この法律施行の日前に督促手数料の徴収については、この法律施行前にした督促に係る督促手数料の徴収については、なお従前の例による。

第二十二条 この法律施行の日前に督促手数料の徴収については、この法律施行前にした督促に係る督促手数料の徴収については、なお従前の例による。

第二十三条 この法律施行の日前に督促手数料の徴収については、この法律施行前にした督促に係る督促手数料の徴収については、なお従前の例による。

第二十四条 この法律は、昭和二十三年九月一日から施行する。

第二十五条 この法律施行の日において、職務上の事由に因る障害年金又は遺族年金の支給を受ける権利を有する者に支給する障害年金又は遺族年金の額は、第四十一条若しくは第五十条ノ二又は船員保険法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第百三号)附則第二条若しくは第三条の規定にかかわらず、従前の障害年金又は遺族年金の十倍に相当する額とする。但し、昭和二十二年十二月一日から、この法律施行の日までの間ににおいて、障害年金又は遺族年金の支給を受ける権利を有する者に支給する額については、この限りでない。

第二十六条 この法律施行の日前に督促状を発した保険料に対する延滞金については、なお従前の例によるべき失業保険金の日額については、なお従前の例による。

第二十七条 この法律施行の日前に督促手数料の徴収については、この法律施行前にした督促に係る督促手数料の徴収については、なお従前の例による。

第二十八条 この法律施行の日前に督促手数料の徴収については、この法律施行前にした督促に係る督促手数料の徴収については、なお従前の例による。

第二十九条 この法律施行の日前に督促手数料の徴収については、この法律施行前にした督促に係る督促手数料の徴収については、なお従前の例による。

第三十条 この法律施行の日前に督促手数料の徴収については、この法律施行前にした督促に係る督促手数料の徴収については、なお従前の例による。

第三十一条 この法律施行の日前に督促手数料の徴収については、この法律施行前にした督促に係る督促手数料の徴収については、なお従前の例による。

第三十二条 この法律施行の日前に督促手数料の徴収については、この法律施行前にした督促に係る督促手数料の徴収については、なお従前の例による。

第三十三条 この法律施行の日前に督促手数料の徴収については、この法律施行前にした督促に係る督促手数料の徴収については、なお従前の例による。

第三十四条 この法律施行の日前に督促手数料の徴収については、この法律施行前にした督促に係る督促手数料の徴収については、なお従前の例による。

第一項第四号に規定する外傷性せき臓障害をい
う。)に關しこの法律による改正前の第三十一
条第一項第一号に掲げる事由に該当し、かつ、
この法律の施行の際まだ該外傷性せき臓障害
がなおつてない者であつて、この法律の施行
後三箇月以内に、厚生省令で定めるところによ
り、都道府県知事に届け出たものに対しても、
当該外傷性せき臓障害に關し、その届出をした
日から当該外傷性せき臓障害がなおるまでの
間、療養の給付(療養費の支給を含む)及び
傷病手当金の支給を行なうものとする。

4 前項の規定による届出をした者に対しては、
当該外傷性せき臓障害がなおるまでの間、
該外傷性せき臓障害がなおるまでの間、當該
外傷性せき臓障害に係る障害年金の支給を停止
する。この場合において、第四十三条及び厚生
年金保険及び船員保険交渉法(昭和二十九年法
律第二十条の規定の適用に関するものとし
ては、その者は、その間、當該障害年金を受ける
権利を有しないものとみなす。

5 職務上の事由による死亡に關しては、この法律による
改正後の第四十二条の三第一項及び第五十条第
三号の規定は、適用しない。

6 この法律による改正後の第五十八条第三項に
規定する事項については、社会保障に関する制
度全般の調整の機会において検討するものと
し、その結果に基づいて、必要な措置を講ずる
ものとする。

附 則 (昭和三六年六月一五日法律第一 三五号)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。
(経過措置)
この法律の施行前に分娩した被保險者若しく
は被保險者であつた者又は被扶養者に係る健康
保険法又は船員保険法の規定による分娩費若し
くは配偶者分娩費又は哺育手当金若しくは育児
手当金の支給については、なお從前の例によ
る。

附 則 (昭和三六年一月一日法律第一 八〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三六年一月一日法律第一 八二号) 抄

第一項(施行期日)
第十一条 この法律は、公布の日から施行し、この
附則に特別の定めがあるものを除き、昭和三十
六年四月一日から適用する。

(船員保険法の一部改正に伴う経過措置)
第十二条 (施行期日)
第十一条 船員保険法第三十九条ノ二の規定による
通算老齢年金は、昭和三十六年四月一日におい
て現に国民年金以外の公的年金制度の被保險者
又は組合員若しくは農林漁業団体職員共済組合
の任意継続組合員でなかつた者の同日前の船員
保険法による被保險者であつた期間に基づいて
は、支給しない。ただし、その期間が通算年金
通則法附則第二条第一項ただし書の規定により
該外傷性せき臓障害がなおるまでの間、當該
外傷性せき臓障害に係る障害年金の支給を停止
する。この場合において、第四十三条及び厚生
年金保険及び船員保険交渉法(昭和二十九年法
律第二十条の規定の適用に関するものとし
ては、その者は、その間、當該障害年金を受ける
権利を有しないものとみなす。

第十三条 昭和三十六年四月一日において船員保
険法による被保險者であつた期間が一年以上で
あつた者で同法第三十四条第一項各号のいずれ
にも該当していなかつたもののうち、同日にお
いて現に船員保険及び国民年金以外の公的年金
制度の被保險者又は組合員若しくは農林漁業団
体職員共済組合の任意継続組合員であり、改正
後の船員保険法第三十九条ノ二第一号イからニ
までのいずれかに該当し、かつ、六十歳以上で
あつた者に対するは、昭和三十六年四月一日に
さかのぼつて、同条の通算老齢年金を支給す
る。

前項の規定による通算老齢年金は、改正後の
船員保険法第二十四条第一項の規定にかかるわ
らず、昭和三十六年四月からその支給を始める。

昭和三十六年四月一日において船員保険法に
よる被保險者があつた期間が一年以上であつた
者で同法第三十四条第一項各号のいずれにも該
当していなかつたもののうち、同日において現
に国民年金以外の公的年金制度の被保險者又は
組合員若しくは農林漁業団体職員共済組合の任
意継続組合員でなかつた者が、同日後に船員保
険及び国民年金以外の公的年金制度の被保險者
又は組合員となつた場合において、その際現に
六十歳以上であり、かつ、改正後の船員保険法
が該当しない者が六十歳に達したとき、又は同
表の上欄に掲げる被保險者で、同項各号のいず
れにも該当しない六十歳以上の者の同日以後
の被保險者期間がそれぞれ同表の下欄に規定す
る期間に達したときも、前項と同様とする。

3 第一項の表の上欄に掲げる被保險者で、昭和
十六年四月一日以後の被保險者期間がそれぞれ
同表の下欄に規定する期間以上であり、かつ、
船員保険法第三十四条第一項各号のいずれにも
該当しない者が六十歳に達したとき、又は同
表の上欄に掲げる被保險者で、同項各号のいず
れにも該当しない六十歳以上の者の同日以後
の被保險者期間がそれぞれ同表の下欄に規定す
る期間に達したときも、前項と同様とする。

4 昭和三十六年四月一日から施行日の前日まで
の間に改正前の船員保険法第四十六条の規定に
よる脱退手当金の支給を受けた者が、施行日か
ら起算して六月以内に都道府県知事に申し出
て、その支給を受けた脱退手当金の額に相当す
る額を返還したときは、その者は、その脱退手
当金の支給を受けなかつたものとみなす。

5 昭和三十六年四月一日から施行日の前日まで
の間に改正前の船員保険法第四十六条の規定に
よる脱退手当金の支給を受けた者が、施行日か
ら起算して六月以内に都道府県知事に申し出
て、その支給を受けた脱退手当金の額に相当す
る額を返還したときは、その者は、その脱退手
当金の支給を受けなかつたものとみなす。

第十四条 次の表の上欄に掲げる者で、昭和三十
六年四月一日以後の被保險者期間(明治四十四
年四月一日以前に生まれた者にあつては、昭和
三十六年四月一日前の通算対象期間である被保
険者期間と同日以後の被保險者期間とを合算し
た期間。以下この条において同じ。)がそれぞ
れ同表の下欄に規定する期間以上であり、か
つ、船員保険法第三十四条第一項各号のいずれ
にも該当しないものが、六十歳に達した後に被
保險者の資格を喪失したとき、又は被保險者の
資格を喪失した後に被保險者となることなくし
て六十歳に達したときは、船員保険法第三十九
条ノ二の規定に該当するに至つたものとみなし
て、その者に、同条の通算老齢年金を支給す
る。

大正五年四月一日以前に生まれた者	七年六
大正五年四月二日から大正六年四月 一日までの間に生まれた者	八年三
大正六年四月二日から大正七年四月 一日までの間に生まれた者	九年
大正七年四月二日から大正八年四月 一日までの間に生まれた者	十年
大正八年四月二日から大正九年四月 一日までの間に生まれた者	九年九
大正九年四月二日から大正十年四月 一日までの間に生まれた者	十年六

第十五条 (施行日前に被保險者の資格を喪失し
かつ、脱退手当金の受給権を取得した者に支給
する当該資格の喪失に係る脱退手当金について
は、なお從前の例による。)
二 次の各号に掲げる者に対しては、従前の例に
より脱退手当金を支給する。ただし、従前の例
による脱退手当金を支給すべき場合において
その支給を受けるべき者が、その際、通算老齡
年金を受ける権利を有しているとき、又は通算
老齡年金を受ける権利を有するに至つたとき
は、この限りでない。
一 明治四十四年四月一日以前に生まれた者
二 施行日前から引き続き被保險者であり、同
日から起算して五年以内に被保險者の資格を
喪失した女子

第一項の規定による脱退手当金を受ける権利を
有する者が施行日以後において通算老齡年金を
受けた権利を有するに至つたことを、その脱退
手当金を受ける権利を失う。

3 前二項に規定する脱退手当金を受ける権利を
有する者が施行日以後において通算老齡年金を
受けたときは、その脱退手当金を受
ける権利は消滅し、その者が脱退手当金の支給
を受けたときは、さかのぼつて通算老齡年金を
受けた権利を有するに至らなかつたものとみな
す。

4 第一項の規定による脱退手当金を受ける権利を
有する者であつて、施行日前にさかのぼつて
通算老齡年金を受ける権利を有するに至つたこ
ととなるものについては、その者が通算老齡年
金の支給を受けたときは、その脱退手当金を受
ける権利は消滅し、その者が脱退手当金の支給
を受けたときは、さかのぼつて通算老齡年金を
受けた権利を有するに至らなかつたものとみな
す。

5 昭和三十六年四月一日から施行日の前日まで
の間に改正前の船員保険法第四十六条の規定に
よる脱退手当金の支給を受けた者が、施行日か
ら起算して六月以内に都道府県知事に申し出
て、その支給を受けた脱退手当金の額に相当す
る額を返還したときは、その者は、その脱退手
当金の支給を受けなかつたものとみなす。

附 則 (昭和三七年三月三一日法律第五
八号) 抄

1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行
(経過措置)

第一条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第二条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第三条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第四条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第五条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第六条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第七条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第八条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第九条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第十条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第十一条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第十二条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第十三条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第十四条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第十五条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第十六条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第十七条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第十八条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第十九条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第二十条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第二十一条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第二十二条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第二十三条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第二十四条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第二十五条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第二十六条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第二十七条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第二十八条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第二十九条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第三十条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第三十一条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第三十二条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第三十三条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第三十四条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第三十五条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第三十六条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第三十七条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第三十八条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第三十九条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第四十条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第四十一条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第四十二条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第四十三条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第四十四条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第四十五条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第四十六条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第四十七条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第四十八条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第四十九条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第五十条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第五十一条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第五十二条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第五十三条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第五十四条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第五十五条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第五十六条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第五十七条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第五十八条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第五十九条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第六十条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第六十一条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第六十二条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第六十三条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第六十四条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第六十五条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第六十六条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第六十七条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第六十八条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第六十九条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第七十条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第七十一条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第七十二条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第七十三条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第七十四条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第七十五条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第七十六条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第七十七条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第七十八条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第七十九条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第八十条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第八十一条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第八十二条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第八十三条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第八十四条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第八十五条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第八十六条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第八十七条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第八十八条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第八十九条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第九十条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第九十一条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第九十二条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第九十三条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第九十四条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第九十五条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第九十六条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第九十七条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第九十八条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第九十九条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第一百条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第一百一十条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第一百二十条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第一百三十条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第一百四十条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第一百五十条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第一百六十条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第一百七十条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第一百八十条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第一百九十条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第一百二十号 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第一百三十号 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第一百四十号 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第一百五十号 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第一百六十号 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第一百七十号 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第一百八十号 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第一百九十号 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第一百二十号 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第一百三十号 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第一百四十号 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第一百五十号 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第一百六十号 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第一百七十号 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第一百八十号 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第一百九十号 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第一百二十号 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第一百三十号 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第一百四十号 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第一百五十号 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第一百六十号 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第一百七十号 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第一百八十号 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第一百九十号 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第一百二十号 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第一百三十号 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第一百四十号 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第一百五十号 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第一百六十号 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第一百七十号 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第一百八十号 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第一百九十号 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

2 この法律の施行の日前に被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き第十七条の規定による被保険者の資格のある者のうち、昭和三十七年三月の標準報酬月額が五千円、六千円又は三万六千円（報酬月額が三万七千五百円未満である者を除く。）である者については、同年四月からその標準報酬を改定する。

3 この法律の施行の日前に死亡した被保険者又は被保険者であつた者の遺族に対する保険給付については、同日以後も、なお従前の例によることとする。

4 前項の規定により、従前の例によつて支給するこの法律による改正前の船員保険法による寡婦年金、鰐夫年金又は遺児年金については、同法第四十九条ノ三の規定により計算した額が、一万四千八百八十円に満たないときは、前項の規定にかかわらず、これを一万四千八百八十円とする。

附 則（昭和三七年四月二日法律第六七号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。
(延滞金に関する経過措置)

第二十条 第三十三条、第三十七条及び第三十八条の規定中延滞金に關する部分並びに第四十条の規定は、この法律の施行後に徵収する延滞金について適用する。ただし、当該延滞金の全部又は一部でこの法律の施行前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和三七年四月二八日法律第九二号）抄
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。
附 則（昭和三七年五月一一日法律第一二三号）抄
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して六月を行なうこととなる保険給付を受ける権利の裁定その他の処分であつて、この法律の施行前に厚生大臣が行なつたものは、社会保険庁長官が行なつた保険給付を受ける権利の裁定その他の処分とみ

13 この法律の施行後は社会保険庁長官が行なうこととなる保険給付を受ける権利の裁定その他

14 この法律の施行後は社会保険庁長官に対しても行なうこととなる申請、届出その他の行為であつて、この法律の施行の際現に厚生大臣に対して行なわれているものは、社会保険庁長官に対して行なわれている申請、届出その他の行為とみなす。

15 附 則（昭和三七年五月一六日法律第一四〇号）抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行の際現に係属している訴訟については、当該訴訟を提起することができない旨を定めるこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際現に係属している訴訟の管轄については、当該管轄を専属管轄とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の規定による出訴期間がこの法律による改正後の規定による出訴期間がこの法律による改正前の規定による出訴期間より短い場合に限る。

6 この法律の施行前にされた処分又は裁決に関する当事者訴訟で、この法律による改正により出訴期間が定められることとなつたものについての出訴期間は、この法律の施行の日から起算する。

7 この法律の施行の際現に係属している処分又は裁決の取消しの訴えについては、当該法律關係の当事者の一方を被告とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、裁判所は、原告の申立てにより、決定をもつて、当該訴訟を当事者訴訟に変更することを許すことができる。

8 前項ただし書の場合には、行政事件訴訟法第十八条後段及び第二十一条第二項から第五項までの規定を準用する。

第一條 (施行期日) この法律は、昭和三十七年十二月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 (昭和三七年九月一五日法律第一六号) 抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる处分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法によることがができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていないかたるものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる。この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていないかたるものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる。この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間は、この法律の施行の日から起算する。この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 この法律の施行前にされた行政の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていないかたるものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる。この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間は、この法律の施行の日から起算する。この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用についても、同様とする。

7 この法律及び行政事件訴訟法の施行に伴う關係法律の整理等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十号）に同一の法律についての改正規定がある場合においては、当該法律は、この法律によつてまず改正され、次いで行政事件訴訟

法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律によつて改正されるものとする。

附 則（昭和三八年三月三一日法律第六二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

（船員保険の療養の給付等に関する経過措置）

第四条 船員保険の被保険者であつた者又は被扶養者であつた者の職務外の事由による傷病であつて、療養の給付又は家族療養費の支給開始後この法律の施行前に三年を経過したものに關するこれらの給付の支給については、船員保険法第三十一条の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に職務外の事由による同一の傷病に關し療養の給付又は家族療養費の支給開始後三年を経過した船員保険の被保険者又は被扶養者の当該期間経過後この法律の施行までの期間に係る当該傷病及びこれによつて発した疾病に關する療養の給付又は家族療養費の支給については、なお従前の例による。

附 則（昭和三八年八月一日法律第一六三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(保険給付に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日前の失業の日に係る失業保険金の額及び失業保険金の減額については、なお従前の例による。

第三条 この法律による改正後の船員保険法第十三条ノ九第三項の規定による加給は、この法律の施行の日前の失業の日に係る失業保険金については、行なわない。

第四条 この法律の施行の日前において病気又は負傷のために職業につくことができなかつた日は、この法律による改正後の船員保険法第三十三条ノ十一の規定にかかるらず、同条に規定する七日の期間に含まれないものとする。

第五条 この法律による改正後の船員保険法第三章第八節の規定は、この法律の施行の日以後に生じた行方不明について適用する。

附 則（昭和三九年七月六日法律第一五二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和三十九年十月一日（以下「施行期日」という。）から施行する。

則第五条から附則第十一条まで及び附則別表の規定は、昭和四十一年二月一日から適用する。

(船員保険法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 昭和四十一年四月一日前に船員保険の被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き船員保険法第十七条の規定による被保険者の資格のある者(うち、同年三月の標準報酬月額が七万六千円(報酬月額が七万八千円未満である者を除く。)である者については、同年四月からその標準報酬を改定する。

第五条 昭和四十一年二月一日において現に船員保険法による職務上の事由による障害年金を受ける権利を有する者に支給する当該障害年金について、その額を、従前の額と同法別表第四上欄に規定する廃疾の程度に応じ附別表中欄に規定する金額とを合算した額とし、その額(加給金の額を除く。)が同表下欄に規定する金額に満たないときは、これを同表下欄に規定する金額とする。

第六条 前条に規定する障害年金について昭和四十一年二月一日以後船員保険法の規定によりその額を改定する場合におけるその額の算定に関しては、第二条の規定による改定後の同法第四十一条第一項第一号中「左ニ掲タル額ヲ合算シタル額(十五年以上被保険者タリシ者ニ関シテハ十五年以上一年ヲ増ス毎ニ其ノ一年ニ対シ平均標準報酬月額ノ六日分ニ相当スル金額ヲ加ヘタル額トス」とあるのは、「最終標準報酬月額ニ廃疾ノ程度ニ応じ別表第一中欄ニ定ムル月額ヲ乗ジテ得タル額ト廃疾ノ程度ニ応じ健康保険法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第六十三号)附則別表中欄ニ定ムル金額ト

第七条 附則第五条に規定する障害年金のうち、二関シテハ十五年以上一年ヲ増ス毎ニ其ノ一年ヲ加ヘタル額トシ其ノ額同表下欄ニ定ムル金額トス」とする。

第八条 昭和四十一年二月一日からこの法律の公布の日の前日までの間ににおいて、第二条の規定による改正前の船員保険法の規定により職務上

の事由による障害手当金を受ける権利を取得した者が、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき同条の規定による改定後の同法の規定により職務上の事由による障害年金を受ける権利を取得したときは、その者は、当該障害手当金を受ける権利を取得しなかつたものとみなす。

第九条 昭和四十一年二月一日からこの法律の公布の日前までの間ににおいて第二条の規定による改定前の船員保険法別表第四上欄に定める程度の廃疾の状態に該当しなくなつた者であつて、その該当しなくなつた際同条の規定による改定後の同法別表第四上欄に定める程度の廃疾の状態に該当するものに対しては、同条の規定による改定前の同法第四十二条の規定にかかわらず、同法同条の規定による一時金は、支給しない。

第十条 昭和四十一年二月一日において現に船員保険法第五十条第二号の規定による遺族年金を受ける権利を有する者に支給する当該遺族年金について、その額を、従前の額と一万二百円とを合算した額とし、その額(加給金の額を除く。)が六万円に満たないときは、これを六万円とする。

第十二条 昭和四十一年二月一日において現に船員保険法による職務上の事由による障害年金及び同号かつ二書に該当する者に支給する遺族年金にあつては、六万円に満たないときは、これを六万五千四百円(同号かつ二書に該当する者に支給する遺族年金にあつては、六万円)とする。

該当したことによる遺族年金のうち、昭和四十一年一月以前の月に係る分であつて、同年二月

は、なお従前の例による。

保険の保険料については、なお従前の保険料率

一級	五萬一千円	十二萬三千円
二級	五萬一千円	十一萬四千円
三級	四萬八百円	九萬九千三百円
四級	四萬八百円	九萬四千八百円
五級	四萬八百円	六萬八千四百円
六級	三萬六百円	七萬五千六百円
七級	三萬六百円	六萬八千四百円

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

(以下「施行日」という。)から施行する。

附則 (昭和四二年八月一日法律第一

二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十二年十一月一日から施行する。

(以下「施行日」という。)から施行する。

附則 (昭和四二年八月一七日法律第一

三六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四二年八月一七日から施行する。

(以下「施行日」という。)から施行する。

附則 (昭和四二年八月一七日法律第一

三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十四年九月一日から施行する。

(分娩費等の額に関する経過措置)

第二条 昭和四十四年九月一日前に分娩した健康保険又は船員保険の被保険者若しくは被保険者

和四十一年二月分から行なう。

第八条 昭和四十一年二月一日からこの法律の公布の日の前日までの間ににおいて、第二条の規定による改正前の船員保険法の規定により職務上

の事由による障害手当金を受ける権利を取得した者が、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき同条の規定による改定後の同法の規定により職務上の事由による障害年金を受ける権利を取得したときは、その者は、当該障害手当金を受ける権利を取得しなかつたものとみなす。

第九条 昭和四十一年二月一日からこの法律の公布の日前までの間ににおいて第二条の規定による改定前の船員保険法別表第四上欄に定める程度の廃疾の状態に該当しなくなつた際同条の規定による改定後の同法別表第四上欄に定める程度の廃疾の状態に該当するものに対しては、同条の規定による改定前の同法第四十二条の規定にかかわらず、同法同条の規定による一時金は、支給しない。

第十条 昭和四十一年二月一日において現に船員保険法第五十条第二号の規定による遺族年金を受ける権利を有する者に支給する当該遺族年金について、その額を、従前の額と一万二百円とを合算した額とし、その額(加給金の額を除く。)が六万円に満たないときは、これを六万円とする。

第十二条 昭和四十一年二月一日において現に船員保険法による職務上の事由による障害年金及び同号かつ二書に該当する者に支給する遺族年金にあつては、六万円に満たないときは、これを六万五千四百円(同号かつ二書に該当する者に支給する遺族年金にあつては、六万円)とする。

該当したことによる遺族年金のうち、昭和四十一年一月以前の月に係る分であつて、同年二月

は、なお従前の例による。

保険の保険料については、なお従前の保険料率

による。

保険料については、なお従前の保険料率

による。

保険料については

第十二条	昭和四十六年十一月一日において現に 船員保険法の一部を改正する法律(昭和二十九 年法律第二百六号)附則第七条の規定によつて 支給する従前の養老年金の例による保険給付を 受けける権利を有する者の当該保険給付について は、その額をこの法律による改正後の船員保険法 第三十五条の規定に準じて計算した額とす る。
第十三条	昭和四十六年十一月一日において現に 船員保険法の一部を改正する法律(昭和二十九 年法律第二百五号)附則第八条第一項の規定によつて 支給する従前の例による障害年金を受ける権 利を有する者の当該保険給付については、その 額(加給金の額を除く。)が十三万九千二百円 に満たないときは、これを十三万九千二百円と する。
第十四条	昭和四十六年十一月一日において現に 職務上の事由による障害年金を受ける権利を有 する者に支給する当該障害年金であつて、船員 保険法の一部を改正する法律(昭和四十五年法 律第七十二号)附則第二条第一項後段に規定す るものについては、その額が当該廃疾の程度に 応じ次の表に定める金額に満たないときは、同 表に定める金額とする。
廃疾の程度	金額
一級	一九八、六〇〇円
二級	一八六、六〇〇円
三級	一五六、〇〇〇円
四級	一四六、四〇〇円
五級	一三五、六〇〇円
六級	一二二、二〇〇円
七級	一〇五、六〇〇円

廢疾の程度	金額
一級	一九八、六〇〇円
二級	一八六、六〇〇円
三級	一五六、〇〇〇円
四級	一四六、四〇〇円
五級	一三五、六〇〇円
六級	一一二、二〇〇円
七級	一〇五、六〇〇円

第十六条 前五条に規定する保険給付の額を昭和四十六年十月以前の月分のもの及び船員保険の障害手当金で同年十一月一日においてまだ支給していないものの額については、なお従前の例による。

第十七条 この法律による改正後の船員保険法第二十三条第一項の規定は、昭和四十六年十一月一日前に行方不明となり、失踪の宣告を受けたことにより同日以後に死亡したとみなされた被保険者であつた者の遺族についても、適用する。

(通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一一部改正に伴う経過措置)

第十八条 この法律による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第七条第一項又は附則第十三条第一項の規定により昭和四十六年十一月一日に厚生年金保険法第四十六条の三第一項又は船員保険法第三十九条ノ二第一項の通算老齢年金の受給権を取得した者に対する当該通算老齢年金は、同年十一月からその支給を始める。

附 則 (昭和四八年九月二一日法律第八五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十八年十月一日から施行する。

(健康保険法及び船員保険法の一部改正に伴う経過措置)

第二条

3 この法律による改正後の健康保険法第六十七条又はこの法律による改正後の船員保険法第二十五条の規定は、第三者の行為により昭和四十八年十月一日以後に保険事故が生じた場合について適用し、同日前に保険事故が生じた場合については、なお従前の例による。

附 則 (昭和四八年九月二六日法律第九〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

○号抄

○号抄

第一条 この法律は、昭和四十八年十月一日から施行する。
第二条 (健康保険法及び船員保険法の一部改正に伴う経過措置)
3 この法律による改正後の健康保険法第六十一条又はこの法律による改正後の船員保険法第二十五条の規定は、第三者の行為により昭和四十八年十月一日以後に保険事故が生じた場合について適用し、同日前に保険事故が生じた場合については、なお従前の例による。

附則 (昭和四八年九月二六日法律第八九号)
抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

れ、この法律による改正後の船員保険法第三十五条（第三十九条ノ三においてその例による場合を含む。）、第四十一条及び第五十条ノ二並びにこの法律による改正後の船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第二百五号）附則第十六条第三項及び第四項の規定により計算した額とする。

第十二条 昭和四十六年十一月一日において現に船員保険法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第二百六号）附則第七条の規定によつて支給する従前の養老年金の例による保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額をこの法律による改正後の船員保険法第三十五条の規定に準じて計算した額とす

第十三条 昭和四十六年十一月一日において現に船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第二百五号）附則第八条第一項の規定によつて支給する従前の例による障害年金を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額（加給金の額を除く。）が十三万九千二百円と満たないときは、これを十三万九千二百円とする。

第十四条 昭和四十六年十一月一日において現に

(通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律)の一部改正(この半う逕過措置)

附 則（昭和四八年九月二六日法律第九号）

第三条 削除 お従前の例による。

第二条 この法律の施行の日前に発生した事故に起因する通勤（改正後の第二十三条ノ七第三項に規定する通勤をいう。）による疾病、負傷、障害又は死亡に関する保険給付については、な

1 この法律は、昭和四十九年九月一日から施行する。ただし、第二条中厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第二十二条の次に一条を加える改正規定は公布の日から、第二条中厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第六条の次に一条を加える改正規定は同年十一月一日から、第一条中国民年金法第八十七条第三項の改正規定は昭和五十年一月一日から、第三条及び附則第五項の規定は公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和四九年一二月二八日法律第
（施行期日等）抄
一一五号）

附則（昭和四九年五月三一日法律第六三号）抄

第十一條 昭和四十八年十月以前の月分の船員保険法による年金たる保険給付の額については、なお従前の例による。

第二条 (この法律の施行の日前に発生した事故に起因する通勤(改正後の第二十三条ノ七第二項に規定する通勤をいう。)による疾病、負傷、障害又は死亡に関する保険給付については、なお従前の例による。

第三条 削除

附 則 (昭和四八年九月二六日法律第九二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条及び第二条並びに次条から附則第十三条まで、附則第二十二条から附則第二十八条までの規定、附則第三十一条及び附則第三十五条の規定 昭和四十八年十一月一日
(船員保険に関する経過措置等)

第七条 標準報酬月額が二万四千円未満である船員保険法第二十条の規定による被保険者の昭和四十八年十一月以後の標準報酬月額は、同法第四条第六項の規定にかかわらず、二万四千円とする。

て「旧船員保険法」という。)の規定による
一 適用日の属する月から当該一時金を支給すべき事由の生じた日の属する月までの分の当該一時金の額の計算の基礎となる遺族年金(当該一時金の額の計算の基礎となる障害年金を含む。以下この号において同じ。)の額
旧船員保険法の規定による額(これらの月分の新船員保険法の規定による遺族年金の額からこれら月分の旧船員保険法の規定による遺族年金の額を減じた額が当該一時金の額を超えるときは、当該超える額を加算した額)
(保険給付の内扱)

一、当該各号に定める額とする。
二、当該一時金の額 第四条の規定による改正
前の船員保険法（次号及び附則第六条において

事由が生じた場合は、該名号に付ける保険給付の額は、第四条の規定による改正後の船員保険法（以下この項及び附則第六条において「新船員保険法」という。）の規定にかかるわら

第二条 この法律の施行の日前に発生した事故に起因する通勤（改正後の第二十三条ノ七第二項に規定する通勤をいう。）による疾病、負傷、障害又は死亡に関する保険給付については、なお従前の例による。

第三条 削除

附 則（昭和四八年九月二六日法律第九二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条及び第二条並びに次条から附則第十一条まで、附則第二十二条から附則第二十八条まで、附則第三十一条及び附則第三十五条の規定 昭和四十八年十一月一日
(船員保険に関する経過措置等)

第七条 標準報酬月額が二万四千円未満である船員保険法第二十条の規定による被保険者の昭和四十八年十一月以後の標準報酬月額は、同法第四条第六項の規定にかかるらず、二万四千円とする。

十二条の四第三項において準用する場合を含む。）及び別表第一（同法第二十二条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定、第二条の規定による改正後の労働者災害補償保険法の一部を改正する法律附則第四十二条第一項（労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第八十五号）附則第四条第一項においてその例によることとされる場合を含む。）の規定、第四条の規定による改正後の船員保険法の規定、附則第七条の規定による改正後の厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第七十二号）附則第十条の規定並びに附則第九条の規定による改正後の厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二号）附則第十条第三項の規定は、昭和四十九年十一月一日から適用する。（第四条の規定の施行に伴う経過措置）

第三条 適用日の属する月前の年分の船員保険法の規定による障害年金及び遺族年金並びに適用日前の死亡に係る同法の規定による葬祭料については、なお従前の例による。

適用日から施行日の前日までの間に船員保険法第五十条ノ八に規定する一時金を支給すべき法第五十条ノ八に規定する一時金を支給すべき

づいて支給された障害補償年金、遺族補償年金、障害年金又は遺族年金の支払は、新労災保険法の規定により支給されるこれらに相当する保険給付の内払とみなす。

適用日以後に支給すべき事由の生じた障害補償一時金若しくは障害一時金又は昭和四十年改正附則第四十二条第一項（昭和四十八年改正附則第四十二条第一項においてその例によることとされる場合を含む。以下この項において同じ。）の一時金であつて、旧労災保険法の規定又は第二条の規定による改正前の昭和四十年改正附則第四十二条第一項の規定に基づいて支給されたものの支払は、新労災保険法の規定又は第二条の規定による改正後の昭和四十年改正附則第四十二条第一項の規定によるこれらに相当する保険給付の内払とみなす。

適用日の属する月から施行日の前日の属する月までの分として旧船員保険法の規定に基づいて支給された障害年金又は遺族年金の支払は、新船員保険法の規定により支給されるこれらに相当する保険給付の内払とみなす。

適用日以後の死亡に係る葬祭料であつて、旧船員保険法の規定に基づいて支給されたものの支払は、新船員保険法の規定による葬祭料の内払とみなす。

附 則（昭和四九年一二月二八日法律第

八号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第四条及び第五条並びに附則第四条から附則第六条までの規定 昭和五十年八月一日
附 則（昭和五一年五月二七日法律第三
二号）抄
（施行期日等）

第一条 この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条中船員保険法別表第四及び別表第五の改正規定 公布の日
二 第四条中船員保険法第五十九条ノ一第二項の改正規定 昭和五十一年九月三十日

三 第一条中労働者災害補償保険法目次及び第三条の改正規定 同法第二条の次に一条を加える改正規定並びに同法第三章の二の改正規定

定、第二条中労働者災害補償保険法の一部を改正する法律附則第十五回第二項の改正規定並びに第三条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第二項の改正規定、同法第十四条第一項の改正規定（労働福祉事業に係る部分に限る。）及び同条第二項の改正規定並びに附則第九条及び附則第十五条の規定並びに附則第二十一条中炭鉱灾害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法第十一条第一項の改正規定、附則第二十四条中労働保険特別会計法第四条の改正規定並びに附則第二十九条及び附則第三十条の規定（公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日）

第四条の規定による改正後の船員保険法別表第四及び別表第五の規定は、昭和五十年九月一日から適用する。

（第四条の規定の施行に伴う経過措置）

第十四条 施行日の属する月前の月分の第四条の規定による改正前の船員保険法の規定による障害年金及び遺族年金については、なお従前の例による。（政令への委任）

第三十条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な事項は、政令で定める。

（施行期日）
附 則（昭和五一年六月五日法律第六二
二号）抄
第一条 この法律は、昭和五十一年七月一日から施行する。ただし、第二条中船員保険法第四条第一項の改正規定及び附則第三条第二項の規定は同年八月一日から、第三条及び附則第九条の規定は同年八月一日から、第三条及び附則第九条の規定は同年八月一日から施行する。（船員保険法の一部改正に伴う経過措置等）

二 第四条及び第五条並びに附則第四条から附則第六条までの規定 昭和五十年八月一日
附 則（昭和五一年五月二七日法律第三
二号）抄
（施行期日等）

第一条 この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条中船員保険法別表第四及び別表第五の改正規定 公布の日
二 第四条中船員保険法第五十九条ノ一第二項の改正規定 昭和五十一年九月三十日

附 則（昭和五一年六月五日法律第六三 二号）抄 （施行期日）

第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（昭和四八年法律第九十二号）以下「法律第九十二号」という。附則第三条及び附則第五条の改正規定、附則第六条の二を削る改正規定、附則第八条、附則第十条及び附則第二十二条の改正規定並びに附則第二十二条の二を削る改正規定に限る。）並びに次条から附則第五条まで、附則第二十四条から附則第二十七条まで及び附則第三十四条から附則第三十六条までの規定（昭和五十一年八月一日）

二 第十五条の規定（国民年金法第十七条、第二十七条、第三十三条、第三十八条、第三十九条、第四十三条、第四十四条、第四十九条、第五十二条の四、第七十七条第一項第一号、第八十五条及び第九十三条の改正規定に限る。）、第六条の規定、第七条の規定（前号に規定する改正規定を除く。）及び附則第六条第一項の規定（昭和五十一年九月一日）

三 略

四 第十条から第十二条まで、附則第十二条から附則第二十条まで及び附則第二十八条から附則第三十三条までの規定（公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日）

（第二条の規定の施行に伴う経過措置等）

五 略

六 第十三条から第十五条まで及び附則第二十一条から附則第二十三条までの規定（公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日）

（第二条の規定の施行に伴う経過措置等）

（施行期日）
附 則（昭和五一年七月以前の月分の船員保険法による年金たる保険給付の額については、なお従前の例による。（第十一条の規定の施行に伴う経過措置等））

規定の施行前に医師又は歯科医師の診療を受けたことがある者の当該傷病による障害については、同条の規定の施行後も、なお、その効力を有する。

第十七条 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第十三条第一項に規定する者は、船員保険法第五十条ノ八ノ二の規定の適用については、同法第三十九条ノ二第一号イに該当するものとみなす。

第二十条 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第十四条第一項に規定する者が死亡したときは、船員保険法第五十条ノ八ノ二の規定に該当するものとみなして、その者の遺族に、同条の通算遺族年金を支給する。（第十四条の規定の施行に伴う経過措置）

第二十二条 第十四条の規定による改正後の船員保険法第四十条第一項の規定が第十四条の規定の施行の日の一年六月前日の日から適用されないとするならば、同条の規定の施行の日前に障害年金を受ける権利を取得することとなる者は、同日の属する月から同項の障害年金を支給する。

第二十四条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二十五条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴う経過措置等）

（施行期日）
附 則（昭和五一年七月以前の月分の船員保険法による年金たる保険給付の額については、なお従前の例による。（第十一条の規定の施行に伴う経過措置等））

（施行期日）
附 則（昭和五一年七月一六日法律第四
六号）抄
第一条 この法律は、昭和五十三年一月一日から施行する。

（施行期日）
附 則（昭和五三年五月一六日法律第四
六号）抄
第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

第八条 法律第九十二号附則第二十二条第一項に規定する厚生年金保険法による年金たる保険給付、船員保険法による年金たる保険給付及び国民年金法による年金たる給付については、政府は、昭和五十三年度の同項に規定する物価指数が昭和五十二年度の同項に規定する物価指数の百分の百を超える百分の百五以下となるに至つた場合においては、その上昇した比率を基準として、昭和五十四年六月（国民年金法による年金たる給付にあつては、同年七月）以降の当該年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置を講じなければならない。

前項の規定による措置は、政令で定める。

前二項の規定により年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第四十号）附則第三条第一項の規定により読み替えられた国民年金法第八十七条第三項の規定の適

第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二号。以下「法律第九十二号」という。）附則第二十二条の二の改正規定及び附則第八条の規定 公布の日

二 第四条、第五条、附則第三条、附則第四条及び附則第九条から附則第十一条までの規定 定 昭和五十四年六月一日
（船員保険法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 昭和五十四年五月以前の月分の船員保険法第五十条ノ三ノ二の規定により加給する額については、なお従前の例による。
(年金額の改定措置の特例)

一 第三条及び第五条の規定並びに第八条中児童手当法第二十九条の次に一条を加える改正規定並びに附則第十三条の規定 公布の日
二 第二条、第四条、附則第五条、附則第六条及び附則第十条から附則第十二条までの規定 定 昭和五十三年六月一日
(船員保険法の一部改正に伴う経過措置)
第六条 昭和五十三年五月以前の月分の船員保険法第五十条ノ三ノ二の規定により加給する額については、なお従前の例による。

4 第一項及び第二項の規定による年金たる保険用については、法律第九十二号附則第二十二条の規定による年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたものとみなす。

項第四号の改正規定及び第二条中船員保険法第五十九条第五項第四号の改正規定は昭和五十五年十一月一日から、第七条中国民年金法第八十七条第三項の改正規定及び附則第五十三条の規定は昭和五十六年四月一日から施行する。
次の方号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(船員保険法の一部改正に伴う経過措置)
第二条 この法律の施行の日の属する月の前月以前の年に係る船員保険の保険料については、な
お従前の例による。

（附則）（昭和五四年六月九日法律第四〇二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五十四年七月一日から施行する。

（附則）（昭和五五年一〇月三一日法律第八二号）抄

（施行期日等）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。た
だし、第一条中厚生年金保険法第八十一条第五

六 農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七
五 律第九十九号）附則第十三項

三 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改
正する法律（昭和四十九年法律第九十六号）
附則第十一條

四 昭和四十二年度以後における公共企業体職
員等共済組合法に規定する共済組合が支給す
る年金の額の改定に関する法律及び公共企業
体職員等共済組合法の一部を改正する法律
(昭和四十九年法律第九十七号) 附則第四条

五 昭和四十四年度以後における私立学校教職
員共済組合から年金の額の改定に関する法
律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法
律第九十九号）附則第十三項

号。以下この条において「法律第七十二号」という。附則第十条中、「第五十条ノ三ノ二ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ夫々」を削る改正規定及び同条中「二倍ニ相当スル額」の下に「(第五十条ノ三ノ二ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ加タル額)」を加える改正規定を除く。による改正後の同法附則第十条の規定、第五条の規定による改正後の厚生年金保険及び船員保険法交渉法第二条から第四条まで、第十三条の二から第十六条まで、第十八条、第十九条、第十九条の三、第二十条、第二十五条の二及び第二十六条の規定、第六条の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(以下「法律第八百八十二号」という)。附則第四条、附則第七条、附則第八条、附則第十条、附則第十三条及び

第三十四条、第四十二条、第四十三条、第四十五条、第四十六条、第四十六条の三、第四十六条の六、第四十六条の七、第五十条、第五十四条、第六十条、第六十八条の三、第一百三十二条、第一百三十三条、附則第十二条、附則第十六条及び附則第二十八条の三の規定、第二条の規定による改正後の船員保険法第三十四条から第三十八条ノ二まで、第三十九条ノ一、第三十九条ノ四、第三十九条ノ五、第四十一条、第四十一条ノ一、第四十四条ノ三、第五十条ノ一、第五十条ノ二、第五十一条及び別表第三ノ二の規定、第三条の規定による改正後の船員保険法の一部を改正する法律附則第十六条及び附則第十七条の規定、第四条の規定（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第七十二

一號及び第二號並びに第六十條の規定並びに
附則第三条及び附則第二十四条の規定 昭和

第二十三条 昭和五十五年五月以前の月分の船員
保険法による年金たる保険給付の額について
は、なお従前の例による。

第二十四条 標準報酬月額が四万五千円未満である沿員保険去第二十条の規定による被保険者であ

不船員保険法第二二条の規定に依る被保険者の標準報酬月額は、昭和五十五年十一月以後の標準報酬月額は、同法第四条第七項の規定にかかるらず、四万五千円とする。

第二十五条 暨和五十五年八月一日から施行日の前までの間のいずれかの日において船員保険

法第五十条ノ三ノ二の規定により加給すべき金額が加給されてゐる貴族年金を受ける確判を有

者が加給されていきる過旅金を受けた権利を有する者（同法第二十三条ノ七第一項の規定による

り当該遺族年金が支給されている者に限る。)の当該遺族年金につれては引き続き同項の規

定により支給される間、第一条の規定による改

正後の同法第二十二條ノ七第四項中「除ケモノトシ」とあるのは、「厚生年金保険法等の一部

を改正する法律（昭和五十五年法律第八十二号）

号) 第二条ノ規定ニ依ル改正前ノ船員保険法第五十条ノ三ノ二ノ規定ニ依リ加給スベキ金額ア

ルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ夫々除クモノ
ハノ一六「第五一采ノ三ノ二ニニ有る」は

「厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭

和五十五年法律第八十二号 第二条ノ規定ニ依
ル改正前ノ船員保険法第五十条ノ三ノ二ニ付す

る。

第二十六条

年九月三十日までの間は 同項中 第二十三級」とあるのは、「第二十三級」とする。

第二十七条 昭和五十五年六月一日において現に
沿員保険法第三十四条第一項各号のいづれかに

船員保険法第三十四条第一項各号のいずれかに規定する被保険者であつた期間を満たしている

六十歳以上六十五歳未満の被保険者であつて、その者の標準報酬の等級が第一級から第二十三

級までの等級であるものに対しては、第二条の

規定による改正後の同法第三十四条第三項の規定に該当しない場合においても、これに該当す

るものとみなして、同項の老齢年金を支給す
る。

第二十八条 第二条の規定による改正後の船員保

険法第三十八条第一項又は第一項の規定による

の当該老齢年金又は障害年金については、第五条の規定による改正後の同法第三十八条第五項中「加給スベキ金額ニ相当スル部分」とあるは、「加給スベキ金額ヨリ七万二千円ヲ控除テ得タル額ニ相当スル部分」とする。ただし当該老齢年金若しくは障害年金又はその者の配偶者に支給される他の公的年金給付がその全額につき支給を停止されるに至つたときは、これ限りでない。

第三十一条 昭和五十五年六月一日において現船員保険法による老齢年金又は通算老齢年金受ける権利を有する被保険者であつて、六十一年以上であるものに支給する老齢年金又は通算老齢年金については、第二条の規定による改正後の同法第三十八条ノ一第二項（同法第三十一条ノ六において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、六十歳に達した月前における被保険者であつた期間を老齢年金又は通算老齢年金の額の計算の基礎とするものとし、同年十一月から、その額を改定する。

第三十二条 昭和五十五年六月一日において現船員保険法による老齢年金又は通算老齢年金受ける権利を有する被保険者であつて、七十五歳以上であるものに支給する老齢年金又は通算老齢年金については、第二条の規定による改正後の同法第三十八条ノ一第三項（同法第三十九条ノ六において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、七十歳に達した月前における被保険者であつた期間を老齢年金又は通算老齢年金の額の計算の基礎とするものとし、同年六月から、その額を改定する。

第三十三条 第二条の規定による改正後の船員保険法第三十九条ノ二の規定による通算老齢年金の支給については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までの間は、同項第四号中「廿二十級」とあるのは、「第二十三級」とする。

第三十四条 昭和五十五年六月一日において現船員保険法による被保険者であつた期間が「一年以上」であり、かつ、同法第三十四条第一項各のいずれにも該当していない六十歳以上六十歳未満の被保険者であつて、第二条の規定による改正後の同法第三十九条ノ二第一号イからまでのいずれかに該当しており、かつ、その者の標準報酬の等級が第一級から第二十三級までの等級であるものに対しては、同条の規定に当しない場合においても、これに該当するもとみなして、同条の通算老齢年金を支給する

第三十五条 第二条の規定による改正後の船員保険法第三十九条ノ五第一項又は第二項の規定による通算老齢年金の支給の停止については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までの間は、同条第一項中「第十二級」とあるのは「第十五級」と、「第十三級乃至第十七級」とあるのは「第十六級乃至第二十級」と、「第十八級乃至第二十級」とあるのは「第二十一級乃至第二十三級」と、同条第二項中「第二十級」とあるのは「第二十三級」とする。

第三十六条 昭和五十五年七月以前の月分の船員保険法第五十条ノ三ノ二の規定により加給する額については、なお従前の例による。

第三十七条 昭和五十五年八月一日から施行日の前日までの間のいずれかの日において船員保険法第五十条ノ三ノ二の規定により加給すべき金額が加給されている遺族年金（その全額につき支給を停止されているものを除く。）を受ける権利を有する者であつて、同日において第二条の規定による改正後の同法第五十条ノ七ノ三に規定する政令で定める給付（その全額につき支給を停止されている給付を除く。以下この条において「他の公的年金給付」という。）の支給を受け得ることができるものの当該遺族年金については、第二条の規定による改正後の同法第五十条ノ七ノ三中「加給スル額」とあるのは、「加給スル額ヨリ厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第八十二号）」第二条ノ規定ニ依ル改正前ノ船員保険法第五十条ノ三ノ二ノ規定ニ依リ加給スル額ヲ控除シテ得タル額」とする。ただし、当該遺族年金又はその者に支給される他の公的年金給付がその全額につき支給を停止されるに至つたときは、この限りでない。

第三十八条 第二条の規定による改正後の船員保険法第五十条ノ七ノ三及び前条の規定は、船員保険法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第五十八号）附則第三項の規定により支給する従前の寡婦年金の例による保険給付であつて、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第六十三号）附則第五条において準用する船員保険法第五十条ノ三ノ二の規定により加給すべき金額が加給されているものを受けける権利を有する者について準用する。第三十九条 昭和十五年六月一日から施行日の前日までの間において第二条の規定による改正前の船員保険法第三十四条第三項若しくは第四

Digitized by srujanika@gmail.com

項又は第三十九条ノ一第二項の請求をした者が、その者に支給されることとなる第二条の規定による改正後の同法による老齢年金又は通算老齢年金の額が当該請求をした日にその者が当該老齢年金又は通算老齢年金を受ける権利を得したものとみなして計算した当該老齢年金又は通算老齢年金の額に満たない場合において、施行日から昭和五十五年十二月三十一日までの間に、社会保険庁長官に申し出たときは、同年六月一日から施行日の前日までの間のその者に支給する第二条の規定による改正後の同法による老齢年金又は通算老齢年金を受ける権利の取得又は消滅については、第二条の規定による改正後の同法第三十四条第三項、第三十七条、第三十九条ノ二及び第三十九条ノ四の規定並びに附則第二十七条及び附則第三十四条の規定にかわらず、なお前項の例による。

2 附則第二十七条及び附則第三十四条の規定は、前項の申出をした者であつて、施行日の前日において現に第二条の規定による改正前の船員保険法による老齢年金又は通算老齢年金を受ける権利を有していないものについて準用する。この場合において、附則第二十七条及び附則第三十四条中「昭和五十五年六月一日」とあるのは、「施行日」と読み替えるものとする。
(第三条の規定の施行に伴う経過措置)

第四十条 第三条の規定による改正後の船員保険法の一部を改正する法律附則第十七条第一項の規定による特別老齢年金の支給については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までの間は、同項第四号中「第二十級」とあるのは、「第二十三級」とする。

第四十一条 昭和五十五年六月一日において現に船員保険法による被保険者であった期間が一年以上であり、かつ、同法第三十四条第一項各号のいずれにも該当していない六十歳以上六十五歳未満の被保険者であつて、第三条の規定による改正後の船員保険法の一部を改正する法律附則第十七条第一項第一号イ又はロのいずれかに該当しており、かつ、その者の標準報酬の等級が第一級から第二十三級までの等級であるものに対しても、同項の規定に該当しない場合においても、これに該当するものとみなして、同項の特例老齢年金を支給する。ただし、その者が同法による通算老齢年金を受ける権利を有するときは、この限りでない。

第四十二条 昭和五十五年六月一日から施行日の前日までの間ににおいて第三条の規定による改正

前の船員保険法の一部を改正する法律附則第十七条第二項の請求をした者が、その者に支給されることとなる第三条の規定による改正後の同法による特例老齢年金の額が当該請求をした日にその者が当該特例老齢年金を受ける権利を得したものとみなして計算した当該特例老齢年金の額に満たない場合において、施行日から昭和五十五年十二月三十一日までの間に、社会保険庁長官に申し出たときは、同年六月一日から施行日の前日までの間のその者に支給する第三条の規定による改正後の同法による特例老齢年金を受けれる権利の取得又は消滅については、第三条の規定による改正後の同法附則第十七条第一項及び第五項の規定並びに前条の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

2 前条の規定は、前項の申出をした者であつて、施行日の前日において現に第三条の規定による改正前の船員保険法の一部を改正する法律第三十九条ノ二の通算老齢年金の支給については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までの間は、第六条の規定による改正後の法律第八十二条号附則第十四条の規定による船員保険法第三十九条ノ二の通算老齢年金の支給について、施行日「昭和五十五年六月一日」とあるのは、「昭和五十五年六月一日」とする。

〔第六条の規定の施行に伴う経過措置〕

第四十八条 第六条の規定による改正後の法律第八十二条号附則第十四条の規定による船員保険法第三十九条ノ二の通算老齢年金の支給について、施行日「昭和五十五年六月一日」とあるのは、「第二十三級」とあるのは、「第二十三級」とする。

第四十九条 昭和五十五年六月一日において現に第六条の規定による改正後の法律第八十二条号附則第十四条第一項の表の上欄に掲げる者で、同項に規定する昭和三十六年四月一日以後の被保険者であつた期間がそれぞれ同表の下欄に規定する期間以上であり、かつ、船員保険法第三十四条第一項各号のいずれにも該当していない場合においても、これに該当するものとみなして、同条の通算老齢年金を支給する。

第五十条 昭和五十五年六月一日から施行日の前日までの間において第六条の規定による改正前の法律第八十二条号附則第十四条の規定による改正前の同法第三十九条ノ二の規定に該当しない場合においても、これに該当するものとみなして、同条の通算老齢年金を支給する。

二条の規定による改正後の船員保険法による通算老齢年金の額が当該請求をした日にその者が当該通算老齢年金を受ける権利を取得したものとみなして計算した当該通算老齢年金の額に満たない場合において、施行日から昭和五十五年十二月三十一日までの間に、社会保険庁長官に申し出たときは、同年六月一日から施行日の前日までの間のその者に支給する第二条の規定による改正後の同法による通算老齢年金を受ける権利の取得又は消滅については、第二条の規定による改正後の同法第三十九条ノ四の規定、第六条の規定による改正後の法律第八百八十二号附則第十四条第三項の規定及び前条の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

前条の規定は、前項の申出をした者であつて、施行日の前日において現に第二条の規定による改正前の船員保険法による通算老齢年金を受ける権利を有していないものについて準用する。この場合において、前条中「昭和五十五年六月一日」とあるのは、「施行日」と読み替えるものとする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第五十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(従前の障害年金の例による保険給付の特例等)

第六十二条 昭和五十五年六月一日において現に船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第二百五号)以下この条において「法律第二百五号」という。附則第八条第一項の規定によつて支給する従前の障害年金の例による保険給付を受けける権利を有する者のうち、同日において船員保険法別表第四下欄に定める程度の障害の状態にある者については、同法第四十条第一項に該当するものとみなして、同項の障害年金を支給する。

昭和五十五年六月一日において現に法律第二百五号附則第八条第一項の規定によつて支給する従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利を有する者のうち、同日において船員保険法別表第四下欄に定める程度の障害の状態に該当しなかつた日から起算して三年を経過する日までの間に限る。」は、船員保険法第四十条第一項に該当するものとみなして、同項の障害年金を支給する。

（施行期日）　抄　八五号

（施行期日）　抄　八五号

（施行期日等）　抄　〇一號

（施行期日等）　抄　〇四號

第一条　この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。
（経過措置）

第二十条　この法律の施行前にしたこの法律による改正に係る國の機關の法律若しくはこれに基づく命令の規定による許可認可その他の処分又は契約その他の行為（以下この条において「処分等」という。）は、政令で定めるところにより、この法律による改正後そのぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定により又はこれらの規定に基づく所掌事務の区分に応じ、相当の國の機關のした処分等とみなす。

附則　（昭和五五年一二月五日法律第一四二号）抄

（施行期日等）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで　略

四　第一条中労働者災害補償保険法第十二条の五第二項にただし書を加える改正規定、第二十三条の改正規定及び附則に十条を加える改正規定（第五十八条、第五十九条、第六十一条、第六十二条、第六十五条第一項（障害補償金年差額一時金及び障害補償金前払一時金に係る部分に限る。）同条第二項（障害年金差額一時金及び障害年金前払一時金に係る部分に限る。）及び第六十七条に係る部分に限る。）、第三条の規定、第四条中船員保険法第四十二条から第四十二条ノ三までの改正規定、第五十条ノ八の改正規定、附則に十三項を加える改正規定（附則第六項及び第七項（障害前払一時金及び遺族前払一時金の最高限度額に係る部分を除く。）に係る部分を除

く。) 及び別表第一ノ三の改正規定、次条第七項、第八項及び第十一項の規定、附則第三条第一項の規定、附則第四条第一項の規定、附則第八条(第一項から第四項までを除く。)の規定並びに附則第九条の規定 昭和五十六年十一月一日 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める
口から適用する。
第一条の規定による改正後の労働者災害補償保険法(以下「新労災保険法」という。)第六十四条、第六十五条第一項(障害補償一時金、遺族補償一時金及び遺族補償年金前払一時金に係る部分に限る。)及び同条第二項(障害前払一時金、遺族一時金及び遺族年金前払一時金に係る部分に限る。)並びに第四条の規定による改正後の船員保険法(以下「新船員保険法」という。)附則第六項及び第七項(障害前払一時金及び遺族前払一時金の最高限度額に係る部分を除く。)の規定並びに次条第一項、第四項及び第九項、附則第五条並びに附則第八条第一項の規定 昭和五十五年八月一日
第四条の規定の施行に伴う経過措置)
八条 新船員保険法の規定を適用しないこととした場合に昭和五十五年八月一日から施行日の前日までの間に船員保険法第四十二条から第四十二条ノ三までの間に船員保険法第五十条ノ三及び別表第三ノ二の規定並びに次条第二項及び附則第八条第四項の規定 昭和五十五年十一月一日
一 新労災保険法第十六条の三第四項第一号及び別表第一並びに新船員保険法第五十条ノ三ノ三及び別表第三ノ二の規定並びに次条第二項及び附則第八条第四項の規定 昭和五十五年八月一日
一 当該一時金の額 第四条の規定による改正前の船員保険法(以下「旧船員保険法」といふ。)の規定による額(その額が新船員保険法の規定による額を下回ることは、新船員保険法の規定による額) 旧船員保険法の規定による額
一 昭和五十五年八月から当該一時金を支給することとなる日の属する月までの分の当該一時金の額の計算の基礎となる障害年金又は遺族年金の額 旧船員保険法の規定による額
この月分の新船員保険法の規定による額
障害年金又は遺族年金の額からこれらの月分の旧船員保険法の規定による障害年金又は遺

族年金の額を減じた額（新船員保険法の規定を適用することとした場合に当該一時金を支給することとなるときは、新船員保険法の規定による当該一時金の額を加えた額）が当該一時金の額を超えるときは、当該超える額を加算した額）

昭和五十五年八月から施行日の前日の属する月までの分として旧船員保険法の規定に基づいて支給された職務上の事由による障害年金若しくは遺族年金又は同年八月一日から施行日の前日までの日に係る旧船員保険法の規定に基づいて支給された職務上の事由による傷病手当金の支払は、新船員保険法の規定により支給されるこれらに相当する保険給付の内扱とみなす。

昭和五十五年八月一日以後に支給すべき事由の生じた職務上の事由による障害手当金又は船員保険法第四十二条から第四十二条ノ三まで若しくは第五十条ノ八の規定による一時金であつて、旧船員保険法の規定に基づいて支給されたものの支払は、新船員保険法の規定によるこれらに相当する保険給付の内扱とみなす。

昭和五十五年十月以前の月分の船員保険法第五十条ノ三の規定により加給する額については、なお従前の例による。

新船員保険法附則第八項の規定は、船員保険の被保険者が職務上の事由（船員保険法第二十三条ノ七第二項に規定する通勤を含む。以下同じ。）により負傷又は疾病にかかり、昭和五十六年十一月一日以後に治ったときにおいて障害の状態にある場合について適用する。

新船員保険法附則第九項の規定は、船員保険の被保険者又は被保険者であつた者が昭和五十六年十一月一日以後に職務上の事由により死亡した場合について適用する。

新船員保険法附則第十七項及び第十八項の規定は、昭和五十六年十一月一日以後に発生した事故に起因する損害について適用する。

附則第十四条の規定による改正前の船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第七十二号）附則第五条の規定により行われた職務上の事由による障害年金又は遺族年金の額の改定は、新船員保険法附則第六項の規定により行われた改定とみなして、新船員保険法附則第十六条の規定を適用する。

（政令への委任）

(施行期日) 附則（昭和五五年一二月一〇日法律第二〇八号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
（健康保険法及び船員保険法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行の日前に分娩した健康保険又は船員保険の被保険者又は被保険者であつた者であつて分娩に關し病院若しくは診療所又は助産所に収容したものに係る健康保険法又は船員保険法の規定による分娩費の額については、なお従前の例による。

第三条 健康保険又は船員保険の被保険者又は被保険者であつた者の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病であつて、療養の給付の開始後この法律の施行の日前に三年を経過したものに関する健康保険法又は船員保険法の規定による傷病手当金の支給については、なお従前の例による。
この法律の施行の日前の療養に係るこの法律による改正前の健康保険法第五十九条ノ二ノ二又はこの法律による改正前の船員保険法第三十一条ノ三の規定に基づく高額療養費の支給については、なお従前の例による。

附 則（昭和五六年五月二十五日法律第五〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十六年八月一日から施行する。ただし、第二条の規定は公布の日から、第五条及び附則第六条の規定は同年十月一日から施行する。

附 則（昭和五七年七月一六日法律第六六号）

この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附 則（昭和五七年八月一三日法律第七九号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、昭和五十七年九月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

第二条 第二条の規定による改正後の厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四八年法律第九十二号。以下「法律第九十二号」という。）附則第二十二条の二の規定及び附則第五条の規定は、昭和五十七年七月一日（国民年金法によ

(年金額の改定措置の特例)
第五条 法律第九十二号附則第一十二条第一項に規定する厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百五十五号）による年金たる保険給付、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による年金たる保険給付及び国民年金法による年金たる給付については、政府は、昭和五十六年度の同項に規定する物価指数が昭和五十五年度の同項に規定する物価指数の百分の百を超える百分の百五以下となるに至つた場合においては、その上昇した比率を基準として、昭和五十七年七月（国民年金法による年金たる給付にあつては、同年八月）以降の当該年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置を講じなければならぬ。
前項の規定による措置は、政令で定める。
前二項の規定により年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、法律第九十二号附則第二十二条第一項及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第八十二号）附則第五十三条第一項の規定により読み替えられた国民年金法第八十七条第三項の規定の適用については、法律第九十二号附則第二十二条の規定による年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたものとみなす。
第一項及び第二項の規定による年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置は、次に掲げる法律の規定の適用については、法律第九十二号附則第二十二条の規定による年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置とみなす。
一 昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十四号）附則第十条
二 昭和四十二年度以後における地方公務員等の改定組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十五号）附則第十五条
三 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十六条）附則第十一條
四 昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金たる給付に係る部分にあつては、同年八月一日）から適用する。

この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下「関係政令」という。）の規定により置かれることとなるものに關し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に關し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

船員保険法第二十八条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局が施行日前にした詐欺その他不正の行為により支払われた療養の給付又は家族療養費の支給に関する費用の返還については、なお従前の例による。

3 施行日前にした行為に対する船員保険法の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十二条 船員保険は被保険者若しくは被扶養者であつた者は被扶養者若しくは被保険者であつた者又は被扶養者若しくは被保険者であつた者であつて第二十五条第一項各号のいずれかに該当するものが、施行日前に受けた療養に係る療養費若しくは高額療養費又は家族療養費若しくは家族高額療養費の支給については、なお従前の例による。

（俗員保余去り一郡女正こ半う圣岡昔置）

十八号) 附則第十二条の二
附 則 (昭和五七年八月一七日法律第八〇号) 抄

る年金の額の改定に関する法律及び公共企事業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十七号）附則第四条
昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十九号）附則第十三項

1 この法律は、総務省設置法（昭和五十八年法律第七十九号）の施行の日から施行する。
6 （経過措置）
この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めること

二 第三条中船員保険法第五十九条第五項の改 三見三、「四、五、三」の「〔第五一〕」を略

り従前の例によることとされた当該受給資格に
係る船員保険法第三十三条ノ十の規定による期
間を新船員保険法第三十三条ノ十の規定による
期間とみなして、新船員保険法第三十三条ノ十
五ノ二の規定を適用する。

(施行期日)抄
二号

二 昭和六十年十月一日
(船員保険の被保険者期間に関する経過措置)
第十二条 施行日前に船員保険の被保険者(以
てこの条及び次条において「被保険者」という
となり、かつ、その被保険者となつた日)にお

(船員保険の保険料に関する経過措置)
第十八条 昭和五十九年七月以前の月に係る船員保険の保険料については、なお従前の保険料率による。

第二十三条 この法律の施行前に海運局長、海運監理部長、海運局若しくは海運監理部の支局そ

第十八條の二 昭和六十年十月一日から昭和六十一年九月三十日までの間に於て適用される特別失業保険料率に関する第三条の規定による改正後の船員保険法第五十九条ノ三の規定の適用については、同条中「前年七月一日ヨリ其ノ年三第二項の規定にかかるわらず、当該被保險者の

の他の地方機関の長（以下「支局長等」とい
う。）又は陸運局長が法律若しくはこれに基づ
く命令の規定によりした許可、認可その他の処
分又は契約その他の行為（以下この条において
「処分等」という。）は、政令（支局長等がした
処分等にあつては、運輸省令）で定めるところ
により、この法律による改正後のそれぞれの法

(以下「新船員保険法」という。)第三十三条
三第二項の規定にかかるわらば、当該被保險者
資格を取得した日の属する月以後の被保險者
あつた期間は、新船員保険法第三十三条ノ三
二項に規定する被保險者であつた期間に算入
るものとする。

正後の船員保険法第五十九条ノ三の規定の適用については、同条中「前年七月一日ヨリ其ノ年六月三十日」とあるのは、「昭和五十九年八月一日ヨリ昭和六十年六月三十日」とする。
附 則（昭和五九年八月一四日法律第七
抄
（施行期日）
七号）

律若しくはこれに基づく命令の規定により相当の地方運輸局長、海運監理部長又は地方運輸局若しくは海運監理部の海運支局その他の地方機関の長（以下「海運支局長等」という。）がした処分等とみなす。

新船員保険法第三条第一項の規定に基
づき、同項に規定する基礎期間に入
かかわらず、同項に規定する算定期間
において現に被保険者である者の當該
月以後の被保険者であつた期間及び同法第三
三条ノ三第一項に規定する受給要件たる被保
険者であつた期間に算入される被保険者であつ

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一項中健康保険法第三条第一項の改正規定（同項の表に係る部分に限る。）、第二条中船員保険法第四条第一項の改正規定、同法第五十九条の改正規定（年金保険料

申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）は、政令（支局長等に対しした申請等にあつては、運輸省令）で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの去津告へば、はこに基づく命令の規定にこ

期間については、この限りでない。
第十四条 新船員保険法第三十三条ノ九第三項
規定は、施行日以後に行われる失業の認定に
る期間について適用する。

率に係る部分に限る)、同法第五十九条の次に
一条を加える改正規定、同法第五十九条ノ二の
改正規定、同法第六十条の改正規定(年金保険
料率に係る部分に限る)、同法附則第十二項及
び第十三項の改正規定、同法附則第十八項から

第二十五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
支局長等に対しした申請等とみなす。

(失業保険金の支給期間及び日数並びに所定期付日数に関する経過措置)

第二十項までの改正規定並びに附則第九条から第十二条までの規定は昭和五十九年十月一日から、第一条中健康保険法附則に二条を加える改正規定、第二条中船員保険法附則に三項を加える改正規定、第三条中国民健康保険法附則に五

（施行期日）四号抄附則（昭和五九年七月一三日法律第五

による期間及び日数並びに所定給付日数については、なお従前の例による。

項を加える改正規定、附則第四十六条中「国家公務員等共済組合法」(昭和三十三年法律第二百二十八号)附則第十二条の改正規定、附則第四十八

第一条 この法律は、昭和五十九年八月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第十六条 置
旧受給資格者が施行日以後に安定し
職業に就いた場合においては、前条の規定に

条中地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）附則第十七条の次に一条を加える改正規定並びに附則第五十条中私立学校教

一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一月元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の長期給付に関する規定その他の法律の規定による退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金をいう。

第八条 施行日前の国民年金の被保険者の
の法令の規定により国民年金の被保険者

の法令の規定により国民年金の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものとを含む。以下この条、附則第三十二条第六項、第七十八条第七項及び第八十七条第八項において同じ。)は、国民年金法の適用については、第一号被保険者としての国民年金の被保険者期間とみなす。この場合において、当該被保険者期間のうち、旧国民年金法第五条第三項に規定する保険料納付済期間であつた期間に係るもの(他の法令の規定により当該保険料納付済期間とみなされたものを含む。以下この条及び附則第二十七条において「旧保険料納付済期間」という。)は保険料納付済期間と、旧国民年金法第五条第四項に規定する保険料免除期間であつた期間に係るもの(他の法令の規定により当該保険料免除期間とみなされたものを含む。以下この条及び附則第二十七条において「旧保険料免除期間」という。)は保険料免除期間である。)は保険料免除期間とみなされた期間に係るものとみなす。

者又は施行日の前日において旧船員保険法による老齢年金若しくは共済組合が支給する退職年金（同日においてその受給権者が五十五歳に達しているものに限る。）若しくは減額退職年金（同日においてその受給権者が五十五歳に達しているものに限る。）の受給権を有していた者については、厚生年金保険法第三章第二節及び第五十八条第一項第四号の規定、同法附則第八条及び第二十八条の三並びに平成六年改正法附則第十五条の規定を適用せず、旧船員保険法中同法による老齢年金及び通算老齢年金の支給要件に関する規定、附則第七条の規定による改正前の船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第二百五号）。以下「改正前の法律」第百

五号」という。) 中同法による特例老齢年金の支給要件に関する規定並びにこれらの年金たる保険給付の支給要件に関する規定であつてこの法律によつて廃止され又は改正されたその他の法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)は、これらの者について、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法第三十九条ノ二の規定を適用する場合においては、同条第一号イ中「二十五年」とあるのは、「十年」とするほか、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

3 第一項に規定する者であつて厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬が改定され、又は決定された者について第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に関する規定は、政令で定める。

4 施行日の前日において旧船員保険法第五十条第一項(第三号を除く。)の規定による遺族年金の受給権を有する者が当該死亡した者の配偶者であつた者である場合であつて、同日において当該遺族年金につき同法第二十三条ノ二の規定に基づく後順位者たる子があるときは、同日において同法第五十条第一項(第三号を除く。)の規定に該当するものとみなして、その子に、施行日の属する月の翌月から同条の遺族年金を支給する。

5 前項の規定により子に支給される遺族年金は、配偶者が同項に規定する遺族年金の受給権を有するときは、その間、その支給を停止する。ただし、配偶者に対する当該遺族年金が次条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法第五十条ノ五第一項の規定により、その支給を停止されている間は、この限りでない。

6 昭和十六年四月一日以前に生まれた者であつて、施行日の前日において船員保険の被保険者であつた期間が三年以上であるもの(附則第七十五条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法による脱退手当金を受けることができるものを除く。)については、旧船員保険法中同法による脱退手当金の支給要件、額及び失権に関する規定は、その者について、なおその効力を有する。この場合におい

第八十七条 旧船員保険法による年金たる保険給付（前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による年金たる保険給付を含む。）及び前条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による脱退手当金については、第三項から第十二項まで及び第十四項並びに附則第三十五条第一項及び第三項、附則第五十六条第二項及び第六項から第八項まで、附則第六十九条第二項並びに前条の規定を適用する場合並びに当該給付に要する費用に関する事項を除き、なお従前の例による。

前項に規定する年金たる保険給付及び脱退手当金は、厚生年金保険の実施者たる政府が支給する。

3 第一項に規定する年金たる保険給付については、次項、第七項及び第十項並びに附則第五十六条第二項及び第六項から第八項までの規定を適用する場合を除き、旧船員保険法中当該保険給付の額の計算及びその支給の停止に関する規定並びに当該保険給付の額の計算及びその支給の停止に関するこの法律によつて廢止され又は改正されたその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定（他の法令において、これらの規定を引用し、又はこれららの規定の例による場合を含む。）中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄の字句に読み替えるものとするほか、この項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に関する必要な技術的読替えは、政令で定める。

て、同法第二十三条第二項第一号中「十八歳以上六十年未満ノ兄弟姉妹」とあるのは「六十歳未満ノ兄弟姉妹（十八歳二達シタル日以後ノ最初ノ三月三十一日ガ終了シタルモノニ限ル」と、同法第三十六条第一項中「十八歳未満ノ」とあるのは「十八歳ニ達スル日以後ノ最初ノ三月三十一日迄ノ間ニ在ル」と、「十八歳以上ト」とあるのは「十八歳ニ達シタル日以後ノ最初ノ三月三十一日ガ終了シタルト」と、同法第四十一条ノ第一項中「十八歳未満ノ」とあるのは「十八歳ニ達スル日以後ノ最初ノ三月三十一日迄ノ間ニ在ル」と、「支給ヲ受クモノガ障害ノ状態ト為リタル當時其ノ者」とあるのは「支給ヲ受クモノ」と、「維持シタル」とあるのは「維持スル」と、「金額ニ加給ス」とあるのは「金額ニ加給シ障害年金ノ支給ヲ受クル者ガ障害ノ状態ト為リタル日ノ翌日以後ニ該配偶者又ハ当該子ヲ有スルニ至リタルニ因リ当該金額ヲ加給スルコトト為リタルトキハ当該配偶者又ハ当該子ヲ有スルニ至リタル日ノ属スル月ノ翌月ヨリ障害年金ノ額ヲ改定ス」と、「障害年金ヲ受クル者ガ障害ノ状態ト為リタル当时ヨリ引続キ別表第四下欄」とあるのは「別表第四下欄」と、「十八歳以上ト」とあるのは「十八歳ニ達シタル日以後ノ最初ノ三月三十一日ガ終了シタルト」と、同法第五十条ノ四第五号中「十八歳ニ達シタル」とあるのは「十八歳ニ達シタル日以後ノ最初ノ三月三十一日ガ終了シタル」と読み替えるものとする。

附則第七十八条第六項の規定は、第一項に規定する年金たる保険給付について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

険者若しくは船員保険の被保険者（旧船員保険法第十九条ノ三の規定による被保険者を除く。）であつた者又は共済組合の組合員（農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員を含む。）であつた者は、厚生年金保険法第五十二条第一項及び第四項並びに第五十四条第二項ただし書の規定の適用については、障害厚生年金の受給権者であつて、当該初診日において被保険者であったものとみなす。

厚生年金保険法第五十三条の規定は、第一項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金について準用する。この場合において、同条中「第四十八条第一項の規定によつて消滅するほか、受給権者が」とあるのは「受給権者が」と、「障害等級に該当する」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）第五条の規定による改正前の船員保険法による障害年金を受ける」と読み替えるものとする。

厚生年金保険法第七十八条の十の規定は、第一項に規定する年金たる保険給付の受給権者について準用する。この場合において、必要な読替えは、政令で定める。

第一項に規定する年金たる保険給付の受給権者の附則第四十九条の規定により厚生年金保険法による標準報酬月額とみなされた旧船員保険法による標準報酬月額が厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により改定された場合における第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定（他の法令において、これらの規定を引用する場合を含む。）の適用に關し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

旧船員保険法第五十条第一項各号（第三号を除く。）の規定による遺族年金については、第一項の規定にかからず、同法第五十条ノ四後段の規定は適用しない。

旧船員保険法による年金たる保険給付のうち施行日前に支給すべきであつたもの並びに旧船員保険法による脱退手当金及び職務外の事由による障害手当金であつて同日においてまだ支給していないものについては、なお從前の例によるものとし、当該年金たる保険給付並びに脱退手当金及び職務外の事由による障害手当金は厚生年金保険の実施者たる政府が支給する。

第一項に規定する旧船員保険法による年金たる保険給付若しくは脱退手当金又は前項に規定

2
十一条の規定、附則第二十一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第二十二条の規定 平成三年四月一日
次の各号に掲げる規定は、それぞれ當該各号

十条の規定、附則第二十一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第二十二条の規定 平成三年四月一日 次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から適用する。
（以下「改正後の国民年金法」という。）第十
六条の二、第二十七条、第三十三条、第三
十三条の二、第三十八条、第三十九条及び第三
十九条の二の規定、第二条の規定による改正
後の厚生年金保険法（以下「改正後の厚生年
金保険法」という。）第三十四条、第四十四
条、第五十条、第五十条の二、第六十二条及
び附則第九条の規定、第三条の規定による改
正後の厚生年金保険法等の一部を改正する法律附
則第五条の規定、第四条の規定による改
正後の国民年金法等の一部を改正する法律附
則第五条第十七号から第十九号まで、附則第
八条第一項、第三項及び第四项、附則第十一
条、附則第十三条から第十五条まで、附則第
五十七条、附則第十八条、附則第二十八条、附
則第三十一条、附則第三十二条第二項、第三
項及び第五项、附則第三十三条、附則第十三
条第一項、附則第四十八条第一項、附則第
五十三条、附則第五十六条、附則第五十九
条、附則第六十条、附則第六十一条、附則第
六十三条、附則第七十三条、附則第七十四
条、附則第七十七条、附則第七十八条第二項
(同項の表)旧厚生年金保険法第四十六条第一
項の項から旧厚生年金保険法第四十六条の七
第二項の項まで及び旧交渉法第十九条の三第
一項の項に係る部分を除く。)及び第三項、
附則第七十九条、附則第八十四条、附則第八
十六条、附則第八十七条第三項(同項の表)旧
船員保険法第三十八条第一項及び第三十九条
ノ五第一項の項から旧船員保険法第三十九条
ノ五第二項の項まで及び旧交渉法第十六条第
一項及び第十九条の三第二項の項に係る部分
を除く。)及び第四项並びに附則第九十七条
の規定、第六条の規定による改正後の児童扶
養手当法第五条及び第五条の二の規定、第七
条の規定による改正後の特別児童扶養手当等
の支給に関する法律第四条、第十六条、第十
八条(第四条の規定による改正後の国民年金
法等の一部を改正する法律附則第九十七条第
二項において準用する場合を含む。)及び第
二十六条の三の規定並びに附則第七条の規

二 改正後の厚生年金保険法第二十条及び附則第十一條の規定、第四条の規定による改正後

二 改正後の厚生年金保険法第二十条及び附則
第十一条の規定、第四条の規定による改正後
の国民年金法等の一部を改正する法律附則第
七十八条第二項（同項の表題厚生年金保険法
第四十六条第一項の項から旧厚生年金保険法
第四十六条の七第二項の項まで及び旧交渉法
第十九条の三第一項の項に係る部分に限る。）
、附則第八十七条第三項（同項の表題旧船員保
険法第三十八条第一項及び第三十九条ノ五第五
項の項から旧船員保険法第三十九条ノ五第五
二項の項まで及び旧交渉法第十六条第一項及
び第十九条の三第二項の項に係る部分に限
る。）の規定並びに附則第九条第一項及び第
二項の規定 この法律の施行の日（以下「施
行日」という。）の属する月の初日
（その他の経過措置の政令への委任）

附 則（平成二年六月二二日法律第四〇
号）抄
(施行期日)

第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定並びに次条、附則第七条、第十一条、第十二条、第十四条及び第十六条の規定 平成二年八月一日

二 第二条の規定並びに附則第三条から第五条までの、第八条から第十条まで、第十三条及び第十五条の規定 平成二年十月一日

(政令への委任)

第七条 附則第二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めることとする。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成三年五月二日法律第五六
号）抄
(施行期日)

二 略 第一條中老人保健法の目次の改正規定、司

二 略
第一條中老人保健法の目次の改正規定、同法第二条の改正規定、同法第六条に一項を加える改正規定、同法第七条の改正規定（及び第四十六条の八第六項）を「第四十六条の五の二第三項、第四十六条の八第六項及び第四十六条の十七の五第四項」に改める部分に限る。）、同法第三章の章名の改正規定、同法第十二条の改正規定、同法第十七条の三の次に一条を加える改正規定、同法第二十条、第三十三条及び第三十四条の改正規定、同法第三章中第四節の次に二節を加える改正規定、同法第三章の二の章名の改正規定、同法第三章の二中第四十六条の六の前に籍名を付する改正規定、同法第四十六条の十七の改正規定、同法第三章の二中同条の次に一節を加える改正規定、同法第四十七条の改正規定、同法第四十八条の改正規定（「医療等」の下に「（医療（老人医療受給対象者が医療法第二十一条第一項ただし書の都道府県知事の許可を受けた病院その他のこれに準ずる病院であつて政令で定めるものの病床のうち、老人の心身の特性に応じた適切な看護が行われるもの（痴呆の状態にある老人の心身の特性に応じた適切な看護が行われるもの）を含む。）として政令で定めるもの（以下この項において「看護強化病床」という。）について受けれる第十七条第四号に掲げる給付（当該給付に伴う同条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる給付を含む。）に限る。）、特定療養費の支給（老人医療受給対象者が看護強化病床について受ける政令で定める療養に係るものに限る。）、老人保健施設療養費の支給及び老人訪問看護療養費の支給（以下「老人保健施設療養費等」という。）を除く。）を加える部分のうち、「痴呆の状態にある老人の心身の特性に応じた適切な看護が行われるもの（以下この項において「看護強化病床」という。）に係る部分（附則第七条において「老健法第四十八条改正規定中痴呆性老人部分」という。）及び老人訪問看護療養費の支給に係る部分、「及び第四十六条の二第九項」を「第四十六条の二第九項及び第四十六条の五の二第七項」に改める部分並びに「第四十六条の二第十項」の下に「第四十六条の五の三において準用する場合を含む。」を加える部分に限る。）、同法第五十二条の改正規定（並びに）を「及び」に改める部分に限

る。)並びに同法第五十七条、第八十二条及び第八十六条の改正規定、第二条の規定、第三条の規定(健康保険法附則に一条を加える改正規定を除く。)、第四条の規定(船員保険法附則に二項を加える改正規定を除く。)並びに第五条の規定(国民健康保険法附則に一項を加える改正規定を除く。)並びに附則第十六条の規定(国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)附則第九条の次に一条を加える改正規定を除く。)並びに第十七条の規定(地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第二百五十二号)附則第十七条の次に一条を加える改正規定を除く。)並びに附則第十九条及び第二十条の規定 平成四年四月一日

(その他の経過措置の政令への委任)

第十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成四年三月三一日法律第七号抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成四年四月一日から施行する。ただし、第一條中健康保険法第一条の次に一条を加える改正規定、同法第三条ノ二第二項の改正規定、同法第二十四条ノ二を削る改正規定並びに同法第六十九条の十一、第七十一条ノ四五五項(「社会保険審議会」)を「審議会」に改める部分に限る。)及び第七十九条ノ三第二項の改正規定、第二条の規定(船員保険法第四条第一項及び第三十二条第二項の改正規定並びに附則第十七条から第十九条までの規定は公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から、第一條中健康保険法第三条第一項の改正規定、第二条中船員保険法第四条第一項の改正規定並びに次条及び附則第七条の規定は同年十月一日から施行する。

第七条 (船員保険法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 平成四年十月一日前に船員保険の被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者(船員保険法第十九条ノ三の規定による被保険者の資格を有する者を除く。)のうち、同年九月の標準報酬月額が七万六千円以下である者については、同年十月からの標準報酬を改定する。

第三十二条 第二条の規定による改正後の船員保険法

日以後である被保険者及び被保険者であつた者に支給する出産手当金について適用し、分べんの日が施行日前である被保険者及び被保険者であつた者に支給する出産手当金については、なお従前の例による。

者の資格を有する者（船員保険法第十九条ノ三の規定による被保険者の資格を有する者を除く。）のうち、同年九月の標準報酬月額が八万円六千円以下である者については同年十月からその標準報酬を改定する。

第十一条 施行日前に行われた食事の提供、看護費用等は移送に係る船員保険法の規定による給付については、なお従前の例による。

る療養の給付を受ける被保険者又は被保険者であった者（厚生大臣の定める状態にある者に限る。）が、新船保法第二十九条第三項に規定する給付対象傷病に関する規定する付添看護を受けたときは、平成八年三月三十一日（附則第四条第一項の規定による都道府県知事の承認を受けた病院又は診療所における付添看護については、その日後同項に規定する厚生省令で定める日）までの間、当該付添看護を新船保法第二十九条ノ二に規定する療養の給付等とみなして同条の規定を適用する。

前項の規定は、船員保険法の規定による家族療養費の支給及び被扶養者の療養について準用する。

第十三条 削除

第十四条 施行日前に入院していた船員保険の被保険者又は被保険者であつた者であつて、被扶養者がいないものに係る施行日前までの傷病手当金及び出産手当金の額については、なお従前の例による。

第十五条 新船保法第三十二条及び第三十三条の規定は、分べんの日が施行日以後である被保険者及び被保険者であつた者について適用し、分べんの日が施行日前である被保険者及び被保険者であつた者のこの法律による改正前の船員保険法の分娩費、育児手当金、配偶者分娩費及び配偶者育児手当金については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第六十六条 医療保険各法による医療保険制度及び老人保健法による老人保健制度については、なお従前の例による。

第六十五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

この法律の施行後三年を目途として、これらの制度の目的を踏まえ、この法律の施行後におけるこれらの制度の実施状況、国民医療費の動向、社会経済情勢の推移等を勘案し、入院時食事療養費に係る患者負担の在り方を含め、給付及び費用負担の在り方等に関する検討が加えられるべきものとする。
(その他の経過措置の政令への委任)
第六十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成六年六月二九日法律第五七号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第五十六条の二第一項の改正規定(「第三十七条の六の規定により受給資格者とみなされた者を含む。以下この節において同じ。」)を削る部分を除く。)及び同法附則第二十五条を同法附則第二十六条とし、同法附則第二十四条を同法附則第二十五条とし、同法附則第二十三条の次に一条を加える改正規定、第三条中船員保険法第三十三条ノ九及び第三十三条ノ十五ノ二の改正規定並びに附則第十二条、第十八条及び第十九条の規定(この法律の公布の日
(失業保険金の減額に関する経過措置)

第十八条 第三条の規定による改正後の船員保険法(以下「新船員保険法」という。)第三十三条规定ノ九第四項の規定は、附則第一条第一号に掲げる改正規定の施行の日以後に行われる失業の認定に係る期間中に自己の労働によって収入を得た場合について適用する。

(船員保険の再就職手当の支給に関する経過措置)

第十九条 附則第一条第一号に掲げる改正規定の施行の日前に安定した職業に就いた者についての船員保険法の規定による再就職手当の支給については、なお従前の例による。

(高齢求職者給付金の額に関する経過措置)

第二十条 高齢求職者給付金の支給を受けることができる資格に係る離職の日が施行日前である当該高齢求職者給付金の支給を受けることができる者(以下「旧高齢受給資格者」という。)

に係る高齢求職者給付金の額については、なお従前の例による。

(六十歳の定年等により退職した者に関する経過措置)

第二十一条 第三条の規定による改正前の船員保険法第三十三条ノ十六ノ四の規定により失業保険金の支給を受ける旧高齢受給資格者に係る求職者等給付の支給については、なお従前の例による。

(高齢雇用継続給付に関する経過措置)

第二十二条 施行日前に五十五歳に達した被保険者に対する新船員保険法第三十四条の規定の適用については、同条第一項中「当該被保険者が五十歳に達シタル日」とあるのは「平成七年四月一日」と、「当該被保険者が五十五歳に達シタル日」であるのは「平成七年四月一日」と、「当該被保険者が五十五歳に達シタル日又ハ当該支給対象月ニ於テ其ノ日ニ応当スル日（其ノ日ニ応当スル日ナキ月ニ於テハ其ノ月ノ末日）」であるのは「当該支給対象月ノ初日」と、同条第二項中「被保険者が五十五歳ニ達シタル日ノ属スル月ヨリ」とあるのは「平成七年四月ヨリ被保険者ガ」とする。

2

新船員保険法第三十五条の規定は、施行日以後に安定した職業に就くことにより被保険者となつた者について適用する。ただし、施行日前に安定した職業に就くことにより施行日以後も被保険者であるもの（当該職業に就いた日の前日において新船員保険法第三十五条第一項に規定する失業保険金の支給を受けることができる資格を有する者であつて、当該職業に就いた日において五十五歳に達しているものに限る。）において、同条の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「当該失業保険金ノ額」のとみなして、同条第一項中「当該失業保険金ノ額」の算定ノ基礎ト為リタル給付基礎日額」とあるのは「当該被保険者ヲ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ト、平成七年四月一日ヲ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ資格ニ係ル離職ノ日ト看做シテ第三十三条ノ九第一項ノ規定ヲ適用シタル場合ニ算定セラルコトナル給付基礎日額ニ相当スル額（以下本条ニ於テ看做給付基礎日額ト称ス）」と、同条第二項中「就職日ノ属スル月」とあるのは「平成七年四月」と、「当該就職日ノ翌日」とあるのは「同月二日」と、同条第三項中「次条第一項」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成六年法律第五十号）附則第二十二条第二項ノ規定ヲ依り読替テ適用スル新船員保険法第三十五条第一項」

と、「次条第一項ノ給付基礎日額」とあるのは「看做給付基礎日額」とする。

(船員保険の育児休業給付に関する経過措置)

第二十三条 新船員保険法第三十六条第一項に規定する育児休業基本給付金及び新船員保険法第三十七条第一項に規定する育児休業者職場復帰給付金は、新船員保険法第三十六条第一項に規定する休業を開始した日又は同条第三項に規定する休業開始応当日が施行日以後である支給単位期間について支給する。

第二十四条 施行日前に地方運輸局の長又は公共職業安定所の長の指示した職業の補導については、新船員保険法第五十二条ノ三第一項ただし書の規定は、適用しない。

(船員保険の国庫負担に関する経過措置)

第二十五条 新船員保険法第五十八条第一項の規定は、平成七年度以後の年度に係る国庫の負担額について適用する。

第三十一条 この附則に規定するもののほか、この他の経過措置の政令への委任

附 則 (平成六年一月九日法律第九五号) 抄
(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略

附 則 (平成七年三月一七日法律第二七号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成七年七月一日から施行する。

附 則 (平成七年三月一七日法律第二七号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成七年七月一日から施行する。

と、「次条第一項ノ給付基礎日額」とあるのは「看做給付基礎日額」とする。

(船員保険の育児休業給付に関する経過措置)

第二十三条 新船員保険法第三十六条第一項に規定する育児休業基本給付金及び新船員保険法第三十七条第一項に規定する育児休業者職場復帰給付金は、新船員保険法第三十六条第一項に規定する休業を開始した日又は同条第三項に規定する休業開始応当日が施行日以後である支給単位期間について支給する。

第二十四条 施行日前に地方運輸局の長又は公共職業安定所の長の指示した職業の補導については、新船員保険法第五十二条ノ三第一項ただし書の規定は、適用しない。

(船員保険の国庫負担に関する経過措置)

第二十五条 新船員保険法第五十八条第一項の規定は、平成七年度以後の年度に係る国庫の負担額について適用する。

第三十一条 この附則に規定するもののほか、この他の経過措置の政令への委任

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

第二条 第一条中国民年金法第三十三条の二第一項の改正規定（十八歳未満の子又は二十歳未満であつて障害等級に該当する障害の状態に満んである子）を「子（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあらず及び二十歳未満であつて障害等級に該当する障害の状態にある子に限る。）」に改める部分に限る。

第三条 第一条中労働者災害補償保険法第二十三条第一項、第五十一条、第五十三条及び別表第三の改正規定、第三条中船員保険法別表第三の改正規定並びに第四条の規定並びに次条附則第五条第二項及び第六条の規定 平成七年八月一日

附 則 (平成七年三月二三日法律第三五号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中労働者災害補償保険法第二十三条第一項、第五十一条、第五十三条及び別表第三の改正規定、第三条中船員保険法別表第三の改正規定並びに第四条の規定並びに次条附則第五条第二項及び第六条の規定 平成七年八月一日

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成九年三月三一日法律第一八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年五月九日法律第四八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年一月一日から施行する。

第七十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第七十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

除く。）、第五条の規定、第七条の規定、第八条中厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十五条第一項の改正規定（第百三十二条第二項及び）の下に「附則第二十九条第三項並びに「」を加える部分に限る。）、第九条の規定、第十一条の規定（国民年金法等の一部を改正する法律附則第六十二条の次に見出し及び二条を加える改正規定を除く。）、第十二条の規定並びに第十七条中児童扶養手当第三十四条まで、第三十六条第二項、第四十一条及び第四十五条から第四十八条までの規定並びに附則第五十一条中所得税法第七十四条第二項の改正規定 平成七年四月一日

（第四条の規定の施行に伴う経過措置）

第六条 平成七年七月以前の月分の船員保険法第五十条ノ三の規定により加給する額については、なお従前の例による。

(第四条の規定による障害年金とみなす。)

第六条 平成七年七月以前の月分の国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十号及び第三号の規定による遺族年金に同法第五十条ノ三の規定により加給する額については、なお従前の例による。）

2 平成七年七月以前の月分の船員保険法第五十条ノ三の規定により加給する額については、なお従前の例による。

(第四条の規定の施行に伴う経過措置)

第六条 平成七年七月以前の月分の国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十号及び第三号の規定による遺族年金に同法第五十条ノ三の規定により加給する額については、なお従前の例による。）

正後の船員保険法第四十条第一項及び第二項の規定による障害年金とみなす。

附 則 (平成九年六月二〇日法律第九四)

(号) 抄
(施行期日等)

第一条 この法律は、平成九年九月一日から施行する。(船員保険法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 施行日前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る船員保険法の規定による療養費、家族療養費又は高額療養費の額については、なお従前の例による。

第十五条 政府は、薬剤の支給に係る一部負担その他この法律による改正に係る事項について、この法律の施行後の薬剤費を含む医療費の動向、医療保険の財政状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この法律の施行後三年以内に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第十六条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。(その他の経過措置の政令への委任)

附 則 (平成九年一二月一七日法律第一二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二条 第一条中雇用保険法の目次の改正規定(第五節を改める部分に限る)、同法第一条及び第五節の改正規定、同法第三章第五節の次に一節を加える改正規定並びに同法第七十六条第一項第六項とする改正規定、同法第四項の次に一項を加える改正規定、同法第五十七条第二項の改正規定並びに第二条中船員保険法第一条第一項及び第三十三条ノ二第一項の改正規定、同法第七十六条第一項、第七十七条、第七十九条第一項及び第八十五条の改正規定並びに第二条中船員保険法第一条第一項及び第三十三条ノ二第一項の改正規定、同法第七十六条第一項の次に一項を加える改正規定、同法第三十三条规定並びに同法第五十五条第二項の次に三項を加える改正規定、同法第五十五条第二項の次に三項を加える改正規定

二月一日 平成十年十一

二 第一条中雇用保険法の目次の改正規定(第五

五節を改める部分を除く)、同法第十条第五

項に一号を加える改正規定、同法第三十七条第

四第一項、第六十一条第二項、第六十一条第

二第二項及び第六十一条の四第一項の改正

規定、同法第三章第六節第二款の次に一款を

加える改正規定並びに同法第七十二条第一項

の改正規定、第二条中船員保険法第三十三条

ノ二第三項に一号を加える改正規定、同法第

三十三条ノ十二第一項第一号及び第三号並び

に第二項、第三十三条ノ十二ノ三第二項第三

号、第三十三条ノ十五ノ二第三項、第三十三

条ノ十六ノ三第一項、第三十四条第二項、第

三十五条第二項、第三十八条並びに第三十九

条の改正規定並びに同法第五十五条に一項を

加える改正規定並びに次条並びに附則第三条

及び第五条から第七条までの規定 平成十一

年四月一日

(失業保険金の所定給付日数等に関する経過措

置)

第五条 失業保険金の支給を受けることができる資格に係る離職の日が平成十一年四月一日前で

ある当該失業保険金の支給を受けることができ

る者に係る船員保険法第三十三条ノ十二の規定

による所定給付日数及び同法第三十三条ノ十二

ノ三の規定による失業保険金の支給について

は、なお従前の例による。

(高齢求職者給付金の額に関する経過措置)

第六条 高齢求職者給付金の支給を受けることができる資格に係る離職の日が平成十一年四月一

日前である当該高齢求職者給付金の支給を受け

ることができるものに係る高齢求職者給付金の額

については、なお従前の例による。

(船員保険の介護休業給付金に係る経過措置)

第七条 第二条の規定による改正後の船員保険法(以下「新船員保険法」という)第三十八条第一項に規定する介護休業給付金は、同項に規定する休業開始日又は同条第三項に規定す

る休業開始応当日が平成十一年四月一日以後であ

る支給単位期間について支給する。

(船員保険の国庫負担に関する経過措置)

第八条 新船員保険法第五十八条第一項及び附則第二十九項の規定は、平成十年度以後の年度に

係る国庫の負担額について適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第九条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一〇年六月一七日法律第一〇九号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二条 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五

条、節名並びに二款及び款名を加える改正規

定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分

に係る部分に限る)、第四十条中自然公園法附則第

九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項

に係る部分に限る)、第二百四十四条の規定

(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に

係る部分を除く)並びに第四百七十二条の

規定(市町村の合併の特例に関する法律第六

条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部

分を除く)並びに附則第七条、第十条、第

十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四

項及び第五项、第七十三条、第七十七条、第

百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十

条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二

三百条の規定(公布の日から附則第

四条及び第五条の規定並びに次条から附則第

四条まで、第九条、第十三条から第二十四条

まで及び第三十条の規定(公布の日から起算

して三月を超えない範囲内において政令で定

める日)

(船員保険法の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 旧健保法保険医療機関等が附則第一条

第一号に掲げる規定の施行の日前にした詐欺そ

の他不正の行為により支払われた療養の給付又

は入院時食事療養費、特定療養費、家族療養

費、訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養

の他の経過措置の政令への委任)

第三十一条 この附則に規定するもののはか、こ

の法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(船員保険法の一部改正に伴う経過措置)

第六十条 国民年金法等の一部を改正する法律

(昭和六十年法律第三十四号)附則第三十二条

第一項、第七十八条第一項並びに第八十七条第

一項及び第十三項の規定によりなお従前の例に

よることとされた事項に係る都道府県知事の事

務、権限又は職権(以下この条において「事務

等」という)については、この法律による改

正後の国民年金法、厚生年金保険法及び船員保

険法又はこれらの法律に基づく命令の規定によ

り当該事務等に相当する事務又は権限を行うこ

ととされた厚生大臣若しくは社会保険庁長官又

はこれらの者から委任を受けた地方社会保険事

務局長若しくはその地方社会保険事務局長から

委任を受けた社会保険事務所長の事務又は権限

とする。

(国等の事務)

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれ

の法律に規定するもののほか、この法律の施行

前ににおいて、地方公共団体の機関が法律又はこ

れに基づく政令により管理し又は執行する國、

他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則

第一百六十一条において「国等の事務」という)。

は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律

又はこれに基づく政令により当該地方公共団体

の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第一百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる

規定についても、当該各規定。以下この条及び

附則第六十三条において同じ)の施行前に

改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許

可等の処分その他の行為(以下この条において

「処分等の行為」という)又はこの法律の施行

の際に改正前のそれぞれの法律の規定により

改正されている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という)で、

この法律の施行の日においてこれらの行為に係

十三年法律第二百二十八号) 第六十八条の二及び第六十八条の三第一項の改正規定、附則第二十四条の規定、附則第二十九条中地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第二百五十二号)第七十条の二及び第七十条の三第一項の改正規定並びに附則第二十九条の規定 平成十三年一月一日
 (失業保険金の支給の期間及び日数並びに所定給付日数に関する経過措置)
 第十一条 失業保険金の支給を受けることができる資格に係る離職の日が施行日前である当該失業保険金の支給を受けることができる者(以下「旧船保受給資格者」という)に係る船員保険法第三十三条ノ十の規定による期間及び日数並びに同法第三十三条ノ十一第一項に規定する所定給付日数については、なお従前の例による。(失業保険金の支給の延長に関する経過措置)
 第十二条 旧船保受給資格者に係る第三条の規定による改正前の船員保険法(以下「旧船員保険法」という)第三十三条ノ十二ノ二及び第三十三条ノ十二ノ三の規定による失業保険金の支給並びに旧船員保険法第三十三条ノ十三ノ三の規定による同条第一項に規定する各延長給付の支給については、なお従前の例による。(船員保険の再就職手当の額に関する経過措置)
 第十三条 旧船保受給資格者に係る船員保険法第三十三条ノ十五ノ二第三項の規定による再就職手当の額については、なお従前の例による。

(船員保険の育児休業基本給付金及び育児休業者職場復帰給付金の額に関する経過措置)

第十四条 船員保険法第三十六条第三項に規定する支給単位期間であつて、その初日が平成十三年一月一日前であるものについて支給される同条第一項の育児休業基本給付金の額については、なお従前の例による。

2 第三条の規定による改正後の船員保険法第三十七条第二項に規定する休業をした期間内に同項に規定する支給単位期間(以下この項において單に「支給単位期間」という)であつて、その初日が平成十三年一月一日前であるものがある場合における同条第一項の育児休業者職場復帰給付金の額は、同条第二項の規定にかかるう、その初日が同月一日前である支給単位期間の数に当該支給単位期間に支給を受けることができる育児休業基本給付金に係る休業開始時月額に三十を乗じて得た額(以下この項において「休業開始時月額」という)の百

分の五に相当する額を乗じて得た額に、その初日が同月一日以後である支給単位期間の数に休業開始時月額の百分の十に相当する額を乗じて得た額を加えて得た額とする。
 (船員保険の介護休業給付金の額に関する経過措置)
第十五条 船員保険法第三十八条第三項に規定する支給単位期間であつて、その初日が平成十三年一月一日前であるものについて支給される同条第一項の介護休業給付金の額については、なお従前の例による。
 (船員保険の国庫負担に関する経過措置)
第十六条 平成十二年度以前の年度に係る船員保険の国庫の負担額については、なお従前の例による。
 (その他の経過措置の政令への委任)
第四十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
附 則 (平成一二年一二月六日法律第一四〇号) 抄
 (施行期日)
 第一条 この法律は、平成十三年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 一 第一条中健康保険法第五十八条に三項を加える改正規定、同法第六十九条の三十一の改正規定及び同法附則第十二条の改正規定、第四条中船員保険法第三十条ノ二に二項を加える改正規定、附則第十九条中国家公務員共済組合法第六十六条の改正規定及び同法第七十条第二項の改正規定、附則第二十一条中地方公務員等共済組合法第六十八条の改正規定及び同法第七十六条第二項の改正規定並びに附則第二十三条中私立学校教職員共済法第二十五条の改正規定 平成十三年四月一日
 二 第四条中船員保険法第四条第六項の改正規定 定 平成十五年四月一日
 (船員保険法の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 平成十三年一月一日前に船員保険の被保險者の資格を取得して、同日まで引き続き被保險者の資格を有する者(船員保険法第十九条ノ二のうち、平成十二年十二月の標準報酬月額が九万二千円である者については、平成十三年一月からその標準報酬を改定する。
 (船員保険法の一部改正に伴う経過措置)
第十二条 平成十三年一月一日前に船員保険の被保險者の資格を取得して、同日まで引き続き被保險者の資格を有する者(船員保険法第十九条ノ二のうち、平成十二年十二月の標準報酬月額が九万二千円である者については、平成十三年一月からその標準報酬を改定する。
 (船員保険法の一部改正に伴う経過措置)
第十三条 平成十三年四月一日法律第三五号) 抄
 (施行期日)
 第一条 この法律は、平成十三年十月一日から施行する。
附 則 (平成一三年七月四日法律第一〇号) 抄
 (施行期日)
 第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

第十四条 平成十四年四月一日法律第三五号) 抄
 (施行期日)
 第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。
 (健康保険法及び船員保険法の一部改正に伴う経過措置)
第一百四十四条 前条の規定による改正後の健康保険法第五十八条第四項及び船員保険法第三十条ノ二の規定による被保險者の資格を有する者を除く。このうち、平成十二年十二月の標準報酬月額が九万二千円である者については、平成十三年一月からその標準報酬を改定する。
 (健康保険法及び船員保険法の一部改正に伴う経過措置)
第十五条 平成十四年四月一日法律第五十二号) 第十五条の規定の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。
 (施行期日)
 第一条 この法律は、平成十四年七月一日から施行する。ただし、第三条中老人保健法第七十九条の二の次に一条を加える改正規定は公布の日から、第二条、第五条及び第八条並びに附則第六条から第八条まで、第三十三条、第三十四条、第三十九条、第四十一条、第四十八条、第四十九条第三項、第五十一条、第五十二条第三項、第五十四条、第六十七条、第六十九条、第七十一条、第七十三条及び第七十七条の規定は平成十五年四月一日から、附則第六十一条の二の規定は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十四年法律第二百五十二号)第十五条の規定の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

第一条 この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から八まで 略

九 附則第十条の規定 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百二号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

第三十四条 平成十五年四月一日前の各月の船員保険の標準報酬については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三十五条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為及び附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における附則第一条ただし書に規定する規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

(船員保険法の一部改正に伴う経過措置)
第三十一条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行の日前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係るこの法律による改正前の船員保険法の規定による療養費又は高額療養費の支給については、なお従前の例による。

第三十二条 第七条の規定による改正後の船員保険法第三十三条の規定は、出産の日が施行日以後である被保険者について適用し、出産の日が施行日前である被保険者の第七条の規定による改正前の同法の配偶者出産育児一時金については、なお従前の例による。

第三十三条 第八条の規定の施行の日前に船員保

附 則（平成一五年四月三〇日法律第三
一号）抄

附 則（平成一五年四月三〇日法律第三
一號）抄

(新船員保険法第二十五条ノ三の規定による徴収金に関する経過措置)

第十六条 第三条の規定による改正後の船員保険法(以下「新船員保険法」という。)第二十五条ノ三第二項の規定は、施行日以後に虚偽の報告、届出又は証明をした船舶所有者、事業主又は職業紹介事業者等について適用し、同日前に虚偽の報告、届出又は証明をした船舶所有者に対する保険給付を受けた者と連帶して同第一条項の徴収金を納付すべきことの命令については、なお從前の例による。

(失業保険金の所定給付日数に関する経過措置)

第十七条 失業保険金の支給を受けることができる資格に係る離職の日が施行日前である当該失業保険金の支給を受けることができる者(以下「旧船保受給資格者」という。)に係る新船員保険法第三十三条ノ十一第一項に規定する所定給付日数については、なお從前の例による。

(船員保険の就業促進手当等の支給に関する経過措置)

第十八条 新船員保険法第三十三条ノ十五ノ二の規定は、施行日以後に職業に就いた失業保険金の支給を受けることができる者に対する同条第一項の規定による就業促進手当の支給について適用し、施行日前に職業に就いた失業保険金の支給を受けることができる者に対する第三条の規定による改正前の船員保険法(以下「旧船員保険法」という。)第三十三条ノ十五ノ第一項の規定による再就職手当の支給については、なお從前の例による。

2 旧船保受給資格者が施行日以後に職業に就いた場合においては、前条の規定によりなお從前の例によることとされた所定給付日数を新船員保険法第三十三条ノ十五ノ二第二項の規定の適用について、同条の規定により支給を受けた就業促進手当とみなす。

3 旧船員保険法第三十三条ノ十五ノ二の規定により支給を受けた再就職手当は、新船員保険法第三十三条ノ十五ノ二第二項の規定の適用する所定給付日数とみなして、新船員保険法第三十三条ノ十五ノ二の規定を適用する。

による再就職手当の支給を受け、かつ、引き続ぎ施行日において当該職業に就いている者については、新船員保険法第三十三条ノ十五ノ二第一項第二号に該当する者に係る就業促進手当の支給を受けたもののみなしして、新船員保険法第三十三条ノ十五ノ三の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「特定就業促進手当受給者」とあるのは、「特定再就職手当受給者」と、同項第一号中「就業促進手当（前条第一項第二号ニ該当スル者ニ係ルモノニ限ル以下本条ニ於テ之ニ同ジ）」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第三十二号以下本条ニ於テ改正ト称ス）第三条ノ規定ニ依ル改正前ノ前条ノ規定ニ依ル再就職手当（以下本条ニ於テ単ニ再就職手当ト称ス」と、「当該就業促進手当」とあるのは、「当該就業促進手当」と、「前条第五項」とあるのは、「改正法第三条ノ規定ニ依ル改正前ノ前条第四項」と、同条第二項中「特定就業促進手当受給者トハ就業促進手当」とあるのは、「特定再就職手当受給者トハ再就職手当」と、「当該就業促進手当」とあるのは、「当該再就職手当」と、同条第三項中「第三十三ノ十五ノ三第一項」とあるのは、「改正法附則第十八条第四項ノ規定ニ依リ読替ヘラレタル第三十三条ノ十五ノ三第一項」とする。

（高齢求職者給付金の額に関する経過措置）

第十九条 高齢求職者給付金の支給を受けることができる資格に係る離職の日が施行日前である当該高齢求職者給付金の支給を受けることができる者に係る高齢求職者給付金の額については、なお従前の例による。

（船員保険の教育訓練給付金に関する経過措置）

第二十条 施行日前に新船員保険法第三十三条ノ十六ノ四第一項に規定する教育訓練を開始した同項各号のいずれかに該当する者に対する同項の規定による教育訓練給付金の支給については、なお従前の例による。

（高齢雇用継続給付に関する経過措置）

第二十一条 五十五歳に達した日（その日において新船員保険法第三十四条第一項第一号に該当する場合にあっては、同号に該当しなくなつた日）が施行日前である被保険者に対する高齢雇用継続基本給付金の支給については、なお従前の例による。

施行日前に安定した職業に就くことにより被保険者となつた旧船保険資格者に対する高齢雇用継続基本給付金の支給についても、なお従前の例による。

再就職給付金の支給については、なお従前の例による。

再就職給付金の支給については、なお従前の例による。

第二十二条 新船員保険法第五十八条第一項の規
(船員保険の国庫負担に関する経過措置)

<p>第一十二条 新船員保険法第五十九条第一項の規定は、平成十五年度以後の年度に係る国庫の負担額について適用する。この場合において、平成十五年度に係る国庫の負担額については、同項中「及高齢求職者給付金」とあるのは、「高齢求職者給付金及雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第三十一号）第三条ノ規定ニ依ル改正前ノ第三十三条ノ十五ノ二ノ規定ニ依ル再就職手当」とする。</p> <p>（その他の経過措置の政令への委任）</p> <p>第四十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。</p>
<p>附 則 （平成一六年六月二日法律第七一 号）抄</p>
<p>（施行期日）</p>
<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。</p>
<p>附 則 （平成一六年六月二日法律第七六 号）抄</p>
<p>（施行期日）</p>
<p>第一条 この法律は、破産法（平成十六年法律第七十五条号。次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六条項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。）の施行の日から施行する。</p> <p>（罰則の適用等に関する経過措置）</p>
<p>第十二条 施行日前にした行為並びに附則第二条第一項、第三条第一項、第四条、第五条第一項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一項並びに第六条第一項及び第三項の規定によりなお從前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。</p> <p>（政令への委任）</p>
<p>第十四条 附則第二条から前条までに規定するもののか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</p>
<p>附 則 （平成一六年六月一一日法律第一 四号）抄</p>

卷之二

第一条 (施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

第二条、第五条、第十二条、第十五条、第二十二条、第二十八条、第三十二条、第三十六条、第三十九条、第四十二条、第四十四条的二、第四

十九条、第五十一条及び第五十二条並びに附則第四条、第十七条から第二十四条まで、第三十四条から第三十八条まで、第五十七条

第五十八条及び第六十条から第六十四条までの規定 平成十七年四月一日

二及ひ三
略

びに附則第九条第二項、第十条、第十三条第六項、第十四条、第五十六条の表平成十八年四月一日第一号第四号ニ掲げらる見三の施行

度（附則第一條第四号に掲げる規定の施行の日の属する月以後の期間に限る。）から特定年度の前年度までの各年度の項及び第六十五

第五条の規定 平成十八年七月一日

二、第二十三条の二、第二十五条、第三十条、第三十三条、第四十四条、第四十四条の

三から第四十四条の五まで、第四十七条及び第五十三条並びに附則第四十一条から第六条まで、第四十八条及び第五十五条の規

(検討) 定平成十九年四月一日

第三条 政府は、社会保障制度に関する国会の審議を踏まえ、社会保障制度全般について、税、保険料等の負担と給付の在り方を含め、一体的

な見直しを行いつつ、これとの整合を図り、公的年金制度について必要な見直しを行うものとする。

2 前項の公的年金制度についての見直しを行うに当たっては、公的年金制度の一元化を展望

（厚生年金保険法による年金たる保険給付等の
体系の在り方にについて検討を行うものとす
る。）

額に関する経過措置)

金保険法による年金たる保険給付 昭和六十一年
改正法附則第七十八条第一項及び第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付、厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第十六条第一項

項及び第二項に規定する年金たる給付並びに厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るために農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（以下「平成十三年統合法」という。）附則第十六条第一項及び第二項に規定する年金である給付及び平成十三年統合法附則第二十五条第四項に規定する特例年金給付の額については、なお従前の例による。

（昭和六十年改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付の額の計算に関する経過措置）

第二十九条 平成二十六年度までの各年度における昭和六十年改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付については、第十四条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第八十七条第三項（以下この項において「改正後の附則第八十七条第三項」という。）の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定により計算した額が、次項の規定により読み替えられた第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十七条第三項（次項において「改正前の附則第八十七条第三項」という。）の規定により計算した額に満たない場合は、これらの規定はなおその効力を有するものとし、改正後の附則第八十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定にかかるわらず、当該額をこれらの給付の額とする。

前項の場合において、次の表の上欄に掲げる改正前の附則第八十七条第三項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた法律の規定中同表の中欄に掲げる字句に読み替えるものと、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な読替えは、政令で定め

年ノ四月以降、○・九八八（此ノ条ノ規定ニ依ル率ノ改定ガ行ハレタルトキハ當該改定後ノ率）ニ其ノ低下シタル比率」とあるのは「○・九七八（當該年度ノ改定率（國民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）第一条ノ規定ニ依ル改正後ノ國民年金法第二十三条ニ規定スル改定率ヲ謂フ）ノ改定ノ基準率ナル率三〇・九一〇ヲ乗ジテ得タル率トシテ政令ヲ以テ定ムル率ガ一ヲ下ル場合ニ於テハ當該年度ノ四月以降、○・九七八（此ノ条ノ規定ニ依ル率ノ改定ガ行ハレタルトキハ當該改定後ノ率）ニ当該政令ヲ以テ定ムル率」と、「○・九八八（總務省において作成する年平均の全國消費物価指數（以下「物価指數」という。）が平成十五年（この項の規定による率の改定が行われたときは、直近の當該改定が行われた年の前年）の物価指數を下回るに至つた場合には、その翌年の四月以降、○・九八八（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後ノ率）にその低下した比率」とあるのは「○・九七八（當該年度の改定率（國民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）第一条の規定による改定後ノ國民年金法第二十七条に規定する改定率をいう。）の改定の基準となる率に○・九九〇を乗じて得た率として政令で定める率が一を下回る場合においては、當該年度の四月以降、○・九七八（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後ノ率）に当該政令で定める率」と、「○・九八八を」とあるのは「○・九七八を」とする。

第五十八条 第五十五条の規定による改正後の船員保険法第四条ノ一の規定は、平成十七年四月一日以後に終了した同条第一項に規定する育児休業等（第三項において「育児休業等」という。）について適用する。

2 平成十七年四月一日前に第五十一条の規定による改正前の船員保険法第五十九条ノ四の規定に基づく申出をした者については、なお従前の例による。

3 平成十七年四月一日前に育児休業等を開始した者（平成十七年四月一日前に第五十一条の規定による改正前の船員保険法第五十九条ノ四の規定に基づく申出をした者を除く。）については、その育児休業等を開始した日を平成十七年四月一日とみなして、第五十五条の規定による

第一條

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

規定、附則第九十五条の規定並びに附則第二十七条中郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）附則第八十七条第一項の改正規定

平成十九年十月一日

二 附則第十九条から第二十六条まで並びに第二十九条第三項及び第四項の規定 平成二十年十月一日

三 第二条、第四条、第六条及び第八条並びに附則第二十七条、第二十八条 第二十九条第一項及び第二項、第三十条から第五十条まで、第五十四条から第六十条まで、第六十二条、第六十四条、第六十五条、第六十七条、第六十八条、第七十一条から第七十三条まで、第七十七条から第八十条まで、第八十二条、第八十四条、第八十五条、第九十条、第九十四条、第九十六条から第一百条まで、第一百三条、第一百十五条から第一百八十八条まで、第一百二十条、第一百二十一条、第一百二十三条から第一百二十五条まで、第一百二十八条、第一百三十七条、第一百三十九条及び第一百三十九条の二の規定 日本年金機構法の施行の日

（返還命令等に関する経過措置）

第十二条 第三条の規定による改正後の船員保険法（以下「平成十九年改正後船員保険法」という。）第二十五条ノニ第二項の規定は、施行日以後に虚偽の報告、届出又は証明をした指定教育訓練実施者について適用する。

（失業保険金の受給資格に関する経過措置）

第十三条 失業保険金の支給を受けることができる資格に係る離職の日が附則第一条第一号の二に掲げる規定の施行の日前である場合の当該資格については、なお従前の例による。

（船員保険の育児休業基本給付金に関する経過措置）

第十四条 平成十九年改正後船員保険法第三十六条第七項の規定は、附則第一条第一号の二に掲げる規定の施行の日以後に平成十九年改正後船員保険法第三十六条第一項に規定する休業を開始した者について適用し、同日前に同項に規定する休業を開始した者については、なお従前の例による。

（船員保険の国庫負担に関する経過措置）

第十五条 平成十九年改正後船員保険法第五十一条第一項及び附則第二十五項の規定は、平成十九年度以後の年度に係る国庫の負担額について適用する。

（船員保険の教育訓練給付金に関する経過措置）

第十六条 附則第一条第一号の二に掲げる規定の施行の日前に平成十九年改正後船員保険法附則第三十三条ノ十六ノ四第一項に規定する教育訓練を開始した平成十九年改正後船員保険法附則第二十九項に規定する者に対する同条第一項の規定による教育訓練給付金の支給については、なお従前の例による。

（船員保険の育児休業者職場復帰給付金の額に関する経過措置）

第十七条 平成十九年改正後船員保険法附則第三十項の規定は、附則第一条第一号の二に掲げる規定の施行の日前以後に、平成十九年改正後船員保険法第三十七条第一項の規定に該当することとなつた者について適用し、同日前に同項の規定に該当することとなつた者については、なお従前の例による。

（船員保険の保険料に関する経過措置）

第十八条 平成十九年改正後船員保険法第五十九条（第九項及び第十項を除く。）、第六十条及び附則第二十八項の規定は、平成十九年四月以後の月に係る船員保険の保険料について適用し、同年三月以前の月に係る船員保険の保険料については、なお従前の例による。

（協会の準備行為に関する経過措置）

第十九条 健康保険法（大正十一年法律第七十号）による全国健康保険協会（以下「協会」という。）は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前においても、協会が管掌する船員保険の事業の実施に必要な準備行為をすることができる。

（船員保険協議会に関する経過措置）

第二十条 協会は、協会が管掌する船員保険の事業の準備のため、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に、第四条の規定による改正後の船員保険法（以下「平成二十二年改正後船員保険法」という。）第六条第一項に規定する船員保険協議会を置くものとする。

（協会の定款変更に関する経過措置）

第二十一条 協会は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までに、船員保険事業を実施するために必要な定款の変更をしなければならない。

き、その意見を尊重しなければならない。

3 理事長は、第一項の定款の変更に当たつては、運営委員会（健康保険法第七条の十八第一項に規定する運営委員会をいう。以下同じ。）の議を経なければならぬ。

（協会の事業計画等に関する経過措置）

第二十二条 協会は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までに、同号に掲げる規定の施行の日を含む事業年度に係る船員保険事業に関する事業計画及び予算（次項において「事業計画等」という。）を作成しなければならない。

2 前条第二項及び第二項の規定は、前項の事業計画等の作成について準用する。
（協会の運営規則に関する経過措置）

第二十三条 協会は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までに、船員保険事業を実施するために必要な健康保険法第七条の二十二第一項の運営規則の変更をしなければならぬい。

2 附則第二十一条第二項及び第三項の規定は、前項の運営規則の変更について準用する。
（疾病保険料率の決定に関する経過措置）

第二十四条 協会は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までに、平成二十二年改正後船員保険法第二百二十二条第一項の疾病保険料率（以下この条において「疾病保険料率」という。）を決定しなければならない。

2 協会が疾病保険料率を決定しようとするときは、あらかじめ、理事長が船員保険協議会の意見を聴いた上で、運営委員会の議を経なければならない。

3 理事長は、前項の規定による船員保険協議会の意見を尊重しなければならない。

4 協会が疾病保険料率を決定しようとするときは、理事長は、その決定について厚生労働大臣の認可を受けなければならぬ。

5 厚生労働大臣は、前項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を告示するとともに、社会保険庁長官に通知しなければならない。

（災害保健福祉保険料率の決定に関する経過措置）

第二十五条 協会は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までに、平成二十二年改正後船員保険法第二百二十二条第一項の災害保健福祉保険料率（次項において「災害保健福祉保険料率」という。）を決定しなければならない。

- 2 前条第二項から第五項までの規定は、前項の災害保健福祉保険料率の決定について準用する。

(協会の職員の採用に関する経過措置)

第二十六条 協会は、社会保険庁長官を通じ、社会保険庁の職員に対し、協会の職員の労働条件及び協会の職員の採用の基準を提示して、職員の募集を行うものとする。

2 社会保険庁長官は、前項の規定により社会保険庁の職員に対し、協会の職員の労働条件及び協会の職員の採用の基準が提示されたときは、協会の職員となることに関する社会保険庁の職員の意思を確認し、協会の職員となる意思を表示した者の中から、当該協会の職員の採用の基準に従い、協会の職員となるべき者を選定して、その名簿を作成して協会に提出するものとする。

3 前項の名簿に記載された社会保険庁の職員のうち、協会から採用する旨の通知を受けた者であつて附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に社会保険庁の職員であるものは、同号に掲げる規定の施行の日において、協会の職員として採用される。

4 第一項の規定により提示する労働条件の内容となるべき事項、同項の規定による提示の方針法、第二項の規定による職員の意思の確認の方針法その他前三項の規定の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

5 第二項又は第三項の規定により協会の職員の採用に関して行う事務については、国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号) 第百六条の二第一項の規定は、適用しない。

(協会の職員の退職手当に関する経過措置)

第二十七条 前条第三項の規定により協会の職員として採用される者に対しては、国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)に基づく退職手当は、支給しない。

協会は、前項の規定の適用を受けた協会の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の國家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。)としての引き続いた在職期間を協会の職員としての在職期間とみなして取り扱るべきものとする。

3 協会は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日に社会保険庁の職員として在職し、前条第三項の規定により引き続いた在職期間

職員として採用された者のうち同号に掲げる規定の施行の日から雇用保険法による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に協会を退職したものであつて、その退職した日まで社会保険庁の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

(協会の職員の児童手当等の支給に関する経過措置)

第二十八条 附則第二十六条第三項の規定により協会の職員として採用された者であつて、附則第一条第三号に掲げる規定の施行日の前日ににおいて厚生労働大臣又はその委任を受けた者がから児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第七条第一項(同法附則第六条第二項、第七条第五項及び第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定を受けているものが、同号に掲げる規定の施行の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含む。)の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項(同法附則第六条第二項、第七条第五項及び第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかるわらず、同号に掲げる規定の施行の日の前日の属する月の翌月から始める。

(協会の権利及び義務の承継に関する経過措置)

第二十九条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に附則第一百七十七条の規定による改正前の厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)第四条第一項第九十五号に掲げる事務に関するものの価額の合計額を差し引いた額に相当するものを除き、協会が承継する。

前項の規定により協会が国に有する権利及び義務を承継したときは、協会に承継される権利に係る資産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する額を差し引いた額に相当するものを除き、協会が有する権利及び義務は、政令で定めるものとす

第二十八条

附則第二十六条第三項の規定により
規則にて採用せし二種ごつて、付則

係る登記又は登録については、

登録免許税を課

員保険法第十九条ノ三第一項の規定による申請

第

附則第一條第三号に掲げる規定の施

(疾病之意迷癡皮呆瘻者二閑十之怪醫置)

卷之三

第三号に掲げる規定の施行の日において、前

る事由に該当する場合を除く)には附則第一

又は第十九条ノ四第一号から第三号までに掲げ

の者が平成二十二年改正前船員保険法第十九条

保険の被保険者であつた者（同日において、そ

保険法第十七条に規定する政府が管掌する船員

(雇用保険の被保険者資格の取得に関する経過措置)

第三十五条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日において平成二十二年改正前船員保険法第十七条の規定による被保険者であつた者(平成二十二年改正前船員保険法第三十三条ノ三第四項各号に該当していた者を除く。)であつて、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日ににおいて第二条の規定による改正後の雇用保険法(以下「平成二十二年改正後雇用保険法」という。)第四条第一項に該当するものは、同日に雇用保険の被保険者の資格を取得する。

第三十六条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日において平成二十二年改正前船員保険法第十七条の規定による被保険者であつた者(平成二十二年改正前船員保険法第三十三条ノ三第四項各号に該当していた者を除く。)であつて、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日ににおいて第二条の規定による改正後の雇用保険法(以下「平成二十二年改正後雇用保険法」という。)第四条第一項に該当するものは、同日に雇用保険の被保険者の資格を取得する。

(雇用保険の被保険者期間に関する経過措置)

第三十七条 前二条の規定により雇用保険の被保険者の資格を取得するものとし、当該資格を喪失するまでの間、同号の規定は適用しない。

(雇用保険の被保険者期間に関する経過措置)

第三十八条 前二条の規定により雇用保険の被保険者の資格を取得した者については、附則第一号に掲げる規定の施行の日前の船員保険の被保険者であつた期間(政令で定める期間を除く。)は、雇用保険の被保険者であつた期間とみなす。

(船員保険の職務上の事由による保険給付に関する経過措置)

第三十九条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に発生した事故に起因する職務上の事由若しくは通勤による負傷、障害若しくは死亡又は職務上の事由による行方不明及び同日前にその発生が確定した疾病又は当該疾病による死亡に関する平成二十二年改正前船員保険法の規定による保険給付(平成二十二年改正前船員保険法第五十七条ノ二第三項に規定する事業として厚生労働省令で定めるところにより支給する支給金を含み、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第八十一条第一項の規定によりなお従前の例によるものとし、協会が当該給付を支給する。)について、なお従前の例によるものとされた年金たる給付を除く。)については、給付の費用に関する事項を除き、なお従前の例によるものとされた当該給付の支給を受けた者を含む。がその支給を受けた後に雇用保険

(船員保険の給付に要する費用等の交付に関する経過措置)

並びに第三十六条の規定、附則第六十三条中健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）附則第十八条第一項の改正規定、附則第六十四条中特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第二十三条第一項、第六十七条第一項及び第一百九十五条の改正規定並びに附則第六十六条及び第七十五条の規定 公布の日
二 附則第二十二条、第二十四条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十条の規定、附則第四十四条中国民健康保険法第九条及び第一百十九条の二の改正規定並びに附則第七十七条の規定 平成二十年十月一日
(処分、申請等に関する経過措置)

指定、認可その他の処分若しくは通知その他の行為又は社会保険庁長官等に対してもべき由請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の規定に基づく権限又は権限に係る事務の区分に応じ、それぞれ厚生労働大臣等がすべきものとし、又は厚生労働大臣等に対してすべきものとする。
(罰則に関する経過措置)
第七十四条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)
第七十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)
第七十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
附 則 (平成一九年七月六日法律第一二〇号) 抄
(施行期日)
（施行期日）
（二〇〇〇年三月三十日法律第二二二号）
（二〇〇〇年三月三十日法律第二二二号）

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第六条、第十三条、第十六条及び第十九条並びに附則第二十三条、第二十五条、第二十七条及び第二十八条の規定

二 及び三 略

四 第八条、第十八条及び第二十条から第二十二条までを下す二つ目第一項、つゝ音しきこゑの三

第三条まで並てに附則第七条から第九条までの規定
第十三条、第十六条及び第二十四条の規定
平成二十一年四月一日

第二十七條 この法律（附則第一条各号に掲げる
な措置を講するものとする
(罰則に関する経過措置)

規定については、当該各規定。次条において同じく規定(施行前にした行為に対する罰則の適用)の施行前における例による。

4 なお従前の例によることとする法令の規定により、社会保険庁長官等がすべき裁定、承認、

保険法等の一部を改正する法律によつてまず改正され、次いでこの法律によつて改正されるものとする。

第二十条 (その他の経過措置の政令への委任)
この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定

法律 第一三三三二年三月一日平成二年三月三日法律第一

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる見合は、

一 略
当該各号に定める日から施行する。

二 第一条の規定、第二条（第一号に係る部分に限る。）の規定、次条第一項から第三項まで及び第五項から第七項までの規定（独立行

て及び第五項が、第九項までの規定（独立行政法人国立国語研究所（以下「国立国語研究所」という。）に係る部分に限る。）、同条第

十項の規定、同条第十二項の規定（国立国語研究所に係る部分に限る。）、附則第三条第一項の規定、附則第六条第一項及び第二項の規

則第十条の規定、附則第十二条の規定（国立国語研究所に係る部分に限る。）、附則第十三条の規定（国立

国語研究所に係る部分に限る)、附則第十五条の規定、附則第十六条の規定(国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八

号 別表第三の改正規定中独立行政法人国
立国語研究所の項を削る部分に限る)、附則第

十九条の規定、附則第二十条の規定（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）第四条のうち船員保険法（昭和

十四年法律第七十三号)別表第一の改正規定
中独立行政法人国立国語研究所の項を削る部

分に限る。)並びに附則第二十二条の規定
平成二十一年十月一日

(施行期日) 号抄

第一条 二の法律は平成二十年一月一日から施行する。
(適用区分)

第二条 この法律による改正後の厚生年金保険法第八十七条第一項及び附則第十七条の十四並びに六月三十日まゝ三ヶ月言明の趣旨に

に公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二

十五年改正法」という。附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされたる改正前の厚生年金保険法第八十七条第一項（厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）。以下「厚生年金特例法」という。）第二条第八項、平成二十五年改正法附則第一百四十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされたる平成二十五年改正法附則第一百四十一条の規定による改正前の厚生年金特例法第五条第一項若しくは平成二十五年改正法附則第一百四十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされたる平成二十五年改正法附則第一百四十四条の規定による改正前の厚生年金特例法第八条第八項又は児童手当法（昭和四十六年法律第七十号）第二十二条第一項の規定に基づきこれらの規定の例によることとされる場合を含む。）の二第一項において準用する場合を含む。）及び附則第九条の二の五、国家公務員共済組合法附則第二十二条の九第四項及び第五項、地方公務員等共済組合法第八十七条第一項（第百三十四条の二第一項において準用する場合を含む。）の二第一項において準用する場合を含む。）及び附則第三十三条の二、私立学校教職員共済法第三十条第三項及び附則第三十五条、石炭鉱業年金基金法第二十二条第一項において準用する厚生年金保険法第八十七条第一項及び附則第十七条第一項及び附則第九条、船員保険法第八十三条第一項及び附則第十条、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「徴収法」という。）第二十八条第一項及び附則第十二条、失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第十九条第三項において準用する徴収法第二十八条第一項及び附則第十二条並びに石綿による健康被害の救済に関する法律

する法律（以下「石綿健康被害救済法」といいう。）第三十八条第一項において準用する徵収法第二十八条第一項及び附則第十二条の規定は、それぞれ、この法律の施行の日以後に納期限又は納付期限の到来する厚生年金保険の保険料及び平成二十五年改正法附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金の掛金（平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第四十一条第一項の規定による改正前の厚生年金保険法第三百四十条第一項の規定による徵収金を含む。）百四十条第一項の規定による徵収金を含む。）厚生年金特例法第二条第二項に規定する特例納付保険料、平成二十五年改正法附則第一百四十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第一百四十条の規定による改正前の厚生年金特例法第四条第一項に規定する未納掛金に相当する額及び平成二十五年改正法附則第一百四十二条第二項に規定する特例掛金、児童手当法第二十条第一項の拠出金、国民年金の保険料及び国民年金基金の掛金、国家公務員共済組合法附則第二十条の四第一項に規定する日本郵政共済組合に払い込むべき掛け金及び負担金、地方公務員等共済組合法第一百四十四条の三第一項に規定する団体が納付すべき掛け金及び負担金、私立学校教職員共済法の規定による掛け金、石炭鉱業年金基金の掛け金、平成十三年統合法附則第五十七条第一項に規定する特例業務負担金、農業者年金の保険料、健康保険の保険料、船員保険の保険料、徵収法第十九条第二項に規定する労働保険料、整備法第十九条第一項の特別保険料及びに石綿健康被害救済法第三十七条第一項に規定する一般拠出金（以下「保険料等」という。）に係る延滞金について適用し、同日前に納期限又は納付期限の到来する保険料等に係る延滞金については、なお從前の例による。

（調整規定）

附 則	
（施行期日）	抄
第一条	この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則	（平成二十三年三月三一日法律第一五号）抄
（施行期日）	（罰則に関する経過措置）
第一条	この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第一条中雇用保険法第十条の四第三項及び第十四条第二項の改正規定並びに同法第二十二条に一項を加える改正規定、第二条の規定（労働保険の保険料の徴収等に関する法律附則第十一条の改正規定を除く。）並びに附則第四条の規定、附則第五条の規定（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第三十一条第二項ただし書の改正規定を除く。）附則第六条及び第九条から第十二条までの規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（罰則に関する経過措置）
第十三条	この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則	（平成二十三年三月三一日法律第一九号）抄
（施行期日）	（施行期日）
第一条	この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、附則第二十条の規定は、公布の日から施行する。
（政令への委任）	（政令への委任）
第二十条	この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
第一条	この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。
附 則	（平成二十二年四月二八日法律第二七号）抄
（施行期日）	（施行期日）
第一条	この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。
附 則	（平成二十二年四月二八日法律第二二条）抄
（経過措置）	（経過措置）
第二条	施行日において、現に昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下この項において「旧厚生年金保険法」という。）の規定又は昭和六十年改正法第五条の規定によると改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十

三号。以下この項において「旧船員保険法」という。)の規定による障害年金の受給権者によつて生計を維持しているその者の配偶者(婚姻の届出をしていないが事實上婚姻關係と同様の事情にある者を含み、当該受給権者がその権利を取得した日の翌日以後に有するに至つた当該配偶者に限る。)又はその者の第五条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第七十八条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第七十九条の規定により読み替えられた旧厚生年金保険法第五十一条第二項において準用する旧厚生年金保険法第四十四条第一項若しくは第五条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第八十七条第六項の規定により読み替えられた旧船員保険法第四十一条ノ二第一項に規定する子(当該受給権者がその権利を取得した日の翌日以後に有するに至つた当該子に限る。)がある場合における第五条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第七十八条第五項及び第八十九条第六項の規定の適用については、第五条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第七十八条第五項中「当該配偶者又は当該子を有するに至つた日の属する月の翌月」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第二十七号)」の施行の日の属する月」と、第五条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第八十七条第六項中「当該配偶者又ハ当該子ヲ有スルニ至リタル日ノ属スル月ノ翌月」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第二十七号)」の施行ノ日ノ属スル月」とする。(政令への委任)

第三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二三年五月一九日法律第三五号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。(政令への委任)

第二十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二三年一二月三日法律第六一号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。

三 第三条並びに附則第四条第三項及び第四項、第五条、第六条、第十二条並びに第十三条の規定 平成二十六年十二月一日

附 則 (平成二六年五月二一日法律第三号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年五月三〇日法律第四号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年六月一一日法律第六二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第十三条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第十六条及び第十九条の規定 公布の日

二 第一条中国民年金法附則第九条の二の五の改正規定、第三条中厚生年金保険法附則第七条の十四の改正規定、第六条から第十二条までの規定、第十三条中年金生活者支援給付金の支給に関する法律附則第九条の次に一条を加える改正規定及び第十四条の規定並びに附則第三条及び第十七条の規定 平成二十七年一月一日

(延滞金の割合の特例等に関する経過措置)

第十七条 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める規定による延滞金(第十五号にあつては、加算金。以下この条において同じ。)のうち平成二十七年一月一日以後の期間に対応するものについて適用し、当該延滞金のうち同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。
一から三まで 略

四 第六条の規定による改正後の船員保険法附則第十条 船員保険法第百三十三条规定第一項(その他の経過措置の政令への委任)

第十九条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二六年六月一三日法律第六
七号 抄

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条第二項、第十八条规定及び第三十条の規定 公布の日
(処分等の効力)

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。)に相当の規定があるものは、法律(これに基づく政令を含む。)に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はべき処分、手續その他の行為とみなす。(罰則に関する経過措置)

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令等への委任)

第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令(人事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六
九号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

(経過措置の原則)

第五条 行政庁の处分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の处分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その

他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとする場合にあっては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものと含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとする場合を含む。）により異議申立てが提起された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるもののが取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

の改正規定並びに附則第二十二条、第二十四条及び第三十条の規定、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(検討)

第二条 政府は、この法律の公布後速やかに、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築する観点から、社会保障制度の改革及び少子化に対処するための施策について、その実施状況の検証を行うとともに、総合的な検討に着手し、その検討の結果に基づいて速やかに法制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第四条 第二条の規定による改正後の船員保険法第六十九条第五項の規定は、施行日の前日において、支給を始めた日から起算して三年を経過していない傷病手当金について適用し、施行日前に第二条の規定による改正前の船員保険法第六十九条第五項に規定する支給期間が満了した傷病手当金については、なお従前の例による。

2 第一条の規定による改正後の船員保険法第十八条の規定は、第三号施行日以後に開始する船員保険法第十九条第一項に規定する育児休業等について適用し、第三号施行日前に開始した同項に規定する育児休業等については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三十二条 附則第三条から第十条まで、第十二条、第十四条及び第十六条に規定するもののか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
一 第五百九条の規定 公布の日
附 則 (令和四年六月一七日法律第六八
号) 抄 (施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日
附 則 (令和四年一二月九日法律第九六
号) 抄 (施行期日)

第 (施行期日)
第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)、第四条中地域保健法第六条の改正規定、第五条の規定、第八条中医療法第六条の改正規定、第七条、第七条の二、第二十七条の二、第二十七条の二及び第三十条の四第十項の改正規定、第九条及び第十二条の規定並びに第十七条中高齢者の医療の確保に関する法律第百二十一条第一項第一号イの改正規定並びに次条第一項から第

三項まで、附則第三条、第四条、第八条から第十二条まで、第十四条及び第十六条から第十八条までの規定、附則第十九条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)、附則第二十四条の規定、附則第三十一条中住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)別表第二の四の項、別表第三の五の五の項、別表第四の三の項及び別表第五第六号の三の改正規定並びに附則第三十六条から第三十八条まで及び第四十二条の規定 公布の日

(検討)

第二条 政府は、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。以下同じ。)の罹患後症状に係るものとする。

2 政府は、新型コロナウイルス感染症に関する状況の変化を勘案し、当該感染症の新型インフルエンザ等感染症(感染症法第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症をいう。附則第六条において同じ。)への位置付けの在り方について、感染症法第六条に規定する他の感染症の類型との比較等の観点から速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、予防接種の有効性及び安全性に関する情報(副反応に関する情報を含む。)の公表の在り方について、感染症法第六条に規定する他の感染症の類型との比較等の観点から速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

4 政府は、この法律による改正後のそれぞれの法律

(以下この項において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第四十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

**附 則 (令和五年三月三一日法律第三
号) 抄 (施行期日)**

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

第二条 この法律は、令和六年一月一日に施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 次に掲げる規定 令和六年一月一日

イ及びロ 略

ハ 第九条の規定並びに附則第二十四条、第六十六条から第六十九条まで及び第七十一

条から第七十四条までの規定

第七十八条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この項において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとされる。

第七十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)

第七十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則 (令和五年五月一九日法律第三
号) 抄 (施行期日)**

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中国民健康保険法第七十二条第三

項、第八十二条の二第三項第一号及び第四

項、第八十五条の一、第八十五条の三第三項並びに第一百十三条の二第一項の改正規定、第六

条中高齢者の医療の確保に関する法律第四

条に一項を加える改正規定、同法第六条、第七

条第五項の改正規定(第四号に掲げる改正規

定を除く。)、同法第九条第二項及び第三項の改正規定、同条第四項の改正規定(第四号に掲げる改正規定を除く。)、同条第五項、第七

项及び第十项並びに同法第十二条、第十二条

第一項、第十三条第一項、第十四条第一項、

第十五条、第十六条第三項、第百三十八条第

一項及び第百五十七条の二の改正規定、第七

条の十第二項の改正規定、第四条中国民健

保険法第百十三条の三第二項の改正規定、第

六条中高齢者の医療の確保に関する法律第百

六十五条の二第二項の改正規定及び第十四条の規定並びに附則第十九条中私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第

四十七条の三第二項の改正規定、附則第二十条中国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第百十四条の二第二項の改正規定、附則第二十二条中地方公務員等共

済組合法(昭和三十七年法律第二百五十二号)第百四十四条の三十三第二項の改正規定、附則第二十四条(第二号に係る部分に限る。)の規定、附則第二十六条中生活保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第八十条の四第

二項の改正規定及び附則第二十九条の規定の規定、附則第二十六条中地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第二百五十二号)第百四十四条の三十三第二項の改正規定、附則第二十九条(第二号に係る部分に限る。)の規定、附則第二十六条中生活保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第八十条の四第

二項の改正規定及び附則第二十九条の規定において政令で定める日

二から五まで 略

六 第一条中健康保険法第二百五条の四第二項の改正規定、第二条中船員保険法第百五十三条の十第二項の改正規定、第四条中国民健康保険法第百十三条の三第二項の改正規定、第六条中高齢者の医療の確保に関する法律第百六十五条の二第二項の改正規定及び第十四条の規定並びに附則第十九条中私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第百二十四条の三第二項の改正規定、附則第二十二条中地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第二百五十二号)第百四十四条の三十三第二項の改正規定、附則第二十九条(第二号に係る部分に限る。)の規定、附則第二十六条中生活保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第八十条の四第

二項の改正規定及び附則第二十九条の規定において政令で定める日

二から五まで 略

六 第一条中健康保険法第二百五条の四第二項及び第百五十七条の二の改正規定、第七

条の十第二項の改正規定並びに第十二条の規定並びに第十二项並びに同法第十二条、第十二条

第一項、第十三条第一項、第十四条第一項、

第十五条、第十六条第三項、第百三十八条第

一項及び第百五十七条の二の改正規定、第七

条的規定並びに第十二项並びに同法第十二条、第十二条

第一項、第十三条第一項、第十四条第一項、

第十五条、第十六条第三項、第百三十八条第

一項及び第百五十七条の二の改正規定、第七

条的規定並びに第十二项並びに同法第十二条、第十二条

第一項、第十三条第一項、第十四条第一項、

第十五条、第十六条第三項、第百三十八条第

一項及び第百五十七条の二の改正規定、第七

条的規定並びに第十二项並びに同法第十二条、第十二条

第一項、第十三条第一項、第十四条第一項、

第十五条、第十六条第三項、第百三十八条第

一項及び第百五十七条の二の改正規定、第七

条的規定並びに第十二项並びに同法第十二条、第十二条

第一項、第十三条第一項、第十四条第一項、

第十五条、第十六条第三項、第百三十八条第

一項及び第百五十七条の二の改正規定、第七

別表第三（第九十一条関係）										別表第一（第八十八条関係）									
障害の程度										障害の程度									
障害の程度度					障害の程度度					障害の程度度					障害の程度度				
七級	六級	五級	四級	三級	二級	二級	一級	一級	一級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	二級	一級	一級	一級
別表第五（附則第五条関係）	日数	日数	日数	日数	日数	日数	日数	日数	日数	別表第四（第九十一条、第九十二条関係）	月数	月数	月数	月数	月数	月数	月数	月数	月数
五六〇	六七〇	七九〇	九二〇	一、〇五〇	一、一九〇	一、三四〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	二五	三〇	三三	三六	三九	四二	四八月	四八月	一・六	一・九